

ただいまから本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第 1 を上程いたします。

日程第 1 一般質問昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問についての発言時間は 1 人 10 分以内といたします。

質問通告に基づき順次発言を許します。

13 番上川彩議員、13 番上川彩議員おはようございます。

早速始めます。

まず、本区の区立学校におけるいじめ暴力対応について伺います。

本年 3 月からさ危機にある小中高者一体型の小学校の児童館で、今回のいじめ、暴力事件は起こりました。

当時、同小学校 4 年生の児童が同校の 6 年生 3 人に公園に呼び出され、水木頭を何度も殴られ、開けられ、踏みつけられ、画面まで殴られた他、前日買ったばかりの自転車まで壊されました。

被害児童の顔にはあざが残り、これに警察が介入。

警察の聴取に、加害生徒本人が頭を蹴った踏みつけた自転車も壊したなどと認め、警察は中学生なら犯罪だと厳しく指導しています。

ところが学校は、浴室の一つの危機を理由に、直後の聞き取りを怠り、春休みに入り、警察の調査結果が出た後も親の同意がない警察町田と対応放棄し、謝罪一つないまま、加害生徒児童被害児童と同一後者の中学へと進学させました。

囲基本件は半年た近く経つ今も解決しておりません。

そこでまず、以下 6 点について区教委の認否をお答えください。

第 1 に卒業式を理由に、事件直後の聞き取りを怠ったこと、第 2 川人本人より先に保護者に連絡し、口裏合わせを可能にした上で、加害児童への聞き取りを 3 日後にしたこと第 3 に区長みずからが示すマニュアルに従えば、加害児童への聞き取りは個別に別室で同時に行うべきところ、時間差を設けて中に行い、ここでも口裏合わせを可能にしたことを第 4 に同じく被害児童への聞き取りが本来先であるべきところその費用 6 月 10 日と大幅に遅らせ、順序を逆にしたこと第 5 に、警察の調査結果後も親の同意、警察街を理由に、指導者剤調整を行わなかったことを第 6 に、一切謝罪のないまま、加害生徒複数名を、被害児童と同一構成の中学へと進学させたこと以上それぞれお答えください。

次に、同小学校が対応の前提とする保護者の同意についてです。

加害生徒本人が暴行を認め、保護者もこれを指定しない以上、生徒指導に保護者の同意など不要ではないか。

この私の鶏肉教諭は卒業済みの生徒のため、保護者の協力が必要だと説明されますが、これは裏を返せば、卒業前なら、親の同意なく指導する権限が同賞にあったと認めたことを意味します。

ならばなぜ卒業前に指導しなかったのか。

また、親の同意がないという説明の実態は謝罪や弁償に応じない伺い家庭の意向を追認しているだけではないのか。

以上2点見解を問います。

続いて、いじめ防止対策推進法第27条が定める学校相互間で連携協力する義務についてです。

加害生徒等被害児童は今なお後者も肯定も同じくする小・中学校で過ごしており、両校の設置者は脅威であり、職員室も一つです。

にも関わらず口大岩小学校は卒業後に定め、親の同意が前提。

中学は小学校在学日の議案であるため小学校が対応の主体年当方の指導権限を指定します。これでは、警察の調査で、いかに事実を認めた暴行、器物損壊事件でも加害者の親の同意がない限り、区長にも学校も生徒指導ができないこととなり、当方の存在意義そのものを区長以下否定するに等しいのではないのでしょうか。

国のいじめ防止等のための基本的方針では保護者に協力を求めるにとどまり、許可は予見としておらず、文化省の生徒指導提要素、児童生徒の卒業で、指導が直ちに終了するものではないと明記しており、区長の説明は矛盾します。

そこで以下3点伺います。

第1に標準を取ったが主体となり、加害生徒への指導と謝罪調整を行うのか、単に親の同意の有無に関わらず、区立学校に生徒指導を行う権限と責任があると認めるか。

第3に今後いつどのように指導するのか、具体的な時期と内容をお示してください。

最後に暴行発生から半年近く、区長と学校が被害児童とそこそご家族の不安をそのままにしてる状況は看過できません。

教育長には一刻も早い解決に向けた決意があるのかどうかを問います。

次に、大規模災害時における区の生活保護運用についてです。

あと品地震の被災地に全員で寄せられた災害時現金を現地の生活保護受給者が受け取った結果、地元自治体により収入とみなされ、保護者が廃止停止減額される例が相次ぎ報じられ、金沢弁護士会や日弁連も対応の是正を求める会長声明を出しています。

石川県によると、被害の大きかった珠洲市、輪島市など奥能登4市町だけで、どういう理由による配信停止は、昨年11月末までに約60件、東京新聞はしましたが20件と報じています。

ではなぜこのようなことが起こるのか。

生活保護上支援金は原則として収入認定の対象となる一方、大震災の都度出された厚労省通知により、収入認定から除外する枠組みも示されています。

しかし、これを生かしきれない自治体が多いのです。

除外認定の骨格は以下4点です。

第1に、被保護世帯の自立更生に充てられる額は収入認定しないこと第2に、除外を受け

るには、被災者自身が自立更生計画書を作成し、家財道具の再購入費、資格書取得に要する盛業日住宅修繕費高騰を積み上げ認定を受ける必要があることを第 3 にこの計画に計上しない額は収入認定され、生活保護から差し引かれるか保護自体が停車しされることを第 4 に、各自治体の判断で包括的に一定額を収入認定から除外するなど、被災者の実情に応じた弾力運用も可能であることです。

つまり制度上、全額の収入認定は必須ではなく、除外の枠組み自体は用意されている。

ところが被災地では、被災者、中でも高齢者や障害者が自立更生計画書の存在や書き方を知らされないまま手続きが進み、福祉の窓口も書類をただ書いてと伝えるのみで火の費目の積み上げ方を支援できていない。

その結果、本来除外されるべきはあくまで機械的に収入認定され停止廃止に至るケースが続発し、弁護士会も是正を求めているのです。

ここで重要なのはこの問題は、能登半島地震に始まるものではないということです。

2011 年の東日本大震災、2016 年の熊本地震でも義援金の収入認定を巡り、ほぼ同じ構成の問題が発生し、その都度、日弁連が是正を求め声明を出しています。

先に述べた国通知の骨格は 2011 年の東日本大震災以降、ほぼ確立していたにも関わらず、その後の熊本地震の担当自身でも同じ運用の不備は繰り返されました。

そこで、この問題を本気で繰り返させたくないとの見地から、以下要望述べ、区の見解を問います。

第 1 に、大規模災害の発生時、現金等の収入認定に関する国の通知、自立更生計画の仕組みについて被災者、中でも高齢者や障害者に対し丁寧に説明する伴走支援の体制整備をご検討いただきたい。

第 2 に、複数回に分けて配分される義援金等については一律機械的に判断せず 1 人 1 人の生活再建に寄り添い、自立更生計画の段階的な策定など弾力運用も行う方針を表明いただきたい。

第 3 に、震災後等の混乱時には、福祉事務所単独ではなく、社長や弁護士会等とも連携して被災者の権利擁護、不服申し立て等の支援体制の整備を目指していただきたい。

第 4 に具体的なマニュアル整備や庁内研修等もご検討いただきたい。

第 5 に東日本大震災では、一定額を包括的に収入認定除外できる仕組みがありながら、それを活用しなかった自治体が大多数でした。

しかしこの仕組みは、被災者と行政、双方の負担を軽減する上に、義援金本来の趣旨を生かす対応です。

本県には単に検討するにとどまらず、その仕組みを原則にする方針こそお示しいただきたい。

以上五つの要望について、区のご見解を伺い、壇上からの質問を終わります。

知久教育長私から、区立学校のいじめ、暴力対応についてお答えさせていただきます。

本件については事案の経過および対応状況について報告を受けております。

その中で本来行うべき対応が十分に行われなかった点があったことについて重く受け止めております。

経過等についてこの後担当部長より答弁をさせていただきますが、被害を受けた児童および保護者に対し、適切な対応に結びつかなかったことについて、教育長として大変申し訳なく思っております本件については、関係する児童それぞれの心情と今後の学校生活に十分配慮しながら、法令に基づく更なる調査の必要性を速やかに判断し、一刻も早い解決に向け、教育委員会が責任を持って取り組む決意でございます。

以上でございます山田学校教育部長私からは、区立学校におけるいじめ暴力等、いじめ暴力対応の11点につきまして順次ご答弁いたします。

まず、卒業式を理由に、事件直後の聞き取りを行ったことおよび加害児童への聞き取りを3日後にしたことの事実認定について併せてご答弁します。

卒業式を理由に、事案発生後の聞き取りを行わなかったことは事実でございます。

また、加害行為を行った児童本人への聞き取りに先立ち、その保護者に連絡したことおよび加害行為を行った。

児童本人への聞き取りを3日後にしたことも事実でございます。

次に、区教委水上区教委が示すマニュアルでは、加害児童への聞き取りは個別別室で行うことになっているが、時間差を設けたことは事実かについてです。

議員ご指摘の通り、手引きでは、できる限り個別で個別に別室で同時に行うことが基本となっておりますが、本件に関しましては、それぞれ異なる時間帯で聞き取りになったことも事実でございます。

次に、被害児童への聞き取りを大幅に遅らせ、聞き取り順序を逆にしたことは事実かについてです。

被害を受けた児童からは事案が発生した当日に話を聞いてから、その後更なる聞き取りまで約2ヶ月半を要したことも事実でございます。

次に、警察の調査結果後も親の同意町警察街を理由に指導者剤調整を行わなかったことは行わなかったのは事実かについてです。

警察からの連絡を待っていたことにより、学校による事実確認や関係児童への支援し、支援指導関係調整が進まなかったことも事実でございます。

警察の対応状況に関わらず学校として必要な対応を取る進めるべきだったと認識しております。

次に、加害生徒への卒業までに謝罪がなかったことは事実かについてです。

加害行為を行った児童の卒業までに謝罪を含め、児童館の関係調整に至らなかったことも事実でございます。

次に、加害生徒への指導について、卒業済みの生徒のためかが家庭の協力が必要だという説明は、卒業前なら、親の同意なく指導できる指導する権限があったと区教育自ら認めたことになるのではないかについてです。

区教育委員会が卒業済みの生徒であるため、加害行為を行った児童の家庭児童の家庭の協力が必要であると説明したのは、卒業後は小学校による直接的、継続的な指導に一定の制約があるという。

趣旨でございます。

一方で、教育委員会といたしましては、当時の学校の判断について、卒業を控えた時点で必要な事実確認や加害行為を行った児童への指導、被害を受けた児童への支援関係調整をより迅速に行うべきであったと認識しております。

次に、親の同意がないと課外指導、加害者指導ができないという実態あわせて、親の同意の有無に関わらず、区立学校が生徒指導を行う権限と責任を有すると認めるかどうか、これについて併せてご答弁いたします。

学校は法および学校教育の目的に基づき、関係児童に対しまして必要な生徒指導を行う権限と責任を有しているため、保護者の同意を得られなかったことのみをもって、学校として必要な指導を行うことができ、できないものではございませんただし、指導の実効性を高めるため、学校では保護者の理解と協力を得ながら対応してございます。

謝罪矢部現象について、学校が強制する権限はございませんが、加害行為が認められる場合については、当該行為があったことを被害加害双方の保護者に報告するとともに、その問題性について、加害行為を行った児童に指導を行い、被害を受けた児童の心心情理解や適切な人間関係の形成に向けた働きかけを行っております。

謝罪の実施は、当事者間の判断によるものではございますが、学校として、加害行為を容認したり、加害行為を行った児童の家庭の意向をついにしたりするものではございません。

次に、小中学校のいずれかが主体となり加害児童への指導、指導や謝罪調整を行うか行うのかについてです。

本件は関係児童がともに小学校在籍中に発生した事案であることから、卒業後においても、当該小学校が主体となり、中学校と連携しながら、生徒への指導や関係者の関係者との連絡調整等の必要な対応を行うべきものであると考えてございます。

最後に、今後の指導の具体的な時期でございます。

今後の対応につきましては、引き続き教育委員会等学校が緊密に連携し、被害を受けた児童の心情に十分配慮しながら、今回明らかとなった不適切な行動について、加害行為を行った生徒らに対し、被害者感情への理解と、自らが行った行為への一層の反省を促してまいりますその上で、法令に基づく更なる調査の必要性を含めて、速やかに判断し、中学校との可能な連携のあり方や、必要な関係調整、再発防止に向けた取り組み等の対応方針について、来月の早い段階を目途に被害を受けた児童および保護者にお示しできるよう検討してまいります。

以上でございます。

大和保健福祉政策部長私からは、大規模災害時における区の生活保護運用について順次ご答弁いたします。

最初に、義援金等の収入認定に関する国の通知、自立更生計画の仕組みについて中でも、被災者中でも高齢者や障害者に対し丁寧かつ確実に説明する伴走支援の体制整備について名並びに複数回に分けて配分される義援金等における。

被災者1人1人の生活再建の実情に寄り添った弾力運用についてです。

災害義援金は被災者の生活再建を支援するために寄せられるものであり、さきの能登半島地震においてもその趣旨が十分に生かされないまま生活保護の停止廃止の事例が発生したことについて、区として重く受け止めております。

大規模災害時における現金等の収入認定や自立更生計画の取り扱いにつきましては、制度内容が複雑なため、被災者に対する丁寧な説明と計画作成支援を基本としつつ、適宜個別相談や伴走型の支援を行ってまいります。

また、義援金等が複数回に分けて支給される場合には、生活再建の状況や必要経費も変化することから一律、機械的な収入認定を行うのではなく、個々の状況を丁寧に把握した上で自立更生計画の見直しや追加作成も含めた柔軟な対応を行ってまいります。

次に、被災者の権利擁護を不服申し立て等の支援体制に体制の整備についてです。

被災者支援については、行政だけで完結できるものではなく、様々な関係機関との連携が重要であると認識しております。

区といたしましては、社会福祉協議会、弁護士会、法テラス、地域支援団体等と連携し、生活相談、権利擁護、不服申し立て支援等を含めた総合的な相談支援体制の充実を図ってまいります。

最後に、具体的なマニュアル整備や庁内研修等およびこの仕組みに対する区の方針についてです。

過去の東日本大震災や熊本地震、そして能登半島地震においても同様の問題が繰り返し指摘されてきたことを踏まえると、平時から国通知の趣旨を現場で確実に実践できる体制作りが不可欠であると考えております。

このため区といたしましては災害時の義援金の取り扱いや自立更生計画の作成支援方法、収入認定除外の考え方を整理した庁内マニュアル整備や職員研修の充実を図ってまいります。

また、通知にある包括的な収入認定除外の仕組みは生活再建を支援する有効な手法であるため、包括的除外の活用第1としつつ、個別事情に応じた柔軟な運用を行ってまいります。私からは以上です。

上川彩議員はい教育ジャーナリストでもある保坂区長に伺いたいと思います。

本日取り上げました。

静注清算人から下級生1人に対する集団いじめ暴行事案ですけれども、本件6月に区長へのメールでも装置の解決を求めるメールが発信されておましてその後全く3ヶ月改善に至っておりません。

この現状をどう見るでしょうか、お答えください。

また、駆除が提案するいじめの関連条例が、こうした事案で実効性を発揮できるのか。
大変疑問です。

区長は、この問題と勧誘されるおつもりか伺います。

保坂区長上川議員の再質問にお答えをいたします。

私も教育の現場、ずっと取材をしてきたという経験をお持ち、今回目の予防および解消に向けた条例を準備している。

中でございます。

今回のいじめ案件が起きてしまっていることそして 6 月に区長へのメールをいただきながら、こんにちに至るまで解決を見ていないことについて大変申し訳なく、感じています。

いじめを巡る深刻な事態を受けて、いじめの予防解消を目指す条例を、現在教育委員会や子供若者部とともに作成をしているところですが、学校で起きている事態が未解決のままになっているときに教育委員会が真っ先に動くとともに、今教育長もそう答弁しましたが、加えて、専門職や子供の人権を守る第三者にも要請して早期解決を期すよう、教育委員会に求めてまいります。

発生この事件発生直後の学校の対応いかんでいじめの傷はさらに拡大することもあるという危機感を持って教育委員会とともに、私も力を尽くします。

いじめの発生を未然に防ぐ、また起きてしまったときに、1 日も早く解消し、児童生徒が安全安心に成長できる環境を保障するために、しっかりと取り組み努力を続けていきたいと思えます。

以上です。

上川彩議員今回の締めの問題。

他にも問題が数々ありまして、とても時間の制約があつて、全てを盛り込みませんでした。

決算特別委員会での続編を検討したいと思っております。

ぜひ、この教訓を生かして、条例も良いものに変えてください。

終わります。

以上で上川彩議員の質問は終わりました。

次に、31 番田中優子議員議長、31 番田中裕子議員質問に入る前に一言申し上げます。

今回質問には取り上げていませんが、多くの区民の皆様から心配の声が届いている民泊について区の民泊推進規制緩和の改正案に私は断固反対です。

現在区民意見の公募が行われていますので、ぜひ区民の皆様にはご意見を届けていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

最初に避難所開設運営の諸課題について昨今日本中で地震や水害などが立て続けに起こっており、先月も今月もこの世田谷区では、水害の懸念から、自主避難所を開設する事態となりました。

幸い大きな被害はなく済みましたが、この先いつ水害も首都直下地震も起こるかわかりま

せん。

同時に起こるということも想定しておかなければなりません。

そこで、実際に避難所開設運営しなければならない区役所職員や住民の方々から具体的な課題が挙げられています。

例えば、世田谷区では、全避難所でペット同行避難を受け入れるとしていますが実際には受け入れ不可能な避難所がかなりあります。

それを知らずにペットを連れて避難してきた区民がいたらどうするのでしょうか。

あるいは、ケージに入れてくれば同行避難可能としていても、屋根はあっても雨風が吹きさらしのところがあり、こんなところにペットを置いておくなんてできないと飼い主が納得しなかったらどうするのか。

いくつものペットのケージが同じ狭いスペースに置かれ、ペットがストレスからパニック状態になり、次々と大きな鳴き声で吠えたり騒いだりする状況になったら、飼い主はいたたまれなくなりペットをケージから出して抱っこして、その後再びケージに入れることはできなくなることも十分に考えられます。

また、急いで避難してきたためにキャリーケースも刑事も何もなくペットを連れてきた区民がいたらどうするのでしょうか。

このように様々な問題が起こりうる状況下で受付業務を行う職員は共通のシナリオを持ち合わせているわけではなく、現場で区民の方とトラブル、トラブルになってしまったということも実際に起こっています。

自身の指定避難所がペット同行可能かどうか、受け入れ不可だった場合はどうするのか、可能だとしても、どのような場所なのか、区民の方々は、事前に細かくしておく必要があるのではないのでしょうか。

ペットのことだけではなく、盲導犬や聴導犬などの介助犬と一緒に過ごせる部屋はベッド確保されているか。

持病があるとか妊婦さんなど他にも配慮が必要な人を受け入れる部屋はあるのか等々にしても事前に知っておくことが大切です。

これまで区は避難所ごとに状況が違うので詳細な情報提供したら、現場に迷惑がかかるという理由で隠し続けてきました。

それでは逆に、現場が混乱します。

直ちに区ホームページに各避難所の情報をアップして区民が地震の避難所の状況を正確に把握できるようにすべきです。

区の見解を問います。

また、区と保健所では、基本となるマニュアルを作成し現場に下ろしているから大丈夫とお考えのようですが末端の現場ではいろいろなことでお困りの区民の方が来た際、どのようにしたらトラブルなく対応できるのか、区民にも職員にも伝わっていない現状があります。今一度徹底すべきであると考えますが、区の見解をお聞きします。

ペットを飼っている方は、避難所の状況を事前に調べておくことの他に日頃からペットのしつけをしっかりとしていくことがしておくことが大切です。

現在世田谷区では4万2000頭の犬と8万匹の猫が飼育されているとのことですが、そのうちのかなりのペットがクレートやケージに慣れているのでしょうか。

区では在宅避難を基本としていますが、自宅が危険になった場合、親戚やペットホテルまた、避難所災害動物ボランティアさんに、被災動物ボランティアさんに預けるなど、ペットがいつもと違う環境に置かれる可能性もあります。

飼い主の責任として、ペットがクレートや刑事でも問題なく過ごせるように日頃からつけておくことについて区はどのように啓発しているかお聞きします。

私は平成25年第4回定例会で区民の方からのご意見を参考に、被災動物ボランティアの創設を提案いたしました。

他の会派からも提案が出ています。

その後、平成28年度から募集が始まり、今年で10年になります。

幸いこの間大きな災害が起こっていないので、まだ活用の実績はないと思いますが、いざという時のために備えは大切です。

現在被災動物ボランティアはどのような状況となっているか教えてください。

避難所開設運営の諸課題についての最後の質問となりますがこれは重要です。

昨日の佐藤正明議員雅之議員の質問にもありましたが、地区によっては避難所の開設や運営なんてとてもできないという現状があります。

私は、令和3年第3回定例会で、避難所運営は負担が大きすぎるという切実な訴えが区民から届いている。

まず避難所の開設だけでも民間会社に委託することを考える必要があると提案しております。

あれから5年経ちますが、昨今、避難所の開設や運営を担っている民間会社が増えてきています。

調べたところ、ダスキン連投するという事業者は、愛媛県東温市東京都小金井市など100以上の自治体と協定を結んでいるようです。

ホームページでは、物資のレンタルと設置支援などの他、ペットと一緒に避難できるテントの設置なども紹介されています。

他にも避難所を開設する業務は、アルソックが熊本県人吉市での被災時に行政機能がパンクしたのをきっかけに参入しています。

世田谷区においても希望がある地区に関しては民間会社と提携し、速やかに避難所を開設できるようにすべきです。

区の見解をお聞きします。

次に、民生委員の欠員をなくし、制度を継続させるためにすべきことについて伺います。

現在の民生児童民生委員児童委員の状況ですが、本年7月の時点では定員654名のところ

602名で欠員が52名も出ているということです。

相変わらず大変厳しい状況が続いています。

一般主任とも民生委員が100%充足している地区は20地区のうち7地区しかなく、一般の民生委員で見ると低いところは65%しか充足できていません。

民生委員がいないところはお1人の民生委員さんが隣の地域も負担すると聞いていますがそれで50人2名の欠員分を全て埋めているのでしょうか。

そんな中、今年度からようやく民生委員児童委員の活動費が増額されることが決定し、世田谷区においては1万7500円の増額で、一般の民生委員は月1万2500円から3万円になりました。

今パネルでご紹介していますけれどもこのように、なっています。

まず伺いますが活動費が増えたことで、民生委員を引き受けてくれる方が一気に増えると、区はお考えでしょうか。

私はこれまで3回にわたり、民生委員のなり手不足の問題について取り上げていますが、今回活動費が上がったものの、あくまでも実費弁償のみのボランティアですから成り手不足の根本的に変えな解消にはならないと考えます。

たとえ気持ちがあっても、生活のためにパートしなければならないからボランティアは無理という人が今後さらに増える可能性もあります。

このままでは、この制度は破綻するという懸念もあります。

現行法で、給与や報酬を出せないことはわかっていますがだからこそいつも保坂区長がおっしゃっているように国より先にやりましたの精神で、別の形で報酬が出せるよう工夫すべきではないでしょうか。

これまで具体的な案も申し上げてきました。

再度保坂区長の政治的判断を仰ぎたいと思います。

最後に、区長が与える子供たちへの影響についてお聞きします。

毎年歯と口の健康に関する図画ポスターコンクールが行われていますが、私も今年もうめとぴあに行って鑑賞させていただきました。

アイディア豊富で素晴らしい作品ばかりで、本当に感動しました。

その表彰式が今月2日に行われたそうですが、そこに来賓で出席していた保坂区長のことで、参列者から苦情が届いています。

曰く、保坂区長はご自身の挨拶が終わるとあとはずっと寝ているようにしか見えず、何より許せなかったのは、受賞者代表の児童挨拶の際も居眠りをしていたことです。

区長には、児童たちをねぎらう気持ちはないのでしょうか。

あのような姿をさらして、子供たちへの影響をどう考えているのでしょうかとこちらにその証拠写真といいますか。

巢子の写真ですね。

確かにこれはただ目をつぶっているだけのように見えず、寝てるようにしか見えないと

思います。

これでは苦情がくるのも当然ではないでしょうか。

実は昨年表彰式でも同じように区長は寝ていたという情報も得ています。

怒りを感じたけれど何も言えなかったと悔しがっている区民の方々に代わって、保坂区長にお聞きしますまずは子供たちに謝罪すべきではないでしょうか。

以上で壇上からの質問を終わります。

保坂区長田中議員にお答えをいたします。

歯と口の健康に関する図画ポスターコンクール表彰式の際の私の態度について質問でございました。

あと口の健康に関する図画ポスターのコンクールでは展示会場で実際に全ての作品を見て、どの作品にも1人1人の思いや工夫が感じられまして大変素晴らしいものばかりでありました。

お祝いの挨拶に当たっては、ご協力いただいた、関係団体に感謝を申し上げる際に確かに現行は手にしていましたが率直な感想を自らの言葉で述べさせていただきました。

区長賞の表彰の際には表彰状を渡しながら一緒に写真撮影に応じるなど私も大喜びをともにしたと思っておりそのその他の受賞時の表彰状の手渡しの際も、可能な限り子供たちの表情や、またスライドに移される作品を中止しておりました。

私にとっても印象に残る子供たちの可能性を感じた馬でありました。

また、こども代表の発言のときに聞いている姿勢はいかがなものかというご指摘を受けました。

大変申し訳なく、思っております。

発言をされている子供さんや会場の皆様にお詫びをいたします。

今後子供たちと向き合う場において一層注意するよう真摯に受けとめたいと思います。

多賀谷危機管理部長私からは避難所開設運営に関しまして順次ご答弁させていただきます初めに区ホームページに各指定避難所の情報のアップについてでございます各避難所では原則としましてペット同行避難を可能としております。

一方で施設の事情等により、ペットの滞在場所が定まっていない避難所や調整検討が進んでいない避難所があることも認識をしてございますこれらの課題につきましては関係所管と連携しながら引き続き対応を進めてまいります。

また各避難所のレイアウト MF 運営方法につきましてはそれぞれの避難所ごとに作成しているマニュアルで定められております。

これらのマニュアルは、震災時に運営委員会、水害時には区職員が避難所の開設運営を行うための運営要領となつてございます災害時には現場の状況に応じた柔軟な対応が求められる他、運営上の混乱を招く恐れもあることなどから現時点におきましては区ホームページでの公表は予定はしてございません。

なお、災害発生時には、各避難所でのご案内等を掲示を徹底いたしまして防災ポータル等で

避難所の開設、混乱情報について区民への情報提供に努めてまいります。

次に、避難所運営につきましての区職員の認識の徹底でございます避難所運営につきましては、補助犬の受け入れやペットの同行避難への対応を初め、様々な状況に応じた対応が求められますこのため区では 11 等の専門家による研修会の実施や、避難所運営訓練の充実に加えまして、避難所運営ゲーム HUG などを活用しました。

実戦的な訓練を通じて知識の習得および対応力の向上を図ってございます今後は研修や訓練の内容について更なる充実に努め、より実効性の高い避難所運営体制の構築に努めてまいります。

今後も災害時に多様な避難者を円滑に受け入れ、安心して避難生活を送ることができるよう、避難所運営を実現するための関係機関と連携した取り組みに努めてまいります。

最後に民間会社と連携しました避難所の開設についてでございます。

避難所の開設につきましては、町会自治会等で構成されます避難所運営組織を中心に、避難者と協力して行うこととしており、平時から訓練等を実施しながら、円滑な開設運営に向けた取り組みを進めていただいております。

またお話の通り、近年は民間事業者が避難所運営を担う事例があることは認識をしており 7 月の熊本地震で設置された避難所において、震災後の対応が長期化する中で、発生から約 1 ヶ月後に運営を民間団体へ委託した事例がございますこれは地域住民による自主的な避難所運営を基本としボランティア等による支援も含めた運営を進めてまいります。

民間事業者の活用につきましては、地域主体の避難所運営との役割分担や連携のあり方などを整理必要があることから現時点では、他自治体の取り組み事例や運営状況につきまして検証を進めてまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からはペット同行避難のうち、保健所関連のを 2 点についてお答えを申し上げますまず、被災動物ボランティアの現状でございます被災動物ボランティアには、避難所等における動物の世話のお世話の支援や場所の管理などを行う災害時活動ボランティア動物の受け入れ状況等に関する情報提供を行う情報管理ボランティア動物を一時保護する施設の提供を行う施設提供ボランティアの 3 種類があり総計で 182 名の方が現在登録をされております。

毎年、獣医師等の外部の専門家と、区職員による研修会を行い、ボランティアの方に、ペット防災に関する最新の情報を提供しております。

昨年度の研修会においては、座学に加えてディスカッションを行い、ボランティア間の連携を深める仕組みの必要性などのご意見もいただきました。

災害時に安心してご活躍いただけるよう、活動内容や区民への周知について努めてまいります。

次に飼い主に対して事前に同行避難を想定した経営者啓発をというご提案でございます区では災害発生時には転職在宅避難を推奨しておりますが、ご自宅が安全でなく、ペットの預

け先がないなどの場合には、ペット同行避難をしていただくように周知しています。

保健所では、危機管理対策部門や東京都獣医師会世田谷支部とともに、令和 7 年に区民向けのペットのための防災対策を作成し掲示等に慣れさせることの他、在宅避難を含む災害時に向けた準備について啓発をしています。

区では、ペット防災に関してか、これまでにホームページの他、XX での配信ポスターを、区施設や列車内に掲出した他各種イベントにおける啓発にも取り組んできました。

またペット防災手帳を作成中であるなど、引き続いて区民の方々への啓発を進めてまいります。

私からは以上です。

大和保健福祉政策部長私からは、民生委員制度について関して順次ご答弁いたします。

最初に欠員地区についてです。

民生委員児童委員の欠員は全国的な課題であり、令和 7 年 12 月の一斉改選では、全国の充足率が 91.7%、東京都は 84.8%であり、世田谷区では 89.6%となるなど、担い手不足は深刻な状況となっております。

欠員を生じた地区には周辺を担当する民生委員に複数地区を担っていただくなどの対応をしているのが実情です。

複数の地区を担当していただく民生委員には、地区の数分の活動費を支給しているところ です。

また、令和 8 年度からは、議員にもご紹介いただきましたが東京都全体で活動費を増額し、活動環境の充実を図る予定です。

区では一斉改選後も欠員地区に新たな委員が就任するなど、充足率が本年 7 月現在は 92%に向上したところです。

今後とも、民生委員児童委員が活動しやすい環境作りに努め、地域福祉の担い手として活動を継続できるよう取り組んでまいります。

次に活動費が増えたことについてです。

区としては活動費の増額は、委員の活動を支援する一定の効果が期待されるもののそれだけで担い手の確保が大きく進むものとは考えておりません。

民生委員児童委員のなり手不足の要因は、活動内容の多様化や負担感の増大、地域における候補者の確保の難しさなど様々な要因が複合的に関係しているものと認識しております。

このため区では、活動費の増額に加え、委員の活動負担の軽減制度や活動内容の周知、推薦方法の工夫など、現行制度の中で可能な担い手確保策を総合的に進めてまいります。

最後に別の形で報酬が出せるよう工夫をすべきではないかについてです。

民生委員児童委員制度には、地域住民の自主的な社会奉仕の精神を基礎とする制度であり、委員の中には、活動費や報酬よりも地域のために活動することに意義を感じながら取り組んでいる方も少なくありません。

そのため、担い手確保に当たっては、報酬や手当の増額のみをもって解決できるものではな

く、民生委員児童委員が本来の活動に取り組める環境を整えていくことが重要であると認識しております。

今年度より東京都では、活動費を 1 万円から 3 万円に引き上げるとともに活動費の使途を確認できる記録を残すよう改めて趣旨の徹底を求める通知が発出されました。

一方で、区独自に手当を喪失した場合には、民生委員児童委員に新たな事務負担が生じる可能性もありますので、今年度の活動費増額による影響を、まずは注視してまいりたいと考えております。

以上です。

田中裕子議員はい避難所ですけれども、地域住民による自主的な運営というのは、世田谷区独自なんですね。

でも無理ですと言っている姫が上がっているところがあるんです。

民間事業者の活用、そういうところこそ急ぐべきです。

うまくいってるところはやっていただければ良いかもしれません。

それで全体の状況がわからないので、まずは各避難所運営組織にニーズ調査を実施すべきだと思いますがいかがでしょうか。

加賀谷危機管理部長再質問にお答えいたします避難所運営につきましてはお話の通り、避難所運営組織、地域の町会自治会を中心に行ってございます。

あの総合支所まちづくりセンター拠点たいですね中心に、各訓練、それから具体的な運用の方行ってございますので、そういったお声があるということは、個別には聞いておりますけれども改めてそのアンケートを行うかどうかということを含めて様々の意見は把握していきたいと思っております以上です。

田中裕子議員はい、本当に安全安心でできる避難所のためにぜひアンケートを実施していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

以上で田中裕子議員の質問は終わりました。

次に、3 番神尾理沙議員議長、3 番神尾りさ議員世田谷区は 1932 年に世田谷駒沢、玉川、松沢の 2 町に損が合併して生まれ、千歳駅の他の味噌が加わって現在の形になり、東京で最も多くの人々が暮らす住宅都市へと発展しました。

来年には悪性 95 周年、そしてその 5 年後には 100 周年という大きな節目を迎えます。

去年の国勢調査によると、当区の人口は 95 万人を超え、東京 23 区で 1 位、全国の都市で 13 位の規模であり、香川県など 10 県の人口を上回っています。

一方で人口密度は 1 平方 km 当たり 1 万 6000 人強であり、全国平均の約 50 倍に達しています。

全国にはこの間、独自の人口定住政策を展開し、成果を上げている自治体があります。

例えば、母になるなら、流山市のキャッチコピーで、ファミリー層の転入を増やした千葉県流山市企画総務委員会の視察でも伺った手厚い子育て支援で人口増と税収増の好循環を実

現した兵庫県明石市また IT 企業のサテライトオフィスやクリエイターの移住定住に繋げている。

徳島県神山町などが挙げられます。

当区の人口は現在増加傾向にありますが、区制 100 周年を迎える 2032 年頃には、区債残高が、基金残高を上回る転換期となり、投資的経費が制限される課題に直面する見通しです。今後は、区のブランド力や交通利便性良好な住環境等の強みを生かし、選ばれる自治体であり続けるための政策形成が求められます。

クセ 100 年の先のビジョンを見据え、持続可能な財政基盤の確立と連動した人工都市の一体的な政策の推進を求めますが、見解を伺います。

毎年実施している区民意識調査では、定住意向の理由として、住み慣れているや、交通や買い物など生活に便利という点に続き、自然や町並みなど生活環境が良いという点が上位に入ります。

区ではこれまで世田谷みどりさんさんとして区政 100 周年のみどり率 33%達成を目標に掲げてきましたがこの間実質 25%前後で推移してきました。

今般の計画改定では、みどり率、区民満足度ともに 33%という目標について、今後は年度を定めずに継承する方向性が示されました。

みどり率は上空から見た緑の量を測る指数で、客観的な数値として重要であるものの、定住意向の理由に繋がる区民の実感とは乖離があるように感じます。

例えば、壁面緑化は、街中を歩く人の目線に遭い、魅力的な空間を演出しますが、みどり率的には空から見た薄いわずかな緑としてしか数値化されません。

一方で暮らしの中で身近な緑の存在は緑山さんのもう一つの目標である区民満足度に影響をもたらすものであると考えます。

今回の計画改定においても、このような観点をより大切に捉え、生活者目線に立ち、区民の日常に響く様満足度向上に資する取り組みを進めるべきと考えますが、見解を伺います。また遠くの大きな魅力の一つは、ゆとりある町並みや低層住宅地など、良好な住環境にあります。

それらは用途地域や建ぺい率地区計画を始めとする長年の都市計画の取り組みによって形成維持されてきたものです。

しかしこうした魅力は、みどり率のようにわかりやすい指標では可視化されておらず、その価値が区民と十分に共有されているとは言えません。

国は、土地利用現況調査を始めとする様々なデータが蓄積されていますが、これらを活用し、低層住宅地の広がりや敷地規模の特徴など、世田谷らしい住環境の特色が見える化し、区民との共有や魅力発信に活用すべきと考えます。

どう取り組むのか伺います。

他方で、区民の日常の移動に使われるのが、区内 41 ヶ所の駅であり、その前に広がるのが、駅前空間です。

駅前空間は単なる通過点ではなく、地域の顔や交通ハブ交流の拠点として、まちの魅力を左右する重要な役割を担っています。

近年全国では液面駅前空間を自動車中心から人中心へと転換し、多様な活動が生まれる場作りが進められています。

トークでは、三軒茶屋駅周辺で、まち作りの基本計画、三茶のミライに基づき、多様な主体による人中心の街作りが進められています。

一方で区内には、三軒茶屋のような広域生活文化拠点以外にも、区民の日常を支える液が数多く存在します。

身近な駅周辺で、人中心の街作りを進めることこそ、新たな繋がりを生み出し、地域を自分事として捉えることやコミュニティ形成にも資する重要な取り組みであると考えます。

区は今後どのように身近な駅周辺のまち作りを推進していくのか伺います。

最後に、当区における人口政策の核心は、結婚子育て期に区外へ流出する世帯を以下に定住に繋げるかにあると考えます。

昨年度の住民基本台帳を見ると、20代30代の転出者数は約3万3000人で他の年代と比較しても突出しています。

トークでは住宅取得費や住居費の負担などを背景に子育て期に近隣の荒廃都市へ転出するケースが目立つ一方で、子育てや教育に高い関心を持つ層が多いという特性もあります。定住者を増やすには、質の高い保育教育政策による質的付加価値を高め、遠くで子供を育て続けたいという人を増やす必要があります。

そのためには、保育園幼稚園小学校等が連携し、子供の発達に伴う遊びや体験から学びへの円滑な接続など、個に応じた切れ目ない仕組み作りが欠かせません。

そのそこで3点伺います。

一点目に、子供を主体とした理念の継承についてです。

この間区では、子供の権利条例や保育の質ガイドラインなどを通して、子供を権利の主体として尊重する文化の形成を目指してきました。

子供を中心とした保育を実践する区が就学期の教育においても大切にすべき理念とはどのようなものであり、それをどう小学校教育へと継承していくのか伺います。

2点目に、架け橋プログラムの実施についてです。

区では幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、架け橋プログラムの策定に向けて検討を進めています。

モデル実施からも明らかなように、このプログラムには、子供の日常の姿や興味関心を捉え、学びや挑戦に繋ぐためのサポート体制が必要です。

現場の保育者や教員が子供をじっくりと観察し、考えを共有できる機会の確保とともに、各取り組みに専門家やアドバイザーが伴走支援する体制を整えるべきと考えますが、見解を伺います。

3点目に、プレクラス制度の導入推進についてです。

昨年度より、港区の全区立小学校では 1 年生を対象としたプレクラス制度が導入されました。

これは入学後の 1 ヶ月間を仮の学級で運営し、担任を固定せず、複数の教員で、児童の実態を多角的に観察理解する取り組みです。

この期間を経て学級編成を行うことで、学級運営の安定化や教員の力量に応じた配置、児童が相談しやすい体制作りなど多くの成果が確認されています。

また入学直後の子供のありのままを丁寧に早く把握しようとする姿勢は、就学前と就学後のスムーズな接続という観点からも非常に有効であると考えます。

当区においても、このようなプレクラス制度を導入推進すべきと考えますが、見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

田中政策経営部長私からは、数百年とその先の政策についてご答弁いたします。

区の財政は、歳入の根幹となる特別区民税が賃金上昇を背景として増加傾向にあるものの、歳出は、物価や人件費の上昇により、全体的に増大しており、今後、公共施設の老朽化への対応に多額の予算が必要になることから、財政運営は厳しさが増していくと見込んでいます。

安定的な財政運営を行っていくためには、一定の人口規模と、担税力に基づく税収の確保が不可欠であり、お話にあった一部自治体において、移住定住を基とした取り組みを進めていることは承知しております。

区としても、持続可能なまちの実現という視点から、人口構造の変化を見据えた区政運営がより一層重要になるものと認識しています。

世田谷区は都心への優れたアクセス、緑豊かな住環境、多様な地域コミュニティなど地区地域それぞれ特徴を有しております。

こうした資源を強みとして最大限に生かしながら、選ばれる自治体であり続けるため、区民生活の質と街の魅力の向上に資する施策展開を図っていく必要があると考えます。

区政 100 周年を迎える 2032 年は、現基本構想策定から 19 年となり、次の新たな計画のスタートと重なることが想定されます。

先を見据えては、人口巡る環境変化を区政経営上の重要課題として位置づけ、今後の政策立案や計画策定を進める中で、人工都市政策を一体的に捉えて検討を進めてまいります。

以上です。

北川みどり 33 推進担当部長私からは、みどりの基本計画の改定に関しましてご質問にお答えいたします。

区では今般まとめた次期みどりの基本計画の改定の方向性におきまして目標年度を定めないものの、みどり率と区民満足度からなる世田谷みどり 33 を引き続き長期目標として据えていく考え方を示したところでございます。

ご指摘の通り、緑の豊かさを実感する上では上空から見みた緑の量を客観的に把握するみ

どり率は重要な指標ではありますがその数値には表れにくい壁面緑化などの緑も身近に魅力的な空間を演出するものとして区民の満足度向上に繋がる重要な役割を果たすものと認識してございます。

これはこれまでも公園整備や街路樹、生垣助成など区民が身近に感じられる緑の保全創出に取り組んでまいりました。

次期計画におきましても世田谷区がより一層区民が日々の暮らしの中で緑の豊かさを実感できるまちとなりますよう、取り組みの検討を進めてまいります。

以上でございます。

佐藤都市整備政策部長はい区が保有するデータを活用した世田谷らしい住環境の特色の見える化についてご答弁いたします。

議員ご指摘の通り、低層住宅地を中心とした良好な住環境は、区の重要な地域資源の一つであり、その価値を区民と共有していくことは重要であると認識しております。

区では、区内の土地や建物の利用状況、市街地の変化の動向を把握するため、5年ごとに土地利用現況調査を実施しており、土地利用の状況に加え、建物用途や回数、敷地規模、建物構造延べ床面積などデータを継続的に蓄積しております。

現在、令和8年度の土地利用現況調査を実施しているところであり、次年度には、調査結果を取りまとめる予定です。

今後は土地利用現況調査等により得られたデータを活用し、建物の高さや敷地規模、土地利用の状況などから、世田谷らしい空間的なゆとりや住環境の特徴をわかりやすく示す証について研究してまいります。

合わせてその変化や特徴区民が身近に確認できるよう、情報の整理発信に取り組み、地域の価値の教諭に繋げてまいります。

以上でございます。

三浦世田谷総合支所長私から私からは、三軒茶屋駅周辺等の広域生活文化拠点以外の身近な駅周辺におけるまち作りの推進についてご答弁いたします。

議員お考えの通り、区民の方々が地域への愛着を高めるためには、地域への当事者意識を育むことが重要であり、区民や事業者などによる自主的な活動により身近にまち作りに参加できる機会が継続的にあることが望ましいと考えます。

三軒茶屋駅周辺では、三茶のミライに基づき、空間公共空間を活用した。

官民連携による賑わい作り等の取り組みを中心に商店街や企業、大学など多様な主体の参加と協働により、議員お話しの人中心の街作りが進められております。

三軒茶屋に限らず、身近な駅周辺を含めた様々な地域においても、多様な主体による自主的なまち作りが展開されるよう、区では支援の充実を図っており、今年度より区まちづくり条例に基づく専門家派遣制度において、区民や事業者等による自主的なまち作り活動である。エリアマネジメントを新たな支援対象とするなど、仕組みを整えております。

今後は地区の相談窓口であるまちづくりセンターとも連携しながら、まちの機運を捉え、

様々な支援の制度や仕組みを活用し、区民や事業者等による自主的なまち作りを後押しすることにより、様々な地域で、人中心の街作りの推進を図り、区民の地域への愛着向上に繋げてまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは、就学前後の接続期にある子供の教育において大切にすべき理念や小学校教育への継承についてご答弁いたします。

乳幼児期は、周囲の大人との愛着関係を土台として人格形成や情緒の安定、社会性や他者との関係性を築く力などが育まれる重要な時期であると考えております。

各保育所は、子供 1 人 1 人の気持ちや願いを丁寧に受け止め、遊びや生活を通して心身の健やかな成長発達を支えることが大切です。

こうした関わりの中で、子供たちは安心して興味や関心を広げたような体験を通してみずから学び育っていくものと考えております。

保育の質ガイドラインでは、子供の権利を具体化し、子供たちが安心して過ごせる環境を整え、主体的な遊びや活動を通して、自ら考える力や他者と関わる力を育ん育む。

養護と教育の一体的な実践を大切にしております。

こうした乳幼児期の保育は、就学期の学びや育ちの土台となるものであり、就学期に円滑に引き継いでいくことが大切大変重要であると考えております。

今後も教育保育施設と小学校がともに相互理解を深め、就学後の実践に繋げられるよう連携を強化し、子供たちの育ちを切れ目なく支えてまいります。

以上です。

宇都宮教育総合センター長はい私からは世田谷架け橋プログラムについて考え合える機会の確保と、学び舎の取り組みに専門家やアドバイザーによる伴走支援をする体制についてご答弁をいたします。

駆け足期の教育、保育を充実させるためには、幼保小の先生方が互いに子供をじっくり見合い、子供の姿や興味関心、そこから生まれてくる遊びや学びについて語り合い、共通理解を深めることが大切であると考えています。

令和 67 年度に実施したモデル研究では、幼児教育における環境構成を小学校教育にも生かす。

授業作りなど専門家の助言を受けながら取り組みを進めており、こうした伴走支援が今後重要であると認識しています。

令和 89 年度は、八幡山保育園とか小学校および給田幼稚園と旧田小学校において専門家の伴走支援のもと、各県 8 期のカリキュラムに関するモデル研究を推進してまいります。

また、他の園校においても、説明動画の配信や実践事例の共有などを通じて、現場が取り組みやすい環境を整えるとともに、関係所管とも連携し、それぞれの地域や施設の実情に応じて丁寧に取り組みを進めてまいります。

以上です。

山田学校教育部長私からは、プレクラスの実施につきましてご答弁いたします。

区では、プレクラスを令和 6 年度に区立小学校 1 校で先行導入し、効果を検証してまいりました。

プレクラスを実施した学校からは、学年の教員全体が全児童に関わることで、自動、自動理解が進むことやチームでの学年運営ができることが安定した学年学級運営に繋がっていると伺っております。

また、先行導入の知見や指導上の工夫児童の児童や保護者への説明例など検証結果が蓄積されております。

これらの検証結果をもとに、令和 8 年度は、区内小学校で先行導入校に加えて、8 項を実施令和 9 年度に向けてさらに 5 個を実施する予定でございます。

今後も、プレクラスなどの学級支援を通じて、子供たちが安心して学校、安心できる学校作りに努めてまいります。

以上でございます。

神尾りさ議員各領域からご答弁をいただきました区役所の日々の仕事では、目先の課題にとらわれがちですけれども本来は区のことを一番よく知り、一番考えているはずの職員が何の豊かさを求めるのかですとか、どういう自治体でありたいかなど、区のビジョンについて議論をし言語化する必要があると考えます企業の事業戦略では、自社の現状を整理分析する SWOT 分析というフレームワークがありますスロットの S は内部の強みのことで、例えば区では人口規模などが当たります W は内部の弱みのことで財政課題などの障壁大は外部環境からもたらされる機械のことで民間活力などを追い風となる要素そして T は外部環境の脅威で、例えばふるさと納税のなどのリスクが挙げられますこのようなフレームワークを使いましてまずは庁内で議論をし人口政策と都市政策を一体的に捉えた方向性というのを見出していく必要があると考えますが時間軸も含めてどのように進めていくのか伺います。

田中政策経営部長質問にご答弁いたします。

お話の SWOT 分析は、区の現状と将来を多面的に整理する上で有効な視点の一つであると考えています。

区の特徴である強みや課題、社会経済環境の変化による機械や脅威を職員 1 人 1 人が共有し、区の将来像について議論を深めていくことは今後の政策展開を検討する上でも重要であると認識しています。

区の最上位計画である基本計画を実効性のある生きた計画とするためには、区議会を初め、外部有識者等による審議会での議論、区民参加による民意の反映はもとより、今後の区政を担う職員自身が主体的に参画することは不可欠です。

幅広い職員参加のもと、区の将来像を議論することで事務事業の目的や意義などを改めて認識する機会にもなりうると考えています。

まずは来年度に予定している計画の中間見直しに向け、今年度より、庁内横断的な検討部会

を指導し、議論を深めてまいります。

私から以上です。

神尾りさ議員自らの区のことを自ら考える職員を育成するためにもぜひ取り組みを進めてください。

以上で終わります。

以上で神尾理沙議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

41 番原田竜馬議員尚、41 番原田竜馬議員それでは通告に基づき質問を始めます。

現在我々が解決すべき地域が抱える課題は複雑化、多様化しています。

こうした行政だけでは課題解決が難しい課題に対し、革新的な技術や新たな発想で挑むスタートアップの役割への期待が高まっています。

国もスタートアップの育成を成長戦略の柱に位置付けており、本年 7 月に閣議決定された日本成長戦略では、地域課題の解決にするスタートアップの社会実装を後押しするため、自治体による公共調達の活用が明記をされました。

一方で、スタートアップは優れた製品やサービスを持ちながらも、受注の実績や信用が乏しいために、企業から成長への次の一歩が大きく成長の壁に直面しがちです。

行政がその顧客となる公共調達は販路の開拓と信用の付与を同時に実現できる有効な支援策ではないでしょうか。

区は、ホームワークビレッジを中心に、起業や創業といった入口の支援を手厚く行っていますが、区内で誕生した事業者が更なる事業規模の拡大を目指す成長段階への支援については十分と言えないのではないのでしょうか。

国は本年総務省と経済産業省が連名で、地方自治法施行令第 167 条 2 第 1 項第 4 人による契約、いわゆる 4 号随契葉を用いたスタートアップからの積極的な調達を自治体に求める通知を発出しています。

社会課題の解決に資するスタートアップの製品やサービス、サービスを迅速に社会に普及させるための公共調達による需要創出は課題解決と地域の新たな産業の芽を育てることができる有効な手段だと考え、当区としても新たな挑戦を後押ししていく必要があるのではないかと考えます。

公共による調達実績は事業者の社会的な信用ともなり、資金調達にも繋がりがやすくなることも考えた自治体や公共機関から選択される足がかりにもなり得ます。

そこでまずは区が主体となった公共調達によるスタートアップ支援についてトークでは実証実験提案制度を設けておりますが、先述した 4 号随契も踏まえて、区が主体となった公共調達によるスタートアップ支援を促進すべきと考えますが、区としての見解を伺います。

また、国は優れた調達事例を他の自治体横展開する方針を示していますが、区内スタートアップが公共調達を通じ広く選ばれ、車成長と社会実装に繋げていけるようなように後押ししていくのとも見解もお伺いいたします。

そして、スタートアップ支援の観点から、本巻くヴィレッジにおける大企業の関わりについて区民生活常任委員会でも視察を行いました。

群馬県の官民共創スペースの熱源では、大企業も会員として参画し、新たなビジネスの創出、地域課題の解決に向けて運営が行われてました。

そこでは、コーディネーターによるスタートアップと大企業のマッチングなども行われているということですが、ホームワークビレッジにおける大企業の関わりは限定的です。

そこで、当区としても代表に会員として参画してもらうなど、区内スタートアップが大企業と出会い、ビジネスにも地域課題の解決にも繋がる施設としていくべきではないでしょうかとしての見解をお伺いいたします。

次に、長期休業期間中における学校給食室の活用についてです。

学校給食は、家庭の経済状況に関わらず全ての子供に栄養ある食事を保証するセーフティネットです。

しかし夏休みを始めとする長期休業に入ると、その機能は取ります。

給食が1日のうちで最も安定した職種である子供にとって長期休業は色の空白となりかねず、夏休み明けに体重を減らす子供がいることも指摘されています。

子供の貧困が顕在化しやすいこの時期にこそ、食の支援が求められます。

こうした問題意識のもと、子供家庭庁は本年度、放課後児童クラブにおける昼食提供への支援を大幅に拡充し、1施設当たり最大426万円補助することとしています。

文部科学省の事例集でも学校の調理場で昼食を調理する方式が衛生管理基準の遵守を前提に示されております。

愛知県の三好市では、夏季休業期間中の昼食の確保のために公共施設で昼食の提供を行い、茨城県の酒井町では給食施設で調理をした昼食を長期休業中に全ての児童クラブで提供するなど、調理休業中の昼食提供給食室の活用が進んでいます。

当区においても、長期休業中も開所する親睦学童クラブがあります。

子供たちは弁当デリバリー可能ですが、長期休業中給食室は稼働せず食事を作る設備も人も構内にありながら、活用されていないのが現状です。

そして、学童利用していない子、できない子供たちにとっては、就職の問題は放置されているままです。

そこで、長期休業中の子供の昼食の実態把握について、区はこれまで、子供の時、生活実態調査を行ってまいりましたが、長期休業中に子供がどのような昼食をとっているのか取れていないのか、その実態は十分に把握されていません。

まずは、この実態を把握する必要があるのではないのでしょうか。

この考えを伺います。

また、長期休業中の給食室の稼働について、国の財源や他自治体の先行事例も参考に、まずはモデル校を設置してでも長期休業中に給食室を稼働させ、困窮家庭の子供を含む子供たちへ食事提供を実施すべきではないでしょうか。

給食室の調理業務は民間委託でありパートの調理従事者は長期休業中に目標となります。

長期休業中の稼働はこうした調理従事者の雇用と収入の安定にも繋がります。

こうした子供の食の機会の確保と雇用の安定の両面からも黒見解をお伺いいたします。

最後に、物価高における区民の生活実態の把握と区独自の所得制限のあり方についてです。

長引く物価高は、区民の暮らしに重くのしかかっています。

食料品や光熱費、日用品の値上がりが続き、区民からは生活が大変苦しい、そういった声が数多く寄せられています。

とりわけ、ストックのような都市部では、住居費や教育費といった生活コストが元々高く、そこに物価高が重なることで、家計の負担は一層深刻になっています。

こうした負担は、いわゆる低所得所、低所得層だけの問題ではありません。

所得の基準を見れば支援の対象とならないものの、都市部の高い生活コストと物価高の狭間で、実質的な余裕を失っている中間層の世帯も少なくありません。

名目上の所得は基準を超えていても、実際の暮らし向きは厳しい。

こうした世帯が支援の網からこぼれ落ちているのではないのでしょうか。

区はこれまで、子供の貧困対策として、子供の生活実態調査を実施してきましたが、物価高が家計に与える影響、とりわけ貧困線付近にありながらも、実質的に Apps 圧迫をされた中間層を含めた区民全体の家計や支出構造を捉える調査は行われておりません。

実態を把握しないまま、全国一律の基準や前例を踏襲した所得制限を持ち続ければ、本来支援を届けるべき層に支援が届かないという制度のミスマッチも生じかねません。

そこでまずは区民の生活実態の把握について、長引く物価高のもとで、区民生活、区民の生活困窮の状況、暮らしの実態、そして都市部特有の生活コストについてなど、区として実態を捉える調査を行う必要があるのではないのでしょうか。

この見解をお伺いいたします。

そして、区独自の所得制限のあり方について、区が各種支援で用いている所得制限のラインは都市部、世田谷の生活実態に照らして、果たして妥当と言えるのでしょうか。

港区では、住居費や教育費といった支出構造までを含めて、区民の家計の実態を独自に調査し、支援のあり方や所得制限を見直そうとする動きが始まっております。

当区においても、こうした先行事例を参考に、生活に合わせた区独自の所得制限のあり方を検討する必要があるのではないのでしょうか。

この見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

田中政策経営部長私からは3点。

まず、スタートアップ支援についてです。

区では、官民連携提案窓口、せたがやコラボを設置。

スタートアップを含む区内外の民間企業等とともに、区政課題の解決や区民サービスの向上に繋がる連携に取り組んでいます。

昨年度実施した家庭部門の脱炭素行動を促す実証実験では、東京都主催の行政課題解決ピッチイベントに区が参加し、ご指摘のいわゆる 4 号随契の手法が活用され、スタートアップとの連携が実現した事例もあります。

今後も、企業の社会貢献としての連携だけでなく、新しい技術やノウハウを生かして、区民サービスの向上に繋がられるよう、国や東京都、他自治体の動向を注視し、スタートアップを含めた官民連携の推進に取り組んでまいります。

次に、物価高騰と、区民生活についてご答弁いたします。

長引く物価高騰に加え、住宅価格や家賃の上昇など、区民生活を取り巻く生活コストは増加しており、その影響を的確に把握していくことが重要であると認識しています。

区ではこれまでも区民意識調査や相談窓口に寄せられる声に加え、子供の生活実態調査などを実施し、区民生活の状況把握に努めてまいりました。

またお話の港区においては、物価高騰下における生活実態や生活コストを把握し、政策の検討に繋げるための調査研究を行うことが公表され、都市部としての生活実態の把握についての重要性が高まっているものと考えております。

このため、区民生活の実情や物価高騰、住宅費上昇等の影響をよりの確かつきめ細かく把握する方策について、子供の生活実態調査で得られた知見や既存調査、各分野で蓄積しているデータの活用その他、国や他自治体での調査にも注視しつつ、多角的な視点から検討してまいります。

次に、所得制限ラインについてです。

区の各種施策における所得制限については、事業の目的や対象者、財源などを踏まえ、国や都の制度との整合性も考慮しながら設定しています。

区においては、就学援助制度で、生活保護基準を参考としながら、区が定める所得基準に基づき、対象者を認定しております。

加えて、放課後等デイサービスの利用料についても所得区分に応じた利用者負担に対し、区独自に負担軽減策を実施しています。

区民の生活実態を把握する上では、所得だけではなく、資産の保有状況や世帯構成、住宅費なども影響することから、所得基準のみをもって一律に判断することは非常に難しいものと捉えています。

先ほど申し上げた区民生活の実態把握の状況や港区での調査結果も踏まえながら、現在国において、所得や資産などの負担能力も踏まえた支援の仕組みとして検討が進められている給付付き税額控除に関する議論や東京都における各種施策なども注視してまいります。

私からは以上です。

五十嵐経済産業部長私からはスタートアップ支援について 2 点ご答弁いたしますまず、区

内スタートアップが公共調達を通じて選ばれ、成長していけるようどのように成長を後押ししていくかについてでございます。

スタートアップにとっては、技術やサービス開発技術やサービス開発だけでなく試行的な導入や販路開拓を通じて実績を積み重ね事業成長に繋げることが重要です。

国の J スタートアップや東京都のファーストカスタマーアライアンスなどスタートアップの新たな技術やサービスの導入を後押しする取り組みも進められていることから区といたしましてもこうした制度や先進自治体の取り組みについて把握に努めているところです。今後も、区としましてスタートアップを含む区内事業者の事業成長を後押しするため地域連携型ハンズオン支援事業などにより販路開拓や新たな事業機会の創出を支援してまいります。また、事業者向けメールマガジンなどを通じ、国や東京都の支援制度等の情報提供を行うことで、区内事業者の製品やサービスが公共調達に繋がる機会を得られるよう取り組みを進めてまいります。

次にホームワークビレッジにおける大企業の関わりについてです。

区では本年 3 月にせたがや未来共創ピッチとして区内事業者やスタートアップによるピッチイベントを行い、審査員として鉄道事業者や大企業の参加も得て、事業者間の交流や連携の機会の創出に取り組んでまいりました。

スタートアップや創業間もない事業者にとって大企業との接点作りやネットワーク形成は重要であり、区としても、こうした交流機会の創出は有効であると認識しております。

ホームワークビレッジにおいても、事業者間の交流を促進しておりますが大企業の参画は、入居事業者にとって事業連携や販路開拓に繋がるとともに大企業にとっても新たな技術やサービスとの接点を売る機会となることから、双方にメリットのある取り組みと認識しております。

今後はホームワークビレッジ運営事業者のネットワークも活用しながら大企業の参加を促し交流会やピッチイベント等を通じて事業連携や販路確保、販路開拓、新たなビジネス創出に繋がる環境作りに取り組んでまいります。

以上でございます。

松本子供若者部長私からは長期休業中の子供の昼食の実態把握についてご答弁いたします。平成 30 年度および令和 5 年度に実施した子供の生活実態調査において家庭の食事での栄養の偏りやほぼ毎日 3 食食べられていない子供の割合は困窮層ほど高いことが明らかになりました。

また、無料学習支援等の現場を通じて、給食のない長期休業中の子供の食の懸念があることを把握しております。

こども家庭庁から出された夏季休業期間中の酷暑対策および食肉食支援に係る各施策の活用についての通知も踏まえ、今年の夏休みは、子供の食や居場所等に関する施策をまとめたチラシによるプッシュ型情報発信や無料学習支援での食材や軽食の提供を強化いたしました。

教育と福祉の連携により、生活困難を抱える子供を早期に把握し、支援に繋げていくために長期休業中の食の支援についても検討し、取り組みを充実してまいります。

以上です。

菅井教育政策生涯学習部長私からは長期休業期間中における学校給食施設の活用についてご答弁いたします。

区立小中学校において、投稿機会がなくなる。

長期休業期間中は子供の居場所が不足することに加え給食の提供がなくなることから、子供の食事機会や栄養バランスの確保についても課題であると認識しており、食を巡る子供の状況には大きな格差があることは見逃せません。

一方、長期休業期間中は調理従事者の雇用等のお話もございましたが稼働止めまして学校給食施設内の清掃や設備の点検へ納品等を行う期間に充てておりましてその期間を確保する必要がございますまた、昼食の提供にあたりましては、その対象者の範囲と色数提供日数提供場所などの実施方法や実施主体について十分な精査が必要です加えて事業内容に応じた栄養士や調理員の確保、衛生管理の徹底やアレルギー事故等への対応事故等の緊急時における学校および関係事業部署や事業者等との責任管理体制の整備など慎重に検討すべき課題がございます今後、子供の居場所の提供と食支援の充実を図る観点から、関係所管と連携して他自治体の先行事例を調査研究するなど課題の整理を進めまして、長期休業期間中における学校給食施設の活用の可能性について検討してまいります。

以上です。

原田竜馬議員はいご答弁ありうる事でありがとうございます再質問を一点お願いいたします休業期間中の昼食の実態については子供の実態調査はまた、定量的ではなく定性的に把握務められているというところでございますが、ご存知の通り夏休み長期休業後というのは子供たちの状態は大変不安定な状況になっていることは、多くの方がご存知のことと思います。

夏休みに夏休み中に昼食を食べられたのかどうなのか、またいつもより家族と長い時間一緒にいることがどうだったのか、また夏休みは子供は子供にとって大きな成長に繋がる時間でもあり、変化がある時間にもなります。

定量的な実態調査今ところ行う予定がないということではありますが休業期間をだからこそその昼食の有無、ちゃんと撮れたのかどうかといったことを含め、小さな変化や悩み困りごと、また期間中に困ったことなど子供たちが相談であったり、徒労できるような環境を、またそういった問いかけみたいなのを投げ掛けみたいなのを教育委員会としても行うべきではないかと考えますが、見解を伺います。

山田学校教育部長再質問にお答えいたします。

長期休業明け子供たちのお悩みなど、よりそういった取り組みはないのかにつきましてご答弁いたします。

長期休業期間明けにおきまして、児童生徒の状況把握をすることは特に重要であると認識

してございます。

各学校におきましては、長期休業前後の生活指導や夏季休業中の個人面談教育相談等を通じまして、児童生徒の小さな変化や SOS のサインを見ながら、見逃さないよう努めてございます。

また教育委員会では、児童生徒 1 人 1 人に配付している学習用端末を利用、活用しました。子供 SOS 相談フォームを運用しまして、児童生徒が不安や悩みを抱えた際に、いつでも直接相談できる体制を整えているとともに、相談内容に応じて関係機関と連携しながら必要な支援に繋げております。

教育委員会といたしましては、こうした取り組みの他、学校内外の相談窓口の周知や児童生徒が不安や悩みを気軽に吐露できるような環境作りに取り組むことで、児童生徒の些細な変化を丁寧に把握するとともに必要に応じて児童相談所や民生委員、福祉担当加藤と構成する該当地域の要保護児童対策地域協議会共有し、誰 1 人取り残さない支援体制を構築してまいります。

以上でございます。

原田竜馬議員はい子供の貧困また物価高対策区独自の所得制限などお伺いさせていただきましたが今本当に一部の方がお困り特定の困難を抱えた方が困っている社会ではなく、より多くの方がお困りごと生活が苦しいというような社会状況になってきましたこういう格差を是正するのではなくどう格差を生まないのか、弱者を救済するのではなくどう弱者を生み出さない世田谷区を作っていくのか。

そうした観点からも多くの施策、様々取り組んでいただければと思います。

以上で終わります。

以上で原田竜馬議員の質問は終わりました。

次に、7 番藤井真奈議員議長 7 番藤井奈々議員まず、災害対策についてお伺いをさせていただきます代表質問では災害廃棄物の仮置き場についてやり取りがありました区側の答弁では、後編公演が、区内の公園が仮置き場の候補地であるという答弁がありました。

災害時の講演には様々な役割があります。

区民にとって、避難訓練を行ったり、滝田琴炊き出しの場所などとして活用したいという取り組みをしてまいりました。

答弁内容では廃棄物がどの公演に樹て、その公園が使えなくなるのかがわからず不安になることも考えられます。

様々な種類の公園にどんな役割があり、タイムラインはどうなっているのか、区民の共通のイメージができているとは思いません。

区民とイメージが共有できるような取り組みが必要だと思いますけれども、区の考え方をお伺いいたします。

災害時に必要な体制作りの協定について伺います。

先ほどの質問で、災害廃棄物について触れましたが、この際、廃棄物を撤去してもらう協定

を清掃一部事務組合と結んでいます。

その現場で働く仲間で構成される東京清掃労働組合からは、撤去が始まるまでの時間があることから、安否確認などを行うことができますと協力を申し出ていただいていることは何度も紹介をいたしました。

改めて協定の締結などを提言させていただきます。

これだけではなく、災害時の協定については何度も提言を行ってまいりました。

しかし実際の地震などを想定すればするほど、備えが足りないと感じます。

協定は何度も見返し、災害時をシミュレーションした上で事業者とどれだけ協定が結べるかが重要になってきます。

今回初めて取り上げたいのが訪問看護ステーションとの協定締結であります。

都内では、訪問看護ステーションの皆様と災害時の協定を結ぶ動きが北区大田区八王子市などで行われ始めています。

清掃の組合の皆さんもそうでしたが、訪問看護の皆様も、災害時に役割を担いたいと強い思いを持った方がいらっしゃったそうです。

災害が起こるたびに、災害関連死は大きな問題となってきました。

熊本地震や能登半島地震では、災害関連死が直接死を超える人数だったことは皆様も記憶に新しいことと思います。

最後になぜ命が失われるのか、本当に救えなかったのかという声が災害、災害関連死遺族から上がっています。

区内には多くの訪問看護ステーションがあります。

災害関連死など全ての命を埋もれさせないという観点からも、世田谷区も協定を結び、いざというときにしっかり連携できる体制を作る必要があると感じます。

さらに区内には多くの潜在看護師の方々がおられます。

資格を持った方の3人に1人が潜在看護師ではないかとも言われています。

東京都では、2025年12月から、洗剤と潜在看護師等登録制度をスタートさせています。

都内在住で、保健師助産師看護師准看護師の資格を持ち、看護現場から離れている方を対象とした制度であり、災害時に住んでる地域等で医療支援に協力してもらうことを目的としています。

世田谷区が、この東京都の制度で連携してるようには見えませんかどこまで情報を提供するのか把握しているのでしょうか。

出遅れている世田谷区でも潜在看護師の皆さんとの体制をしっかりと構築をする努力をしてもらいたいというふうに思います。

だいたい例えばその潜在看護師等の皆様と、世田谷区の看護師資格を持った保健師職員との連絡会などを立ち上げ、災害時に活動してもらう体制作りを構築してもらいたいと思いますが、区の考え方をお伺いいたします。

契約のあり方について質問をいたします契約条例については毎年質問させていただいてお

りますが、9月1日に最低賃金の引き上げが東京都では、時給1226円から1280円と54円引き上げられることが工事をされました。

こういった状況を踏まえ契約審議会の意見を重視して業務委託契約における労働報酬下限額の引き上げを行っていくことが重要です。

そして実効性の担保が大事であると主張させていただいてる通り支払う支払われているかどうかを確認していく作業も精度を上げていく必要があります。

特に公共工事の現場においては、国土交通省が公共工事の設計労務単価に建設キャリアアップシステムに応じたレベル別の年収データを公表したことなども現場で掲示し、周知徹底を行い、適切な新銀河を支払われているかどうかを把握していただきたいと思いますが、区の考え方はいかがでしょうか伺います。

契約の工期について申し上げます。

昨今では猛暑日の増加による負担感が増しています。

国は猛暑日には外に出るなどと言っていますが、天候や全体の工期を考えれば、休むこともできず、週休2日の導入はとてもでないが実現できそうにないという現場の声が上がっています。

区は猛暑日を考慮した働き方改革に見合った工期の設定を行うべきと考えますがこの考え方をお伺いいたします。

スライド条項についてお伺いいたします世田谷区の公共工事など、工事請負契約についてはスライド条項が設定しており、現在も工事中の本庁舎でも大成建設とのやり取りにおいてスライド条項の内容や金額が特別委員会に報告されていきました。

その内容に関して、区内事業者からは、様々な不満も聞かれます。

支給額が実態と乖離してるのではないかと。

材料費が認められる区域など見直しが必要と考えます。

さらに世田谷区の業務委託契約に関しては、スライド条項自体がありません。

複数年契約であれば、賃金も変わり、労務費が大きく変化します。

世田谷区はそれぞれの事業者と話し合いなどを行っていると思いますが、ルールがない中で労務費請求交渉は事業者側の大きな負担となります業務委託契約のスライド条項を導入することを求めますが、区に取り組む意思があるのかお伺いをいたします。

入札制度改革についても伺います。

昨日も提案がありましたが、地域貢献社会貢献活動の評価点の拡充が必要と考えます。

例えば千代田区では、区内の商工会議所や区内の商店街に加盟しているなどが評価点になる独自の方式があります。

地域団体に所属し、地域活動を行っていることを評価の対象としているのです。

世田谷区も地域貢献社会貢献など、独自の評価点として導入し、区内事業者の地域活動を持った評価した内容の方式へと変更していく必要があると考えます。

区の考え方をお伺いいたします。

次に空き家対策について伺いをいたします。

世田谷区における空き家対策、世田谷区内の空き家数は5万戸を超え、空き家率は9.6%となっています。今後も高齢化の進行や空間に伴い、相続など、相続などを契機とした空き家の更なる増大が懸念されます。

区はこれまで空き家所有者の個別郵送、郵送や広報誌区のお知らせせたがや線の駅ポスター掲示ガイドブック世田谷区の家終活の発行など、早期の就活含めた周知啓発に取り組んでこられました。

また民間と連携した相談窓口設置、せたがや空き家活用ナビでは、開設から約5年間で400件の相談実績を積み重ねてこられた点は評価をいたします。

しかしながら、第二次世田谷区空き家対策計画に掲載されたアンケート調査を見ますと、世田谷せたがや空き家活用ナビの存在を知っていると答えた所有者はわずか11%にとどまっております。区全体の潜在的な所有者に情報が十分届いているとは言い難い状況です。

いくら相談体制を整えても、悩みを抱える所有者やその家族に認知されていなければ早期相談早期化利活用という政策効果を十分に発揮することはできません。

そこで、まず認知度向上に向けた明確な数値目標数値の設定について伺います。

同アンケートについて、同アンケートにおいて、区内空き家所有者のうち、くん世田谷区内に在住している割合が41.1%を占めています。

久貝在外者への情報発信も重要ですがまずは足元である区内在住の所有者へ確実に集中するため、具体的かつ現実的な数値目標を掲げ、広報施策を推進すべきと考えます。

次に早期段階での相談を促すために市周知情報発信手法の強化について現在置かれているポスター掲示についても区内を通る他の複数の路線の主要駅に掲示範囲を広げることが必要です。さらに重要なのが、対象者に合わせた効果的な働き方です。

アンケート調査では空き家所有者の年齢層は50代以上が88.6%とりわけ60代70代がそれぞれ27.8%と高齢者層の大きな割合を占める空き家となったきっかけとして施設、介護施設の入所や入院が挙げられています。

こうした状況を踏まえれば、従来の広報誌や駅ポスターだけではなく、区内の高齢者、高齢者施設へのポスター掲示やパンフレット設置、さらには就活創造相続と連動した空き家相談セミナーの積極的な解説など高齢者その家族に目につく場所に直接的周知展開を図るべきです。

これらの広報戦略に加え、現状を変えるためには、地方税法上の減免制度を関係機関に働けることや活用ナビを通じてマッチング成立への改修費用に補助制度をつくるなど、より踏み込んだ政策が必要と私は考えます。

今後の区の政策に具体的な策があるのか、見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問あります。

加賀谷危機管理部長防災につきましては2点ご答弁いたします。まず、災害時に公園が担う役割についてでございます。公演は平時は憩いの場であるとともに発災時には一時集合場所

や広域避難場所の他、防災倉庫や防火水槽、マンホールトイレや常設トイレそして、給水ステーションなど防災機能としての活用により、応急活動の拠点となるものと認識しております。

また、かまどベンチなどを活用しました地域住民の共助活動を支えることや状況により、災害廃棄物の仮置き場としての活用も想定されるなど時間の経過に応じまして様々な役割を担うこととなります区ではこれまでも公園の防災機能については看板やホームページ等で周知をしておりますがご指摘の災害時の講演しタイムラインを周知することは住民の共助のきっかけにも大きく繋がるものと考えております。

公園の規模や機能により災害時タイムラインで期待される役割が異なることも踏まえる必要があることから関係所管も含めまして様々な機会を捉え区としての情報発信に努めてまいります。

次に災害時の協定についてでございます区では大規模災害発生時におけます支援に関する協定約 400 団体の民間事業者や関係団体などと締結しており、災害時に協定が有効に機能するよう、協定内容や、連携体制の点検、見直しを年 1 回実施をしております。

また世田谷区災害対策強化プランにおきまして、災害対応力広域連携体制の強化を重点テーマの一つに掲げており、主な取り組みとして、災害時対応の課題に応じました協定の拡大を進めることとしております。

更なる災害時における協力協定の締結や、協力事業者との連携は、災害対応や復旧復興を進める上で必要不可欠なものと考えておりご提案の訪問看護ステーション等の協定や潜在看護師登録制度の活用など、様々な団体との協力体制の構築に続きまして関係所管とも協議を進めてまいります。

以上です。

青木施設営繕担当部長私からは 2 点ご答弁いたします。

まず猛暑日を考慮するなど、働き方改革に見合った契約工期の設定についてです。

区では営繕工事における労働環境の改善を図るため、週休 2 日促進工事の導入に加え、夏の猛暑を考慮した適切な工期設定に努めております。

猛暑への対応につきましては環境省が公表する暑さ指数 WBGT 値を基に算出した。

猛暑による作業不能日数を加味して工事工期を設定しております。

なお工事中の作業不能日数が工事発注時に提示した日数から著しく乖離した場合には受注者との協議の上、工期変更を行うこととしております。

引き続き技術者不足など建設業界を取り巻く厳しい環境の中、適正な工期の確保とともに工事発注時期の平準化や工事書類の電子化なども進め公共工事における働き方改革の推進に取り組んでまいります。

次に公共工事のスライド条項において見直しが必要ではないかという様々な声に対してでございます。

区ではこれまで工事契約後に資機材や賃金が大きく変動した場合、スライド条項等の適用

により適宜、契約変更の手続きを行っております。

スライド条項における資材、労務単価等につきましては原則として区が用いる標準積算単価を採用しておりますが実勢価格との乖離が大きくなならないよう、必要に応じて見積単価を採用しております。

また、昨今の中東情勢の変化に伴う今日、供給の偏りや流通の目詰まりが発生している状況を踏まえ本年 8 月よりナフサを由来とする建設資材について追加で必要となる経費は、通常の設計変更により取り扱うことといたしました。

引き続き、急激な資材高騰に柔軟に対応するため工事受注者の負担軽減を図りながら制度の適正な運用に努めてまいります。

私からは以上です。

田村財務部長私からは契約のあり方について 3 点ご答弁いたします。

まず、建設キャリアアップシステム的能力評価に見合った賃金の支払いについてご答弁いたします。

建設キャリアアップシステムにおける能力評価につきましては離農者が保有する資格や就業履歴などを客観的に評価し、処遇改善や担い手確保に繋げることを目的としております。区では、建設工事総合評価方式において建設キャリアアップシステムの活用を加点評価の対象とし、この取り組みの推進を図っているところです。

区において、個々の技能者の賃金への反映状況を確認する仕組みはございませんが、能力評価に応じた適正な処遇や賃金水準の向上が図れることは、建設、建設業の担い手確保や技能者の定着などを図る上で重要であると認識しております。

今後も国の動向などを注視しながら、建設キャリアアップシステムの普及定着を推進し、技術技能者の能力や経験が適正に評価される環境作りに取り組んでまいります。

次に、総合評価方式入札についてご答弁いたします。

区の建設工事総合評価方式においては地域貢献評価点としまして、災害時協力協定の締結や区内本店事業者であること、地域経済振興への取り組みを評価項目として位置づけております。

一方で地域を支える事業者が日頃から行っている様々な地域貢献活動についても必ずしも十分に評価するに反映されていないとのご意見をいただいております。

区といたしましてもこのような取り組みを適切に評価していくことは、地域との連携強化や防災力の向上の観点からも重要であると認識しております。

今後は、区が実施する防災訓練や防災イベントへの参加などの平時からの地域貢献活動についても評価に適切に反映できるよう、どのような地域活動に事業者が参加しているイロカ実情を把握し、整理しながら、客観性および公平性を確保した評価制度の構築に向けて検討を進めてまいります。

最後に業務委託契約に関しても、スライド条項をできる限り早く導入することを求めるが区の見解を伺うとのご質問にご答弁いたします。

委託契約におけるスライド条項につきましては主に複数年契約において労務労務費や物価の上昇に対応するため、契約金額の見直しを見直しを行う仕組みであり、近年複数の自治体において導入が進められております。

一方で、区では、令和 6 年度より国の労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等を踏まえ、受注者との協議の場を設け、儲けローム激上昇などの実態について丁寧なヒアリングを行った上で、必要に応じて、契約金額の見直しを行うなど、適切な価格転嫁に取り組んでおります。

委託契約は、業務内容や人件費の割合、物価上昇の影響などが契約ごとに異なることから区では、業種を限定することなく全ての複数年契約を対象に、受注者負担割合を設けず、個々の契約の実績を踏まえながら、きめ細やかに対応しているところです。

他自治体においてはスライド額の算出方法を定めて運用している事例もあることから、それらの取り組みについても比較検証を行いながら、区における、より適切な価格転嫁のあり方について引き続き検討してまいります。

私からは以上です。

山梨防災まちづくり担当部長私からは空き家対策について 2 点ご答弁いたします。

初めに政策の周知についてです。

区では空き家等対策の推進に関する特別措置、措置法に基づき適切に管理されていない空き家の敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外される場合があることや、相談窓口、せたがや空き家活用ナビについて区のお知らせや、世田谷線のポスターを活用する他、空き家所有者へ個別に郵送するなど、周知啓発を行ってまいりました。

他方、空き家となる前の所有者に対しては、ガイドブック世田谷家の終活を発行し、自分事として捉えて課題を整理できるよう、別冊本格就活シートと併せて配付しております。

また、区主催の講演会を開催する他、民間の主催によるセミナーや相談会への講演などを行っており、今後はこのようなお住まいの地域に近いところで周知啓発する場を増やし、空き家活用ナビの周知周知率向上に努めてまいります。

次に、より踏み込んだ対策対策についてです。

区はこれまで民間主体との連携を推進し、空き家所有者等の決断を後押ししていけるよう、相談体制を整えてまいりました。

相談窓口、せたがや空き家活用ナビでは、令和 3 年 11 月の開設から約 5 年間で約 400 件の相談を受けております。

今後は、高齢化に伴う相続を契機とした空き家の発生が見込まれることに加え、建物の老朽化が進むと、技術面や費用面などから利活用が困難となるため、空き家対策と住宅ストックの有効活用の観点からより早い段階から相談していただけるような取り組みが必要であると考えております。

そのため様々な得意分野を持つ民間主体との連携を模索し、幅広い層にアプローチできる手法を検討してまいります。

以上でございます。

藤井まな議員はいそれぞれ答弁ありがとうございました災害対策や顧客においては細かい内容の答弁をいただいたと思いますありがとうございます。

建設キャリアアップシステムに関しては現場に計上していただいて、もっと理解を広める努力をしていただきたいと思います。

また空き家に関してはもっと細かい対策してほしいなと思ってます例えば提案させていただいた高齢者施設に掲示物春であるとか、あとはできるかわかりませんが、先ほど提案した空き家活用ナビで成立マッチング成立した。

案件に、例えばその補助制度を行うなどそういった細かい踏み込んだ対策を行っていただきたいと思いますが、そこら辺についてもう 1 回ご答弁をしていただきたいと思います。

お願いします。

山梨防災まちづくり担当部長。

再質問についてお答えいたします。

広報につきましてはですね、区のお知らせとか世田谷線のポスターの周知を継続して行う他今年 7 月 1 日に開設しました。

区の終活支援センターとの連携による周知方法を検討してまいりたいと考えております。

またチラシやウェブ検索照会相談会、AI チャットなどの流入経路を記録しまして、効果の高い集中方法を研究してまいります。

タグ最中、具体策につきましては先ほど民間主体との連携というふうに申し上げご答弁させていただきましたが、具体的には、空き家等に関するデータ分析、AI CI 支援を行っている企業や、空き家等に関する周知啓発活動を行っている団体との連携を考えております。具体的な内容としまして、せたがや空き家活用ナビに AI チャットの追加を可能とすることや空き家発生の将来予測による地域ごとの施策等を検討する予定です。

空き家問題は区の区民の安全安心に直結する重要な課題であると認識認識しております。今後も実効性のある対策を着実に進め帰ってきて住みよいまち作りに全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

藤井まな議員細かな政策で取り組んでらっしゃるのは十分承知しておりますより幅広い広報を改めてまとめさせていただきまして質問を終わらせていただきたいと思います。

以上で藤井まな議員の質問は終わりました。

次に、6 番そのべせいや議員、一応 6 番そのべせいや議員今年 4 月にこども家庭庁が実施した若者 10 万人アンケートによると 39 歳以下の非公認状態の 35.1%が結婚するつもりはないとのことでした。

積極的にパートナー不要とすることは個人の選択ですが実際には未婚者の 3 分の 1 ではなく既婚、離別含めた全体の 3 割近くが法律婚しない社会へ進んでいきます。

全体の最大の課題に経済的要因が挙げられますが特に世田谷にお住まいの方々についてはそれ以外にも着目する必要があります。

第 1 に長時間労働です内閣府、少子化対策白書等にも言及される通り、家族形成や日常生活にゆとりがない限り考えられません。

他国と比較しても日本人男性の有償労働時間は世界でも突出して高く、たとえ区役所ができる範囲が限られても育児休業や亜子の看護休暇の前に民間の長時間労働の是正に向けた啓発サポートがさらに必要ではないでしょうか第 2 に女性が育児家事の負担をを担う慣習です東京都の男性の家事育児実態調査 2025 によると未だに女性が男性の 2.2 倍家事育児に追われています都心から渋谷目黒世田谷周辺には原因世帯は单身男性より单身女性が多く住まわれていますが既に経済的自由を手に行っている女性にとってはかつて結婚がもたらした経済的な安心感はメリットになりません仮称世田谷区第 3 次男女共同参画プラン素案を見ても女性に活動が偏っていることへの言及が多くこの問題意識は感じられますが区の全体格差解消に向けた政策は女性に向けた就労支援キャリア支援人技術支援、また LGBTQ 向けが大半を占めており男性向けの生きづらさへの支援が中心で、女性の産業部門へのエンパワーメントにそ相当する男性の育児家事労働へのエンパワーメントはほぼ存在しません豊島区では 2023 年度より 4 羽プロジェクトとして父親向けの支援に特化した事業を実施をしています、長時間労働是正とともに世田谷区でも男性を育児家事のを各中核主力へアップデートする取り組みが必要ではないでしょうか続いて時代の変化に伴う環境整備について伺います私自身 8 歳 3 歳の子供を育てていますが私が保育士資格を取得した 10 年前、子育てが始まった 8 年前と比較して明らかに男性の子育てがイクメンえらい一方傘肩身が狭い状態から日常の一コマあたり前もはやそういうタイプしかパートナーシップを組めない時代に突入しているように感じています子供向けの空間に男性が当たり前存在するようになりオムツ替えシートが女性用トイレにしかないという人ももはや東京で過去のものとなっていますが新たな課題も生じています。

例えば授乳室について未だに子供向けスペースの一角に薄手のカーテン 1 枚で仕切られた空間しかないケースが散見されます。

かつての女性と乳幼児しか存在しない空間において必要なのは目隠し程度でしたが現在男性も当たり前存在する空間へ変貌を遂げ、その変化を社会全体としても歓迎をしています。

区役所も既に積極的な姿勢を見せており 2025 年には児童館 8 館に設置型授乳室のおべこコミュニティを導入し 2025 年末には商業施設駅等でも見かける設置型ベビーチェアルーム丸尾法務迷惑ビレッジに導入しており大変この点は心強く感じています。

一方通常授乳乳幼児連れの利用が想定される施設にも未だに加点方式が多く残っています。世田谷合いマップが公開をしている授乳スペース情報と授乳室オムツ替えスペースの口コミアプリママパパマップの情報を基にするといくつかの児童館図書館また 2 ヶ所の子育てステーション半数以上のお出かけひろばでは、カーテン式が採用されているようですカー

テンだと子供が入ってしまうと過失問わず一瞬であげられるリスクやシルエットがつけたり授乳することも筒抜けになるストレスにさらされます一時的には利用者が安心して使えるように。

そして男性も子供向けスポーツスペースに当たり前に存在ができるように、鍵付き個室等の安心して利用できる授乳スペースの大整備運用の見直しをお願いできないでしょうか伺います関連して、皇室についてこの夏子供たちとクイズを含め各地のプールに訪れましたがいずれも 7 歳以降は本人の体の性の法律を利用するようにルール化がされていました 2010 年代までの 10 歳未満小学校 4 年生まで含め異性の更衣室に連れていく運用は現代の価値観にありませんが旧ジャニーズ事務所の性加害問題以降動線による性被害についても公に語られるようになってきた現在 7 歳 8 歳お 1 人で皇室に送り出すことは単に間、着替えてロッカーを絞められるかだけではなく不安も存在します。

6 歳までならいいか考えるとプール用対応タオルで自主的に対処することができなくもないですが以前に囲まれる子供自身の羞恥心や特に女性用更衣室に連れてきた際に周囲への配慮がない場合の嫌悪感といった課題もあります。

大人になるルールに従うべきかも知れませんが周りの子供からすると自分の生の更衣室を使っただけで、伊勢の同級生下級生と鉢合わせたというケースもあるそうです。

翻って民間施設には既にみんなの皇室誰でも更衣室といった多目的教室の利用案内がありました。

家族で利用ができれば不安を抱くことも他他の利用者とトラブルになることもありません陸上運動と異なり濡れたまま変えることが難しいプールについては少し距離が離れたとしても家族で利用できる高室を用意。

案内することで、全ての人が快適に利用することができないでしょうか続いてデジタル化について今回 3 級を取得されている若林委員から昨年予防接種の予診。

今日の内科について言及がありましたが国の方針に合わせて 2028 年令和 10 年度以降増員するということと回答でした。

一方で乳幼児健診の問診票のオンライン化についても全国共通の情報連携基盤パブリックメディカルハープを利用して提出できるように今年 7 月までで 10 自治体の実証実験の最中ですが自治体の実証実験の課題を参考に、乳幼児健診の問診票についても世田谷区も早期にオンライン化を進められないでしょうか。

また問診票予診票ともにオンライン化をするとマイナポータルで提出結果の閲覧が可能となる予定ですが、都度ログインが必要で昨日も最低限の応答を最低限に限られます。

翻って今年 3 月に厚労省から各自治体電子版母子手帳や母子健康手帳ガイドラインが示されました。

押して中アプリでも PMH と API 連携することで問診票の入力提出閲覧が標準化される予定で妊娠時からの情報を一元化やスケジュール機能アラート家族間での共有のしやすさともまで考えると、マイナポータルによる単なるオンライン化で止まらずもし手帳アプリ導入

によるデジタル最適化まで進めるべきです世田谷区はこれまで子育て応援やっぱり空港公式 LINE の子育て情報と時代に合わせてアップデートを繰り返してきましたが、DMH による問診表予診票のオンライン提出記録のデジタル化を加味すると、今後の乳幼児向けのデジタルプラットフォームには電子版母子健康手帳母子手帳アプリを導入することが妥当ではないでしょうか続いて保護者の時間的負担軽減について東京都都民安全対策本部がまとめる区市町村における交通安全対策事業の現況によると 2025 年度に PTA が交通安全対策事業を実施したのは、世田谷目黒練馬立川市の日だそうです自転車運転免許の発行等を考え含めても進み文京支部や板橋国立市であり大半の自治体は区および首都警察署を中心に各種交通安全対策事業を実施をしています。

既に昨年度末で区立小学校 PTA が解散宣言をした事例もありますが世田谷区の沢の方式なら PTA に一律に委託はせず夫婦と警察署また民間事業者等と交通安全教室自転車教室を開催するよう原則切り替える時期に来ているのではないのでしょうか。

また直接世田谷区と PTA が委託関係になっていない区の委託事業についても PTA が実働になってはいないのでしょうか。

各警察署単位で交通安全母の会という組織が存在をしこの組織にも区役所として交通安全事業を委託をしていますますが区内 4 警察署のうち 1 ヶ所のみ突出して PTA の甲賀委員の活動役割そして交通安全母の会が免許され、ある学校の資料によると輪番制の活動もあるそうです。

全国交通安全母の会連合会は前という全国組織は民主党政権に仕分けられ 2011 年 15 年前解散をし地域単位で存続名称変更解散と様々ですが、今となってはなぜ母の会なのか、母だけなのか説明することも難しくなっています。

任意団体同士の話し合いの上の決定に異論を挟む余地はありませんがもし区役所からの事業委託先の実像が別団体からの割り当て人の間で成り立っている状況であれば区の大事業委託のあり方から見直しが必要ではないでしょうか続いて金銭的負担軽減について今年 3 月の予算委員会で上川議員から中学校の標準服とともに、体育着上履きの市販品の使用について言及がありましたが協議からは体育着や浮気についても市販品の使用も可能であることを丁寧に説明するよう学校を指導しますとのことでした実際に小学校の新 1 年生説明会資料を見ると上履きや標準物があるのが 1 個、推奨品がある学校も少なく、概ね自由に選ぶことができ入学前から使っていたものや西松屋メルカリ等で年間に購入した市販品も利用ができます一方で対抗品については学校市ではない参考市販のもので構わないと明記している学校は 3 分の 1 強にとどまります既に連合運動会も廃止をされる学校ごとにスポーツ栄養を統一する必要性は存在せず自由化されれば入学前から使っていたもののもサイズがある限り使い続けられる成長期の子供に残り 1 年だからと我慢させることもなくなります体育着を始め学用品を統一管理する規定はできる限り設けず既に家にあるものや卒業後、卒業後もステージに使えるものを使える方向に改めて徹底をしてください回答をお願いします最後に検討の検定料補助について既に 23 区の過半数以上の 13 区画中学生中心に

所得制限を設けず1人1回以上の検討の検定料を補助しています。

品川区では消防から北区では漢検数検も対象とするなど、自治体ごとに対象学年回数検定個人団体の受験方式は様々ですが中に中三が犬を一度受けられることは共通しています世田谷区は以前から海外派遣国内留学。

また今年からAI英会話オンライン国際交流を実施したりとして予算をかけて英語力の向上を目指していますがこれまでも様々な政策を実施してきたからこそ政策評価更なる英語力向上ブラッシュアップするためにも資格試験で定量的に良い検証することは重要です学びへの支援と制作のを検証評価両面からまずは中学生実用英語技能検定県へのを検定料補助が実証できないでしょうか。

以上壇上から質問を終えます。

松本子供若者部長私からは授乳室に関し2点ご答弁いたします。

初めに自動化における授乳室の見直しについてです。

児童館の授乳スペースにつきましては、全25巻で設置しており、そのうち17巻が扉付きの授乳ブース、または授乳室となっており、残りの8冠は児童館の床面積や施設の構造上の理由から飛竜樹の授乳スペースを設置することは難しく、カーテンやパーテーション等で仕切るタイプとなっております。

児童館において受乳幼児室等に男性が、乳幼児税で来館されることが一般的になっている現状に鑑みても、必要とする誰もが安心して利用できるよう授乳スペースの環境整備が必要であると考えております。

特に内側から止められないカーテンで授乳室を仕切っている4階につきましては、プライバシー性を高める適切なものに変更するなど、各課の状況に合わせた工夫を検討してまいります。

次に、お出かけひろばにおける授乳室の見直しについてです。

お出かけひろばにおける授乳スペースにつきましては授乳中日本の保護者のプライバシーの配慮と父親は父親含む全ての保護者が気兼ねなく利用できる環境作りが重要な課題であると認識しております。

一方で施設環境や面積の制約から、全ての施設において、個室の授乳室を確保することは難しく、パーテーション等の活用に湯により授乳時のプライバシーに配慮するとともに、レイアウトの工夫や空きスペースの活用も行いながら、父親が広場利用のしづらさを感じることがないよう努めております。

区としましては、お出かけひろばの父親の理由を歓迎しており、運営団体への情報共有や働きかけを行い、利用環境の向上に努めてまいります。

以上です。

菅井教育政策生涯学習部長私からは図書館における授乳室等についてご答弁申し上げます。現在一部の図書館では、専用授乳室を設置するとともに図書館に併設された児童館や区民センターに授乳室がある場合には優先してそちらをご案内しております。

また、対面朗読室等の館内施設を、授乳室に転用したりポットでお湯を提供するなど可能な範囲で利用者の要望に寄り添いながら運用を図っているところです。

今後は管内における授乳室の案内や周知の充実を図るとともに併設する児童館等の旧漢字も含めて授乳を必要とする方にいつでも安心して来館いただけるよう館内施設のより柔軟な活用や、利用環境の向上に努めるなど図書館としても一層の配慮を徹底してまいります。

渡辺スポーツ推進部長私からはプール利用の際に家族で利用できる椅子のご案内等についてご答弁申し上げます。

区のスポーツ施設では、令和4年施行の世田谷区公衆浴場法施行条例の改正に伴いまして、異性の更衣室を利用できるお子様を小学校3年生以下から1年生以下に変更してございます。

加えて、異性の更衣室を利用できる。

未就学児のお子様などであったとしても、親子で個室での行為を希望される場合には、利用制限のない、誰でも更衣室等のご案内をしている他、空きスペースを活用して更衣室として提供し、対応しているところでございます。

こうした多目的皇室のご案内につきましては、希望する方が快適に利用できるよう、受付、こいつ更衣室前の掲示やホームページによる手術を工夫するとともに、小さいお子様のいらっしゃる利用者の声を踏まえながら、より良い利用環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

向山は世田谷保健所長私からは母子手帳アプリについて2点お答え申し上げます。

国は、令和7年度より10ヶ所のモデル自治体において、PMH、パブリックメディカルハブと連携した乳幼児健診のデジタル化の実証実験を実施しています。

乳幼児健診は集団方式と個別方式のニーズがございますが、個別検診は、個々の医療機関がPMHと連携する必要があるため、十分な検証に至っておりません。

一方集団検診については、モデル自治体より上と電子の問診問診票が混在することによる業務の煩雑性や誤記載の問題等が指摘されています。

現時点で区のシステムはPMHと連携しておりませんが国は実証実験の結果を踏まえて、デジタル化の標準化モデルおよびマニュアルの整備を行うとしています。

区は、国や区の国のマニュアルを受けてPMSとの連携を図るための傍聴券システムの改修等を行い、問診票や結果を電子で提出共有できる環境を整えてまいります。

また、トークでも1ヶ月、6ヶ月児、9ヶ月児健診等は、個別健診で実施していることから、医療機関のPMH連携については、地区医師会とも丁寧に協議し個々の医療機関の負担と意向伺いながら検討してまいります。

ご指摘鍋母子手帳アプリの電子アプリの王道につきましては、予防接種や検診のを情報発信等、区民の利便性の向上に資することから、乳幼児健診のデジタル化と併せて検討してまいります。

私から以上です。

生活の中に生活文化政策部長男性を家事育児の中核主力へとアップデートする取り組みについてお答えいたします。

長時間労働により特に男性の仕事と家庭生活の両立が困難な状況の中、固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会構造の解消に向け継続した取り組みが重要であると認識しております。

男女共同参画センターらぷらすにおける研修講座やタウンミーティング等により、区民のジェンダー平等意識の啓発を図る他、事業者には男女共同参画先進事業者表彰やリーフレット等を通じて、それぞれの働き方やワークライフバランスを尊重した職場環境の整備を働きかけていきます。

また、らぷらすで実施する男性向け講座では、働く男性のニーズを捉え、育児等への支援に繋がる企画や支援内容を含め、効果的な講座を検討していきます。

以上でございます。

畝目土木部長私からは、交通安全教室に関してのご答弁です。

区立小学校における交通安全教室は、これまで区が世田谷区立崔小学校 PTA 連合協議会に委託をし（PTA と学校が連携して実施をしてまいりましたが、PTA の負担軽減を図る観点から見直しを行いまして、令和 6 年度からは各学校が警察署と連携して実施する方式へ移行をしてございます。

現在 PTA の交通安全教室への関わり方に関しましては格好からの実施報告を通じまして様々であると認識してございますが PTA の役割が過度な負担となっていないかなど、その実態を把握してまいります。

また交通安全母の会は、地域における交通安全活動を担う自主的な団体で地域の子供や高齢者に向けた交通安全教室の実施や春と秋の全国交通安全運動期間での啓発活動など、多大なご尽力をいただいております。

議員ご指摘がございました委託している交通安全教室事業における実施の状況につきまして把握してまいります。

以上でございます。

山田学校教育部長、私からは、保護者負担の軽減と学びの支援につきまして順次ご答弁いたします。

小学校の体操着や持ち物につきましては、学校ごとに指定都市にいる場合や、推奨としている場合など、運用に違いがあることを認識してございます。

こうした運用は、児童の安全面や機能面、学校生活における指導上の必要性を踏まえ、各学校が判断してございます。

一方で、保護者の経済的負担の軽減や児童の実情、多様なニーズに応じた選択肢を確保する観点から時代の変化に応じた見直しも求められるものと認識してございます。

教育委員会といたしましては体操着や持ち物につきまして、保護者負担の軽減や多様性に

配慮した柔軟な運用と推奨品が指定品と誤解されないための適切な周知が図られるよう、各小学校に働きかけてまいります。

次に検討受験料補助についてです。

検定の受験料補助につきましては、他自治体において、受験機会の確保や学習意欲の向上を目的として実施している事例があることは承知しております。

検定受験料の公費負担につきましては、対象範囲や実施方法により、相応の財政負担を伴うことから、区としてどのように学びを支援していくべきかという観点から検討すべき課題であると考えております。

本区では、日常の授業改善や外国語教育、各種教育活動の充実を通して、児童生徒の学力の向上に取り組んでいるところであり、現時点で新たな補助制度を導入する予定はございませんが、他自治体の取り組み状況や実施成果などを調査。

調査し、まずは A 系における受験料補助の制度設計について検討してまいります。

以上でございます。

そのべせいや議員世田谷区現在また待機場、全国ワーストワンとなっておりますがかつてますと安堵した当時の話ではなくこの 10 年間戦として考えると 10 年前戦家庭以上保育園に入れず、基本的には区が不本意な母親を退職させ、フリーランスパート専業主婦に転校させた背景があって、先ほど中、中長期休業中の昼食の話も原田議員からありましたが、夏休みもまだ母親がいる方が一定数あったり PTA 活動もどうにか成り立ってきたのではないのでしょうか 2020 年入園世代以降区役所が原因で退職をした世代も減ります結婚しようがしまいが子供がいようがいまいが一生働き続けることを全体とした社会へそして全体を通してあらゆる手法で母親に努力を求めない。

制度の見直しを図ってください待機児童対策はまた別途取り上げます。

以上です。

以上でそのべせいや議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

39 番坂口健一議員議長 39 番高口健一議員清掃事業の DX 化についてです。

世田谷区では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ゴミの排出量や資源化率、処理経費などについて、既に一定の見える化が進められています。

一方横浜市では、令和 8 年 4 月から公共施設から出る廃棄物の管理について、さらに一歩進んだ DX 化に取り組んでいます。

市では約 1200 の施設を対象として、これまで行っていた廃棄物の排出回収に関する情報をデジタル化し、自動計量やデータの一元管理、回収実績との連携を進めています。

その背景には、年間約 40 万件に及ぶ事務処理の負担があり、施設でゴミが排出され、軽量回収し、その情報が蓄積されるまでの業務そのものをデジタル化することで職員の事務負

担を減らすとともに、そのデータを施設ごとのゴミの減量や資源化の取り組みに活用できる点にあります。

例えば、公共施設ごとにゴミの種類や排出量、回収実績などを継続的に把握できれば、どの施設で、どの種類のゴミが増えているのか、直ちにわかり、排出量が多い施設を重点的に調査し、分別方法の改善や食品廃棄物の削減など、具体的な対策に繋げることができます。

本区においても既に進めている。

見える化を単なる実績把握にとどめず、現場の業務改善やゴミ削減に繋げていくことが重要だと考えます。

まずは学校、区民施設、庁舎などの異なる施設を対象に、職員の事務次官がどの程度削減されるのか、ゴミの排出量や資源化率が改善するのか、また、導入費用に見合う効果が得られるのか。

実証を行い、現場の行動変容と行政事務の効率化に繋げる取り組みとして検討してはいかがでしょうか。

見解をお伺いします。

ゴミ収集は、区民生活を支える重要な行政サービスですが、人手不足や燃料費などのコスト上昇への対応も求められています。

そこで GPS などを収集車に導入し、走行ルート、作業時間、走行距離などのデータ化を進めてはいかがでしょうか。

こうしたデータを活用することで、収集ルートの効率化や車両と人員配置の改善に繋げることが可能で、実証実験に取り組んでいる自治体もあるようです。

このことは我が会派の代表質問で取り上げたエッセンシャルワーカーの人材不足対応策にも繋がる取り組みと考えますが、区の見解をお伺いします。

次に、子供たちの学習意欲と学ぶことの意味についてです。

ある調査によりますと、2015 年から 2025 年までの 11 年間で 1 日あたりの学校外の学習時間は、小学校 4 年生から 6 年生以下小学生とします。

中学生高校生のいずれも約 20%減少しています。

また、なんのために勉強してるのかわからないと答えた子供は、過去 10 年で、小学生では 21%から 40%へ、実に 2 倍に増加しており、中学生高校生では約 30%増加しています。

何のために学ぶのか、その意味が見えにくくなっているということが学習時間の減少の背景にあるのではないかと考えます。

一方で興味深い変化もあります。

普段の生活に役立つからという理由で勉強する子供の割合については、小学生および中学生では数%減少している一方で、高校生では 48%から 58%へ増加しています。

つまり、高校生になると勉強を日常生活に役立つものを、自分の将来や社会との関わりの中で意味を持つものとして捉える傾向が強まっていることがわかります。

ここに小・中学校の教育を考える上でのヒントがあるのではないかと考えます。

小中学校では、国語算数数学理科社会など基礎的な知識や技能を身につけることが重要です。

しかし子供たちからこの勉強は何の役に立つのか、なぜこれを勉強しなければならないのと問われたときに単に将来必要になるからテストに出るからと答えるだけでは、子供たちの学ぶ意欲を十分に引き出すことは難しくなっているのではないのでしょうか。

例えば理科で学ぶエネルギーや環境人体気象などは電気料金、地球温暖化、健康災害など、まさに実生活と直結しています。

社会で学ぶ税金や地方自治、人口問題、産業地域社会についても、子供たちが暮らす街そのものが生きた教材になります。

つまり教科書の中にある学びを子供たちが暮らしている現実の社会と結びつけていくことが今まで以上に重要になっていると考えます。

本区では商店街と連携したお店体験事業や、小中高校生の夏休み福祉体験準工業地域におけるもの作りの魅力発見ツアーなどを実施しておりますが、農業商業工業建設業と幅広く連携し、教材として活用することで、学校で学んでいることが、実際の社会でどのように使われているのかを子供たちが実感実感できる事業をさらに充実させてはいかがでしょうか。そこで2点お伺いします。

まず一点目は、学校外の学習時間の減少や、なんのために勉強してるのかわからないと回答が増加しているデータを区は把握しているのか。

また、区の学習状況をどう捉えているのか。

2点目は、普段の生活に役立つからという理由で勉強する子供の割合が、高校生では増加していることを鑑みて区内産業と連携して、小中学校の授業に取り入れることの更なる拡充について区の見解をお伺いします。

次に学校火災における想定外への備えについてです。

本年6月、北区立滝野川第3小学校の4階の音楽室付近で火災が発生し、児童8人教職員3人の計11人が負傷しました。

火災によって煙が廊下に充満し、通常の避難経路が使えなくなる中、児童東へ退避させ、消防隊が休止するという事態となりました。

この事案から感じるのは、学校防災において、想定通りに事態が進むことを前提としてはいけないということではないのでしょうか。

今回出荷元とみられたのは、音楽準備室で、後の調査では、室内に電気ストーブが通電状態で残され、衣類などが確認されるなど、学校の教室や準備室が本来の用途とは異なる形で使用されていたことも明らかになっています。

学校には普通教室だけではなく、準備室、倉庫、特別教室など多様な空間があります。

各学校において教育などが実際にどのような用途で使われ、どのような電気機器や可燃物が持ち込まれているのか、定期的に把握点検しているのでしょうか。

特に近年は、タブレット端末、パソコンモバイルバッテリー、充電器のような学校内で充電

する機器が増えています。

モバイルバッテリーなどについては、劣化や破損による充電中の発熱などが火災に繋がる可能性があります。

小中学校における想定外の出荷リスクを洗い出し、点検を行うべきと考えますが、区の見解をお伺いします。

学校では、定期的に避難訓練が実施されています。

しかし実際の火災では、必ずしも想定した場所から出火し、想定した避難経路を通して避難できるとは限りません。

今回の北区の火災では、教員が社公式救助袋の使用を試みたものの困難と判断して、別の避難方法に切り替えています。

いざというとき、誰がどこからどのように使用するのかまで、教職員が理解し、実際に使える状態になっていることが重要です。

本区では避難訓練において、出火場所や避難経路を毎回固定するのではなく、いつもの会談が使えない、避難器具を使わなければならないといった想定外の状況を設定した訓練を実施しているのでしょうか。

避難器具については、教職員が、実際の操作、操作方法を確認し、必要に応じて、消防署などと連携して知っているではなく使えることを確認する訓練を行うべきと考えます。

想定外を想定するという発想になった避難訓練と避難器具の点検について、区の見解をお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。

池田清掃事業再編担当参事は私から岐阜店まず公共施設の廃棄物管理の効率化等についてでございます。

区では腸内の環境マネジメントシステムである。

ECO ステップせたがやを通じてエネルギー水道廃棄物などの各項目で環境配慮に資する公共施設の適正な管理運営が行われるよう取り組むとともに、本庁舎や区民センター小中学校などの大規模施設を対象に、廃棄物処理量や資源循環の実績などに基づく指導助言を行っているところです。

環境負荷の低減を始めとする区の公共施設の維持管理の更なる効率化や事務コストの低減につきましては DX 手法の導入などの選択肢を含め、庁内関係所管とも連携し、研究検討を進めてまいります。

次にゴミ収集車の運行の効率化についてでございます。

現在、区の資源回収を担う世田谷リサイクル協同組合において、集積所の位置情報や、収集ルートをデータ化して把握し、効率的な運行を支援する車両運行支援システムの導入に向けた準備を進めており区としてもこの取り組みを支援しているところでございます。

将来的には民間事業者との連携により、この運行支援システムの課題等を把握し、収集作業員や運転手の負担を軽減を図るとともに資源ゴミ収集の更なる効率的かつ持続可能な運営

や最適な利用に繋がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

宇都宮教育総合センター長はい私からは、学校外での学習時間が減少し、学ぶ意味がわからないと回答した子供が増加したという調査結果があるが世田谷区の児童生徒の状況について、教育委員会の見解についてご答弁をいたします。

本区の児童生徒の学習状況は、全国学力学習状況調査において把握しており、過去 5 年間の経年比較から、学校外での学習時間は小中学生ともに減少、学習したことが将来役に立つとの回答は小学生が減少。

中学生は横ばいの傾向であります。

一方で、国語、算数数学の勉強は好き自分で学び方を考え、工夫することができると回答した割合が、都や国と比較しても高く、また、国語算数数学、英語の各教科の平均正答率、スコアも国を上回っています。

本調査結果の分析から、本区の児童生徒は、学習したことが、実社会で生かされるという実感が薄いことは課題であります。学習意欲や知的好奇心は高く、学力の状況も良好であると捉えております。

教育委員会としてはこれらの状況を踏まえ、教育振興基本計画にあるキャリア未来デザイン教育を目指す、それぞれが思い描く未来を実現するための資質能力の育成を引き続き推進してまいります。

以上です。

山田学校教育部長私からは学ぶ意味を実施。

実生活に繋げる教育の今後につきましてご答弁いたします。

議員ご指摘の通り、学習意欲意欲を喚起するためには、実生活との関連付いた学びから問いを見出し、自分で課題を立てる経験が大切です。

各学校では、教科等の特性を踏まえ、子供が学習と日常生活の繋がりを意識できる指導の工夫をしております。

例といたしまして、区立小学校では、地域の農家の方を招き、実際に使っている。

仕事道具を使った植物の栽培体験や近隣の商業施設の方と地域の魅力を象徴する商品を開発し、開発し販売するなど、地域の特色を生かした体験的な学習が平広がっております。

現在、次期学習指導要領の改訂に合わせまして学識経験者や校長などで組織する教育検討委員会において投与を見だし、自分で課題を立てる探究について議論しており、区内の産業等を生かした体験的な学習をさらに充実させてまいります。

以上でございます。

菅井教育政策生涯学習部長私からは 2 点ご答弁いたします。

初めに、学校における想定外のリスクの洗い出しや点検についてです。

本年 6 月の北区の区立小学校の火災を受け国および都教育庁から発出された通知に基づき教育委員会では、幼小中学校の管理職に対し出火場所に応じた避難経路の確認防火扉の周

辺に物が置かれていないか電化製品等による火災の危険がないかなど構内の安全点検を速やかに実施するよう通知しております。

児童生徒の安全対策の徹底のためには本来、火元となることを想定していない機器についても、火災発生リスクがあるものとして注意し保守点検を行い適切に管理することが重要であると考えております。

この度使用していないストーブや電気ヒーター等も対象に危険の有無を確認したところですが近年では、モバイルバッテリー等の発火事故も多発しておりますので学校内での適切な点検と管理を促してまいります。

次に想定外を想定するという発想に至った避難訓練避難器具の点検についてです。

想定外への備えにつきましては近年、自然災害が激甚化、頻発化する中で将来の想定範囲を従来の想定範囲を超える事態への対応力を高める観点から極めて重要な取り組みであると認識しております。

休み時間中の訓練や事前予告もせずに行う訓練等各校において実践的な訓練を工夫して実施しております。

また救助袋などの避難器具につきましては消火器具や消火栓設備火災報知器といった消防施設設備とともに専門事業者による点検を毎年行っており事業者立会いのもと実地での避難訓練の可能性実施可能性も検討しているところでございますさらに各校が整備する学校安全対策マニュアルには安全点検の種類や実施頻度点検の観点観点等を点検の観点等を定めております。

教育委員会といたしましては各各学校での避難訓練や避難器具の点検など着実な実施を促し、子供たちの安全確保の徹底に努めてまいります以上です。

坂口慶一議員 ええ。

あの学ぶ意味を見出すということで実生活と結びつけるということで質問させていただきましたが、もう一点想像力を育むということが学ぶ意味を見出すことでとても大切だと私は思っております。

またこの想像力の一部に対しても通じるものと考えておりますので、家庭教育も含めまして、想像力を育む学びにつきまして、深く取り組んでいただきたいと要望いたしまして、質問を終わります。

以上で坂口健一議員の質問は終わりました。

次に、33番 いたいひとし議員 議長 33番 いたいひとし議員 初めに、世田谷美術館区民ギャラリーの代替策と街中ギャラリーについて伺います。

美術館は大規模改修のため、令和9年4月から令和12年1月まで約3年間休館予定です。回収については、令和6年1月の公共施設等総合管理計画で示されていたにも関わらず、こんにちまで区民ギャラリーの代替策は示されておらず、医療者から不安の声が届いております。

区民ギャラリーは区民の創作活動や作品発表の場として長年利用されてきました。

令和 8 年度には 149 団体が利用を申し込んでおり、地域の文化活動を支える重要な場となっています。

発表の場を失えば、これまで継続してきた活動が途切れ、区民の創作意欲の低下にも繋がりがねません。

区は私の質問を受け、これから大傑作施設を探すようですが、担任、代わりの場所を用意するだけでなく、むしろこの 3 年間で、これまで美術館に集まっていた文化活動を地域へ広げる転機と捉え、新たな文化の広がりを生み出すべきです。

東京都では、都営住宅の空き店舗などを活用して、アーティストに創作スペースを提供し、作品発表や地域交流にも繋げる。

スタートボックスを展開しています。

こうした既存の空間を、文化活動の場に行かせる発想は、世田谷区でも積極的に取り入れるべきではないでしょうか。

そこで 3 点質問します。

第 1 に、代替会場の発掘登録についてです。

具体的には区民ギャラリーやレンタルスペース大学など首の展示発表の場として活用できる施設を区が積極的に発掘し、9 款開始までに代替会場リストとして整備すべきです。

見解を伺います。

第 2 会場と利用団体を繋げる仕組み作りについてです。

会場をリストアップするだけでは両に繋がりません。

区が発掘登録できた会場と区民ギャラリーを利用してきた団体等を繋ぐマッチングの仕組みを構築して、会場の情報提供に加え、予約利用申請まで切れ目ない進出支援をすべきです。見解を伺います。

第 3 に、休館中、文化活動を停滞させず、これまで美術館を拠点としてきた区民の創作活動を、美術館の外へ広げ、地域の日常の中に文化が息づく環境を作る新たな文化の灯をともし 3 年にすべきと提案します。

スタートボックスのように、商店街や駅周辺など日常的に文化が行き交う区民が行き交う場所を展示発表の場として活用するまちなか着洗いを展開し、区民が身近な地域で文化に触れ、参加できる機会をつくることで、地域の賑わいを広めるべきです。

市長の見解を伺います。

次に国語待てない福沢図書館の開設について伺います。

奥沢図書館は、奥沢センタービルの耐震化問題により、令和 5 年 3 月末から休館し既に 3 年半が経過しています。

区民が自由に本を取り、閲覧し、滞在できる図書館本来の機能は失われたままです。

休館前の令和 4 年度では、貸し出し利用者数が約 9 万人貸し出し冊数が約 20 万冊に上っていました。

これは奥沢地域における図書館への需要が決して小さくないことを示しています。

一方奥沢センタービルの耐震化は、平成 28 年度から着手していますが、一向に進んでいません。

しかも耐震補強や外壁等の改修工事を巡る訴訟においては先般高等裁判所から和解協議を進められたと聞いています。

しかし区は耐震化ありきの考えを変えておらず、先行きが見通せません。

区民を置き去りにした議論はいつまで続くのでしょうか。

図書館は国民の知る権利や学ぶ権利を保障する基盤です。

だからこそ耐震化の問題とはとは別に、再開への道筋を示す必要があります。

仮に耐震化ができたとしても、令和 19 年には築 65 年となり、区民センターも図書館も移転が必要な時期になります。

最悪奥様地域の両方が存在し鳴子存在しなくなることを危惧します。

そこで 3 点伺います。

第 1 に再会の基本的方針についてです。

教育委員会は一刻も早い開花式図書館の再開を求める区民の声に応えるため、奥沢センタービルの耐震化と切り離してこの問題を解決を図るべきです。

見解を伺います。

第 2 の奥沢小学校プール跡地を解説の場と定めて検討すべきです。

昨年の決算委員会で指摘したように、この問題を解決する手立ては使われなくなる奥沢小学校のプール跡地に、開会式図書館を開設することにあります。

そのためには必要な面積整備方法、費用、工事期間学校教育への影響など、広報地としての可能性を具体的に調査すべきです。

見解を伺います。

第 3 に解決時期についてです。

決算委員会では検討するとの答弁でした。

しかし 3 年半も我慢している区民に対して理解を得られません。

奥沢小学校プール跡地を活用する方針を決めれば、令和 10 年度の利用開始が視野に入ります。

再開の時期を示すことは行政として最低限の責務ではないでしょうか。

これ以上検討を繰り返すのではなく、再開に向けた具体的な道筋を示すべきです。

見解を伺います。

最後に感震ブレイカーの普及促進策について伺います。

大規模地震で何としても防がなければならないのが地震後に発生する火災です。

都市なんか都心南部直下地震が冬の午後 6 時ごろ、風速 8m の条件で発生した場合、世田谷区では 50 件の出荷約 1 万 9300 棟の消失が想定されています。

地震による火災の中でも特に警戒しなければならないのが通電火災です。

地震によって停電した後、電力が復旧する際に、総称した。

電気機器や配線に再び電気が流れることで出荷します。

阪神淡路大震災や東日本大震災では、出火原因の 6 割以上が電気によるものでした。

そのため東京都では震度 5 強の揺れを感知したときに自動的に電気を遮断する感震ブレーカーの普及は住宅からの出荷や延焼火災を減らすし、区民の命と財産、そして地域を守るための重要な対策だけだと考えから、今年度感震ブレーカーの設置費支援を行う国に対して、助成制度を開始しています。

東京都が助成制度を創設した今こそ、今後普及啓発にとどまらず、平地まで着実に繋がる施策を行うべきです。

そこで 3 点伺います。

第 1 に感震ブレーカーの必要性についてです。

世田谷区で想定される出荷を 1 件でも減らすため地震火災を起こさないための対策として、感震ブレーカーを、地震火災対策の柱に明確に位置付けるべきです。

見解を伺います。

第 2 設置費用の助成についてです。

普及を図る上で、区民の経済的負担を軽減することが重要です。

東京都の事業は感震ブレーカーの購入設置費の半額、最大 3 万円まで助成するものです。

桑子のこのスキームを最大限に活用し、多くの区民が利用できるよう、助成制度を創設すべきです。

また東京都は接地率 25% を目標とする一方、区の設置率は 6% にも届いていません。

何%まで普及させるのか、具体的な数値目標を定め、進捗を検証しながら進める取り組むべきです。

併せて見解を伺います。

第 3 に、購入から設置まで確実に繋げる支援についてです。

江戸川区は女性だけでは設置が進まないことから機器の選定購入先、設置方法までを一体的に案内し、販売設置事業者とともに連携して、希望する区民に対して確実に接地に結びつける。

伴走型の支援を構築しています。

また分電盤タイプの感震ブレーカーの購入工事費も補助対象として、最大 8 万円の補助をしています。

こうした先行事例も参考に、実効性のある支援の仕組みを構築すべきです。

見解を伺い、壇上からの質問を終わります。

中西生活文化政策部長私からは世田谷美術館区民ギャラリーの代替策につきまして 3 点ご質問を頂戴しました。

順次お答えいたします。

まず活用可能な施設を積極的に発掘せよというご質問にお答えします。

世田谷美術館の改修工事に伴いまして、区民ギャラリーが長期間利用できなくなることは

利用団体の皆様に大きなご不便とご負担をおかけするものと認識しており、区としても重く受け止めてございます。

これまで中長期改修工事による美術館の休館に伴い区民ギャラリーの休止は、利用団体にご案内し、代替施設の準備を進めてきたところですが、ご審議ご指摘の通り利用団体に対し事前のご案内が現時点では十分できていない状況です。

対応急ぐとともに改めて利用団体のニーズ調査を実施し、必要とされる規模や設備等を把握した上で区有施設に加え大学その他の民間施設も含めた代替施設の情報収集と整理を進めてまいります。

次に代替会場等利用団体を繋ぐ仕組み作りについてお答えいたします。

区民ギャラリーの利用団体が休館期間中も継続して提示発表活動を行うためには、代替施設に関する情報をわかりやすく提供するとともに、利用団体と活動の場を円滑に繋ぐ仕組みは有用であると認識しています。

一方利用団体によって求める規模や設備、立地条件が異なることから、まずはニーズ調査を通じて実態を把握することが重要であると考えています。

その上で区有施設や民間施設も含めた情報の整理と提供のあり方、利用団体が必要な情報に円滑にアクセスできる仕組みを整理いたします。

最後に美術館が休館する 3 年間で様々な場所を活用して展示発表の場として生かしていく街中ギャラリーについてお答えいたします。

地域の様々な場所での区民による文化活動の展開は区民が身近な場所で文化芸術活動に接し、また地域の賑わいをつくる観点からも効果的な取り組みであると考えます。

お話の街中ギャラリーは民間施設等も含めこのような身近な市地域での文化活動を後押しする趣旨の取り組みであると認識しております。

利用団体の活動の場の確保に向けてワークによる代替会場の確保や民間施設に関する情報発信等様々な手法が考えられることも踏まえまして、まずは利用団体がどのような場や支援を求めているのか実態を把握しその結果も踏まえながら整理してまいります。

以上でございます。

菅井教育政策生涯学習部長私からは 3 点についてご答弁いたします初めに奥沢センタービルの耐震化と切り離して図書館の開設を目指すべきについてです。

図書館は、多様な学びや地域の交流を支える重要な拠点であると認識しておりますがそのサービスが長期にわたり十分に提供できていない状況に対しまして地域の皆様には深くお詫びを申し上げます。

地区における当面の機能向上に向けましては東急 via 減、区民センター本館での新たな管理事務所の開設に加え現管理事務所の活用についても検討を進めるなど少しでも充実したサービスを展開できるよう、必要な準備を進めているところです。

その上で開架図書館につきましては、区として木沢センタービルの耐震化工事が必要との認識には変わりございませんが管理組合において和解協議を開始している状況や、ビルの

築年数も踏まえた。

施設整備の必要性については十分認識しており教育委員会といたしましても今後できる限り早期に開架式の図書館を開設できるよう検討を進めていく所存でございます。

次に奥沢小学校プール跡地に特定指定早期開設を目指すべきおよび開設時期を示すことは教育委員会の責務であるということについてです。

将来の開架式図書館の整備は、奥沢センタービルが令和 19 年度に地球 65 年を迎えることを踏まえ現在、奥沢小学校との複合化も視野に検討を進めております。

一方奥沢小学校は現在築 58 年であり区が改築等の目安としている。

築 65 年を基準といたしますと新たな建物の完成は令和 20 年度以降となる見込みです。

こうした状況を踏まえ議員ご提案の奥沢小学校プール跡地を活用した仮設図書館の整備につきましては、より早期の図書館開設の可能性を検討する上で一つの選択肢として受け止めております。

今後、令和 9 年度改定予定の地域公共施設等総合管理計画の検討においてご指摘の点も踏まえてしっかりと開花図書館の方向性をお示しできるよう、区長部局と調整を進めてまいります。

以上です。

長池駅管理監私からは関心ブレーカーの普及促進策について 3 点順次お答えいたします。

地震の揺れを感知して自動的に電気を遮断する感震ブレーカーは電気に起因する火災を防止するための有効な対策の一つであり、在宅避難の環境を確保する上でも重要なものと認識しております。

これまで世田谷区においては、木造密集地域の延焼防止を目的に、感震ブレーカー設置助成を行った他、広く区民に向けては、防災カタログギフトや事業者との連携によるあっせん販売などの方法で普及を図ってきたところであります。

東京都も、今年度より接地率 25% を目標値として掲げ、区市町村に対する支援制度について、工事が必要なタイプの設置費用も補助対象とするなどの拡充を図られています。

関心ブレーカーの更なる普及促進に向け、議員ご指摘の東京都の補助制度を活用した上で購入だけでなく、設置まで支援する体制を確保できるよう制度設計してまいります。

以上です。

いたいひとし議員再質問します。

区民ギャラリーについては、代替会場を確保しても利用料が高ければ、これまで区民ギャラリーを利用してきた団体が継続して活動することは困難です。

そこで、団体の規模や展示内容に応じて利用料の一部を区が助成する制度を、休館期間の 3 年間限定で設けるなど、会場の確保だけでなく、経済的支援までを講じるべきです。

見解を伺います。

奥沢図書館の再開発に再開についてはです今答弁がありましたように、奥沢小学校との福岡も視野に入れ、令和 9 年度改正予定の次期公共施設等総合管理計画において、開会

式図書館の方向性を示すとの答弁でした。

学校の令和 9 年度に指定されたとしても学校の改築は最低 8 年かかりますそうすると令和 5 年 3 月に閉館しておりますので、最低でも 13 年以上は地域に奥沢地域に図書館がないことになります。

これではこれ以上含みを持たせることができませんし区民の納得も得られません
プール跡地に図書館を整備するための調査費用を来年度予算に計上し会館の可能性を明らかにすべきです。

教育長に伺います。

感震ブレーカーについては東京都の補助金も活用し、補正予算を速やかに編成し、来年度中に感震ブレーカーの設置し、支援事業を開始すべきです。

見解を求めます。

知久教育長私から奥沢地区の大図書館について再質問にお答えいたします。

開発職を求める地域からご要望につきましては、教育委員会として大変重く受け止めております。

今後少しでも早く、将来の見通しをお示しできるよう、より具体の検討を早期に進めていく必要があると認識しております。

開架図書館の検討の方向性については、先ほど担当部長からご答弁させていただきました。
来年度には考えられる方策について、具体的な検証を進めることができるよう、必要な調査費等の御予算確保に向け、適切な対応を指示してまいります。

以上です。

中西生活文化政策部長再質問にお答えします区民ギャラリーを利用されてきた団体の皆様の中には休館期間中の活動場所の確保や利用料負担について不安を感じている方もいらっしゃるかと認識しております。

対応としてまず区有施設の活用を急ぎ進めますがそれらの利用常勤んどすとか、料金面についても可能な限り配慮し文化芸術活動の継続を支えていきます。

加えまして民間施設利用の負担の実態については利用団体のニーズ調査の中で活動場所の確保状況や費用負担の実態を把握いたしまして、休館期間中も利用団体の皆様の声を伺いながら対応に努めてまいります以上でございます。

長池危機管理監関心ブレーカーのについての再質問についてお答えします。

議員ご存じの通り感震ブレーカーには様々な種類があり、在宅住宅の設備に応じた選択が必要となることからより使用利用しやすい、実効性のある支援制度となるよう、都や関係所管と連携しながら、来年度の実施に向けて準備を進めてまいります。

以上です。

いたいひとし議員奥沢図書館の早期の解説を求めて質問を終わります。

以上でいたいひとし議員の質問は終わりました。

次に、4 番石原せいじ議員 4 番石原せいじ議員質問に入ります。

最近、大学を卒業して、企業に就職せずに、自分自身で起業したりする方々が私の周りにも多く見られるようになりました。

働き方、自由な生き方を選ぶ方が増えた気がします。

そのような方々も応援支援は、世田谷区でも取り組んでいきたいと思います。

小規模事業者や個人事業主の中でも素晴らしいスキルを持った方々が数多くいます。

小規模事業者や個人事業主などの区内事業者について、仕事内容や活動魅力を知ってもらうための情報発信や、事業者同士の交流連携仕事取引買取引機会の創出に向けて、区としてどのような支援を行っている。

なんかまた、今後どのように取り組んでいくのか伺います。

中小企業の資金繰り支援について有志による資金調達だけでなく、融資実行後の返済期間の延長や返済猶予、借り換えなど、返済負担に対してどのような支援があるのか。

また、区として現在どのような対応が可能なのか今後の支援策について伺います。

次に、区内農業者の支援、農地保全について伺います。

これまで私は食と農業について様々な角度から質問をしてまいりました。

去年は猛将酷暑の中での農業について取り上げ、農作業をアシスト機能付き作業着の導入や、その効果のPRについても質問させていただきました。

今年は相次ぐ台風の発生や豪雨災害など不安定な天候が続いており、農業取り巻く環境はますます厳しさを増していると感じています。

さらに、区民の生活全体、そしてあらゆる産業に大きな影響を及ぼした。

中東情勢については、農業においても、その影響は決して小さくなかったのではないのでしょうか。

農業ではビニールハウスなどの施設取材を始め、野菜の保存に使用するビニール袋、肥料など、様々なナフサ以来の製品が使われています。

こうした資材や生産コストへの影響も含め、農業者の皆さんは大きな負担を抱えているものと考えます。

そこで伺います。

農業において、中東情勢等厳しい環境の中で農業を続ける農業者に対して区として取り組んできた。

営農支援などありましたらお聞かせください。

次に、農地保全について伺います。

農地を守っていくためには、農地そのものを保全する。

ことはもちろんですが、そこを実際に耕し、農業を続けていく担い手をことを支えていくのかという視点も非常に重要だと考えています。

先日府中市の農家である。

澤藤園が栽培販売するさはトマトという。

トマトについて知る機会がありました。

触っトマトは全国のトマトの選手権で何度も最高金賞を受賞している。

日本一とも呼ばれる高糖度のフルーツトマトです。

この農家は後継者の方が農業引き継ぎ、研究を重ねた結果、この戸惑う開発されたと伺っています。

若い世代が農業に新しい発想を持ち込み、農業の可能性を広げている。

非常に興味深い事例だと感じました。

昨今は改正から農業に参入する方々も少しずつ増えてきています。

一方で、農業はまだ課題の多い。

産業です。

収入をどう確保するのか。

農地をどう守っていくのか、日々の手間や人手不足をどう対応するのか、様々な課題がある中で、どこから手をつけていくのかということも含め農業続けていくことの難しさがあると思います。

だからこそ私は、世田谷の農家の皆さんが農業を続けたい、農地を守りたいと思える環境をしっかりと作っていくことが重要だと考えています。

府中市の差はトマトのように後継者が新しい発想や研究によって、農業の可能性を切り開いている事例もあります。

こうした事例も参考にしながら、世田谷区においても、若い世代が世代や後継者が夢を持って農業に取り組める環境を作り、世田谷の農業をこれからも守り、さらに盛り上げていきたいと考えています。

そこで伺います。

世田谷区として農地を守り、次世代の農業の担い手を育てていくために今後どのような取り組みを進めていくのか。

お聞かせください。

次に、トレーラーハウス等を活用した防災対策について伺います。

トレーラーハウスを普及活用している方々と、先日、お話をする機会がありました。

トレーラーハウスは飲食店や美容室、宿泊施設など様々な用途で活用されている他、先日は、ローソンがトレーラーハウスを活用した店舗を作るなどその可能性が広がっていると伺いました。

また、トレーラーハウスは必要な場所へ移動させることができるという日特徴があり、平時には店舗や施設として活用しながら、災害時には被災地。

いいえ。

移動させ様々な用途に活用することも可能だと伺っています。

世田谷区においても、下北沢にトレーラーハウスを活用した。

喫煙所が設置されているなど、身近なところで、その活用事例があります。

こうした移動できる。

というトレーラーハウスの特性を生かし、平時に活用だけでなく、災害時の避難所の生活環境の向上に役立てることも考えられるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

トレーラーハウス等は災害時の支援施設として活用することについて、区としてどのような考え、どのようななどのように考えているのか。

また実際に活用する場合の課題も含め、今後どのように検討していくのかお聞かせください。

次に、防災上特に課題のある地域についてどのように把握しているのか伺います。

近年、能登半島地震を始め、全国各地で大きな災害が発生しています。

また、OM 大雨による。

道路やトンネル内トンネル内などの冠水、先日の伊勢仕入れの火災など様々な災害が起きています。

こうした災害を見ても実際に災害が起きたとき、消防車や救急車などが現場まで速やかに入ることができるかどうかは、被害を最小限にするために、非常に重要だと感じています。

世田谷区にも道路が狭く、災害時に消防車などが再侵入しにくい地域や火災や建物と建物の倒壊など、防災上、特に注意が必要な地域があると思います。

そこで伺います。

世田谷区では、災害時の消防車などが新入侵入しにくい地域や防災上の特に課題のある地域についてどのように把握しているのでしょうか。

またそうした地域について課題を把握し、解決していくしていくために、どのような取り組みを行っているのでしょうか。

そして、火災については、消防車が到着してから消化するだけではなく、火災が発生した直後の初期消火が非常に重要だと考えます。

特に消防車が入りにくい地域では消防隊が到着するまでの間に、地域の方々が初期消火を行うことができれば被害の拡大は防ぐことにもつながります。

呉区では、今年度から家庭用消火器等の購入費用を助成する事業始めたと伺っています。

こうした制度を活用して、1人でも多くの区民の方に消化器を備えていただくことはもちろんですが、実際に火災が起きたときに、消火器をどう使うのか。

日頃から初期消火について知っていくことも大切だと思います。

家庭用消火器の普及や正垣の使い方などを学ぶ機会を増やすこと区として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

以上で壇上から質問を終わります。

五十嵐経済産業部長私からは 4 点につきまして順次ご答弁いたしますまず、小規模事業者などの仕事内容の情報発信やお取引取引機会の創出についてです。

区および産業振興公社では区内事業者の活動や魅力を紹介する産業情報誌世田谷エコノミクスによる情報発信に加え産業創造プラットフォーム世田谷ポートを通じて区内の多様な

事業者や起業家等の交流連携を促進し、新たな事業やプロジェクトの創出に繋がる機会を提供しています。

また区のハンズオン支援事業では区にゆかりのある専門家と、区内事業者の連携により新たな事業機会の創出を支援しており、専門家の伴走支援を受けた採択事業者が別の採択事業者の PR 動画を制作するなど新たな取引に繋がった事例も生まれております。

また、区内外の見本市や展示会への出展料補助を通じ情報発信や販路拡大へ取引機会の創出を後押ししています区といたしましては情報発信や交流機会の提供取引機会や事業機会の創出等を着実に進め、世田谷区地域経済発展ビジョンが掲げるへ意欲や思いのある人、事業者が積極的にチャレンジできる世田谷区の実現を目指してまいります。

次に、中小企業の資金繰り支援に係る壊死近著資金調達後の返済負担に対する支援についてです。

区では産業振興公社と連携し金融機関および東京信用保証協会の協力による融資あっせん制度を運用することで区内中小企業の事業経営に必要な資金の調達を支援しており経済情勢や区内中小企業の景況等を考慮しつつ、極力テレビで利用者負担を最小限に抑えた利用しやすい内容とすることに努めております。

融資実行後の返済期間の延長等については、各金融機関の取り扱いとなることから区としましては金融機関に対し事業者に寄り添ったきめ細かな支援を求めてまいります。

今年 8 月 3 日からは新たな融資あっせん制度として中東情勢の緊迫化に伴う価格高騰等の影響により売上高が減少している区内中小企業を支援するため、世田谷区、中東情勢対応緊急資金の受付を開始しました。

引き続き、経済情勢や区内中小企業の景況等中止し必要な支援を行ってまいります。

次に厳しい環境の中で農業を続ける農業者に対しての営農支援についてです。

区では、区内農業の振興区内農産物の供給促進、農地の保全、良好な都市環境を形成することを目的に世田谷区農地関連補助事業を実施しております。

補助事業の実施に当たりましては区内農業を取り巻く状況の変化に対応するよう努めており昨年 9 月に発生した豪雨災害を踏まえ記載された農家や農地を想定し災害その他不可避の事情による場合を対象に、補助金増額などの緊急対応が可能となるよう補助金交付要綱を改正しましたまた今般中東情勢の影響について区内 JA にヒアリングを実施しましたところ各資材メーカーよりナフサ由来製品の値上げあるいは一時受注で受注停止等の通知が相次いでいるという状況が確認されました。

区としてはこれを昨年度改正した補助金交付要綱に定める災害その他不可避の事情であると認め補助金を一部増額することとし農家の負担軽減に向け、区ホームページおよび個別周知に個別周知に努めております。

引き続き、農業者、JA と、現場のニーズを踏まえた迅速かつ適正な営農支援に努めてまいります。

最後に農地を守り、次世代の農業の担い手を育てていくための取り組みについてで

す。

区内の1農家当たりの平均経営農地面積はおよそ2560平米でこれは全国平均の10分の1にも満たない面積であり農業資機材や肥料の価格が高騰する中、価格転嫁にも限界があり厳しい経営環境にあります区では、JAや東京都農業改良普及センターと連携しながら各農家の実態や課題を把握し収益向上に繋がる事例の調査研究に取り組んでおり、小規模経営ながらもSNS等を活用した販路開拓や直売所への誘客野菜や果樹の収穫体験を取り入れた収益化こうしたことに繋げている事例もございます。

農業収益の向上に向けましてはお話のような高収益作物の研究や有機栽培に取り組む区内農業者と飲食店等とのマッチングなども有効な方策と認識しており、国や東京都の補助事業も活用しながら持続可能な農業経営の実現と農地の保全、農業振興に努めてまいります。以上でございます。

多賀谷危機管理部長私からは2点についてご答弁いたします初めにトレーラーハウスを活用しました防災対策についてでございますトレーラーハウス等についてはこのたびの熊本地震で被災者の生活再建活動を支援するために例えば犬の日中預かり施設として活用された他、能登半島地震では応急仮設住宅として活用された例などこれまでの災害でも様々な形で活用されてきたものと認識をしております。

また先日の熊本地震後被災地視察では、移動式ランドリーが避難所に設置され、多くの被災者の方に利用されていたとの報告を受けております一方で区においては696ヶ所の避難所がある中例えば協定による活用に当たっては、設置場所の確保や設置可能台数などについて課題がございますトレーラーハウス等については災害時における避難者の生活環境の向上に資する活用方法や運用上の課題等について今後取り扱い事業者とのヒアリングなどを行うなど検討をしてまいりよし次に防災上特に課題のある地域の把握、対応についてでございます。

世田谷区地域防災計画の地区防災計画編では、各地区の道路幅員の他地域危険度として、火災危険度や建物倒壊危険度、非該当数分布などを記載し、把握をしております。

あわせて地区ごとの課題と具体的な取り組みについても明記をしており街歩きや防災マップの作成等を通じて課題解決に向けた取り組みを進めてございます。

また5件の火災対応についてですが被害を拡大させないための初期消火が大変重要であると認識をしておりますそのため、今年度より、家庭用消火器等の購入費用を助成する事業を開始したところですが一定の申し込みを受けてございます。

また防災区民組織の中には、区民消火隊を結成している組織もあり、可搬式消防ポンプやスタンドパイプを活用した書記長化を実施することとしております区といたしましても各消防署、消防団とも連携をいたしながら、防災区民組織の育成に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

石原征爾議員続きは来月以上で石原せいじ議員の質問は終わりました。

次に、10 番樋口優子議員 10 番木内優子議員本日はまず、行政手続きにおける申請の適正な運用について伺ってまいります。

令和 7 年 6 月、行政書士法の一部を改正する法律が公布され、令和 8 年 1 月 1 日から施行されました。

今回の改正では、行政書士の指名の明文化職責の明確化、特定行政書士の業務範囲の拡大などが行われております。

また、行政書士法第 19 条については、行政書士または行政書士法人でない者による業務の制限について、新たに他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず、報酬を得てとの文言が加えられ、これにより、コンサルタント料、手数料、成功報酬など、その名目を問わず、実質的に報酬を得て、行政司法書士法上の業務を行う場合には、双方の業務制限の対象となるという規定の趣旨が明確化されます。

あわせて、違反した場合の罰則として 1 年以下の拘禁刑または 100 万円以下の罰金が定められるとともに、法人などに対する両罰規定も整備をされました。

近年、行政書士でないものがコンサルタント料や成功報酬などの名目で報酬を得て、行政書士が行うこととされる書類作成などに関与する事例が見られます。

特にコロナ禍以降、補助金の申請支援サービスが増加し、高額な成功報酬や書類作成を巡るトラブルも指摘をされております。

こうした場合に不利益を受けるのは、制度を利用する区民や事業者です。

海成行政書士法第 1 条では、行政書士は、行政手続きの円滑な実施に寄与するとともに、国民の利便および権利利益の実現に資することを使命としております。

この法改正は、行政書士の業務を守るだけでなく、区民や事業者の権利利益を守る観点からも重要です。

そこで申請を受ける側である世田谷区における代理申請の適切な運用について保険条例に 5 点を奪ってまいります。

一点目、窓口における代理申請の確認。

左による申請では、代理権限を適切に確認するとともに、行政書士その他資格を有することを前提とする手続きについてはその資格を確認することが行政手続きの適正性を確保する上で重要です。

世田谷区の各窓口では代理人による申請について代理権限や資格の有無をどのように確認しているのでしょうか。

また、窓口職員が行政書士法第 19 条の業務制限を認識して対応できるよう、統一的な取り扱いやマニュアルは整備をされているのでしょうか、見解を伺います 2 点目、疑義のある代理申請への対応についてです。

例えば、申請者本人ではないものが、継続的に複数の事業者の書類を作成している、または申請について、報酬を受けていることが疑われる場合など、行政書士法上の問題が疑われるケースも考えられます。

こうした場合、世田谷区としてどのような確認、対応を行うのでしょうか。

また、その情報を適切に記録し、東京都その他の関係機関への情報提供や相談に繋げることが重要と考えますが、その仕組みはあるのでしょうか、伺います。

3点目、窓口での周知啓発についてです。

今回の法改正により報酬の名目を問わず、実質的に報酬を得て、行政書士法上の業務を行う場合、業務制限の対象となることが明確化されました。

一方、区民や事業者が資格を必要とする業務を無資格者が行っているかを判断することは容易ではありません。

そこで、許認可の申請窓口において、行政書士法の趣旨や資格を必要とする業務について周知することが有効と考えます。

窓口への行政書士法遵守プレートや案内の設置、世田谷区ホームページへの掲載など、注意喚起を行っていただきたいと考えます。

見解を伺います4点目、職員への意識醸成についてです。

今回の行政書士法改正を契機として、職員の理解を改めて深めることも必要です。

去年から申請を受け付ける。

担当職員に対し、代理申請と本人申請の違い、行政書士法改正の内容や代理申請の適切な取り扱いについて研修や情報共有を行っていただきたいと考えます。

見解を伺います5点目、オンライン申請における代理人の確認です。

オンライン上で申請書類を作成支援するサービスも増えていますが、オンライン申請では、窓口申請と比較して、申請手続きに第三者が関与しているかを把握する機会が限られるため、代理申請における本人確認や代理権限の確認を適切に行うことが一層重要であります。特に、形式上は本人によるオンライン申請であっても、その背後で無資格者が報酬を得て、書類作成を書類を作成をしている場合には、行政書士法上の問題が生じます。

世田谷区のオンライン申請では、代理人が手続きを行う場合の代理権原子核をどのように確認しているのでしょうか。

また、代理人の記載欄や委任状などの添付機能がない場合には、必要に応じて別途提出を求めるなど、代理申請の適正性を確認する仕組みが必要と考える。

オンライン化による利便性を確保しながら、無資格者による不適切な書類作成やなりすましを防ぎ、区民、事業者の権利利益を守るため、オンライン申請における代理人の資格権限を強化すべき権限確認を強化すべきと考えますが区の見解をお伺いをいたします。

次に、これまで何度か質問してきた。

戸籍住民票などの郵送請求におけるオンライン決済導入の進捗状況について伺ってまいります。

世田谷区では、戸籍や住民票、住民票などについて、本人や代理人による郵送請求を受け付けています。

現在、その手数料の支払い、支払には郵便局の定額小為替が必要です。

しかし、定額小為替は郵便局の窓口で購入する必要があり、平日の 9 時から 16 時と限られた時間に購入必要。

購入する必要がある。

かつ、購入手数料も 1 枚 200 円とかかるため、申請者の時間的経済的負担となっており特に相続手続きでは、さかのぼって除籍謄本や改製原戸籍を取得する必要があり、申請時点で必要な書類を正確に把握することが困難です。

そのため、小為替を多めに用意する必要があり、不足が生じた場合には追加送付が必要となるなど、申請者、区職員双方の負担となっております。

こうした課題に対し、都内でも、新宿区、練馬区、江戸川区、江東区、中野区、品川区墨田区など郵送請求にオンライン申請を導入する自治体が増えています。

私は令和 6 年、令和 7 年の予算委員会において、申請者の利便性向上という職員の事務負担軽減の観点から郵送請求へのオンライン決済早期導入を求め、世田谷区からは、令和 8 年度中の実施を目指すとの答弁をいただいております。

そこで伺います。

令和 8 年度中の確実な導入に向け、現在、具体的にどこまで検討準備が進んでいるのか、また、導入時期に向けた今後のスケジュールについて、世田谷区の見解をお伺いをいたします次に、駒沢 1 丁目一番地地区の旧林愛作邸の保存活用と交通安全について伺ってまいります。

第 4 回意見交換会では、所有者、住友不動産から新たなマンションの建設、建設により、現段階で約 400 戸、専任駐車場約 400 台を想定していることが示されます約 1000 人という人口規模は、現在の駒沢 1 丁目全体の約 3 分の 1 に相当します。

この地域は通学路に指定され、されていることもあり、約 400 台の車が増加することにより、交通安全について懸念の声が多くあります。

まず、交通安全対策にあたり、都市計画変更の判断前に交通車両動線通学路生活道路歩行者自転車の安全についてシミュレーションを行い、その結果を、都市計画変更の犯罪判断材料とし、地区計画に反映していただきたいと思いますと考えますが、見解を伺います。

また、その結果地区計画への反映内容を議会や住民に示していただきたいと思いますと考えますが、その時期について答弁を求めます。

最後に、奥沢図書館の将来的な運営方針について伺ってまいります。

奥沢センタービル内にあった奥沢図書館は、ビルの耐震性能不足により、旧奥沢まちづくりセンターへの借り借り入れしました。

区民の方から、駅から遠くなったとの意見があり、私はこれまで、せめて奥沢駅周辺に図書館カウンターやブックボックスを設置をするように求めてまいりました先般世田谷区が奥沢駅の北側ビル内奥沢図書館仮事務所を再度移転する旨を決定をし、令和 9 年度からの開設に向けて準備を進めていることは評価いたします。

一方、面積は約 160 平方メートルで、貸し出し返却の受付カウンターの他、児童書新書な

どの配下子供用閲覧席の設置に限られ、開架型の図書館ではありません。

また世田谷区は奥沢センタービルの耐震改修後に海外型図書館を元に戻すことを前提としつつ、奥沢小学校の改築に合わせて改良型図書館を複合化することも選択肢の一つとして検討しているとのことですが、その場合には、現在の奥沢まちづくりセンターよりさらに駅から遠くなり、利便性の低下を懸念する声もあります。

そこで、将来、駅から離れた場所に開架図書館が整備された場合でも今回の駅近くの図書館カウンターの機能を残し、駅に隣接した場所で、図書の受け取り返却ができるようにすることが必要と考えますが、したがって、県、世田谷区のお考えをお伺いをいたします。

以上で壇上からの質問を向山世田谷保健所長私からは行政書士法の改正に伴う保健所の例にいたしました行政手続きに関わる運用状況についてお答えを申し上げます初めに保健所の行政手続きの代理に申請についてでございますが、本年 1 月から施行されました改正行政書士法によって行政組織、または行政書士法人でない者が、いかなる名目によるかを問わず、報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは違法となりました。

生活保健課では、令和 6 年度に食品衛生で許可届け出が約 2500 件、環境衛生で許認可届け出が約 400 件、一躍時で同様に着許可届け出が 6200 件ございまして日々多数の申請や届け出を受け付けております関係法令に基づく事務の内容によりまして、事務処理の手順が異なることから、各事務事業ごとのマニュアルを整備して、窓口での受け付けの際には、代理人による申請かどうかを、口頭や身分証明等で確認をしております書類の提出のみの役割を担う方が提出、来庁された際にも、書類の補正が必要な場合には、申請もしくは届け出者に訂正をするよう申し添えております。

また辞任のある先生につきましては詳細を聞き取り、的確に判断するとともに、必要時には、東京都や他区の担当部署東京都特別区空家からなる会議体および監督官庁に都度紹介もしくは共有することもございます。

保健所では、窓口には、行政書士法遵守プレースタートやポスターを提示して注意喚起に努めておりますが、今後、ホームページの各種手続き案内ページにおいても注意喚起の文言を追加してまいります。

あわせて令和 7 年 6 月に総務省から発出された通知令和 8 年 1 月に東京都行政書士会からの依頼文について担当職員への周知徹底を図ることや、総務省から提出されて提供されている他自治体の王優良事例を科内で共有することについても適正な許認可行政をお努めてまいります。

次に、オンライン申請における代理人の確認方法でございます国の通知に基づく食品衛生新世党システムなどのオンラインシステムによる申請や届け出については、大腸が不要となります。

これらのシステムの利用には、届け出者本人による利用登録を行い、ID とパスワードを設定する必要があります。

一方、一躍時の届け出や建築物における衛生的な環境の確保に関する法律で規定する特定

建築物の届け出については一部区の電子システムできるものがございます。

これらについては届け出者本人または行政組織からの申請であることを確認する項目を新設するなどして改修を進めてまいります。

私からは以上です。

播磨地域行政部長、はい、私から郵送請求におけるオンライン決済導入の進捗状況についてお答えいたします。

これまで議員からご提案をいただいております。

利用者の負担軽減を図るための戸籍や住民票の写しの発行に係る郵送請求の手数料、キャッシュレス化につきましては、申請受付から決済確認証明書発送までの一連の事務フローの整備や運用方法を検討しております。

今年度に入り、電子申請システムのロゴホームを利用したキャッシュレス決済を導入するための請求者の入力ホーム作成や事務担当者向けマニュアル作りなどを進めており、ご指摘の戸籍や住民票の写しに加え、戸籍に係る証明書としての身分証明書や戸籍の附票についても令和9年2月中の開始を目指してまいります以上でございます。

三浦世田谷総合支所長私からは2点ご答弁いたします。

初めに、駒沢1丁目一番地地区の交通や車両動線等の安全性についてのシミュレーションを地区計画等に反映すべきについてです。

区では、駒沢1丁目一番地区において、現存する旧林愛作邸の現位置保存と活用および周辺の住宅地への配慮と良好な住環境の形成を目指し、周辺住民および事業者との意見交換会を重ね、地区計画等の検討を進めております。

8月の意見交換会では、事業者より、地区計画等のルール案を前提として、約400棟、約400台の駐車場付き共同住宅の計画案が示されました。

区としましては、地区計画等の策定後も建物の規模に関係する。

容積率等の制限は、現行と同等とする考えであり、周辺交通への影響は限定的と捉えておりますが、影響を適切に把握するため、事業者に対して、交通量や車両動線等に関する検証を求めています。

その上で、周辺交通への影響の軽減策として確認検証を行い、地区計画等々事業者による建築計画、それぞれで対応できる事業事故を整理し、必要なものを反映していく考えでございます。

次に議会および周辺住民に対しての情報提供についてです。

酒周辺交通への影響を含む地区計画等の検討や繁栄の状況につきましては、今後の意見交換会やまち作り通信の発行により周辺住民の皆様へお示しするとともに、区ホームページでも公開してまいります。

また議会へのご報告は、地区計画等のたたき台の作成にあわせ今年度中に予定しております。

以上でございます。

菅井教育政策生涯学習部長私からは、将来、奥沢駅から離れた場所に開架図書館が整備された場合でも奥沢駅近くの図書館のカウンター機能を残すことが必要であるとしてつきましてご答弁いたします。

奥沢図書館仮事務所は旧奥沢まちづくりセンターにおいて予約の受付貸し出し返却業務などを行っておりますが令和 9 年度には東急ビルと現在の奥沢区民センター本館を活用して仮事務所の機能を拡充していくとともに現在の仮事務所におきましても継続利用の可否等について検討を進めているところです。

合わせてこの間の御指摘を踏まえまして奥沢駅においてブックボックスや返却用ブックポストを早期に設置できるよう鉄道事業者等と調整を進めておりそれにより、駅近隣での利便性を向上させてまいります。

将来の開架図書館の整備につきましては公共施設での複合化の可能性も含めまして検討を進めておりますが地域全体での図書館サービスのあり方についても今後の運用状況や地域の要望も踏まえながら、あわせて検討を行ってまいります以上です。

ひうち優子議員以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

以上でひうち優子議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、議事の都合により本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

一般質問を続けます。

9 番オルズグル議員超 9 番オルズグル議員新世党のおるず会派目を世田谷から日本を愛する。

海から新世党に改めさせていただきました。

会派、会派名は変わりましたが、いままで掲げてきた日本を愛する。

という理念を新世党のスローガンとして引き継いでおります。

では、通告に基づき質問を始めます。

伝統行事や文化、文化翔輝文化継承における多文化共創についてお伺いいたします。

夏になれば、やぐらが経ち、お祭のお囃子が聞こえる。

お正月にはお正月にはしめ縄をかけ、門松を飾り、新年を迎える私はこの国のこうした伝統のある風景を心から美しいと思っております。

そして、この伝統行事や文化も日本が海外に柔軟だったからこそ生まれてきたものも多いと聞いております。

我が国は、海外から入ってきたものをそのまま受け入れてきた国ではありません。

例えば、漢字も仏教も日本らしく磨き上げ、自分たちのものにしてまいりました。

受け入れて、日本のものにする。

その力こそが日本の強さだと考えております。

我が日本が日本を愛するきっかけになった。

ひらがなもその一つです。

私はこの国を自分の意思で選び、日本国民となりました。

だからこそ、はっきり申し上げます。

日本が今まで培ってきた文化や地域のルールを後から来た人に合わせて変えていく。

というような話を全くありません。

同じ地域に暮らすのであれば、法とルールを守り、日本の文化を敬おうそれが当然、当然の前提です。

その上で申し上げたいのは、日本の文化を守ることと、多様な方々が地域で活躍することは決して対立するものではない。

ということです。

今失われかけているのは、文化そのもので、そのものではありません。

それを担う人です。

文化は保存しているだけでは残りません。

人から人へ受け継がれ、初めて行きの柘植池続けます。

やぐらを組む人や、お神輿を担ぐ人がいなくなれば、その祭りは消えてしまいます。

ですから私は守るために担い手を広げたいと申し上げております。

地域と設定のない若い方々にも、そして日本の文化を大切に思ってくださいる外国ルーツの方にもその文化を支える側に回っていただきたい。

ともに暮らすだけではなく、一緒に地域を作り、一緒に責任を担う。

そこれを私は多分競争等を読んでおります。

まず担い手不足の実態と今後の取り組みについてお伺いいたします。

令和5年に区が文化芸術団体等に対して調査を行っておられます。

第4期文化芸術振興計画の資料にある世田谷の文化芸術団体とヒアリング調査です。

そこでは、担い手の高齢化、中堅世代の不足若手人材の定着の難しさ、活動場所の不足が軽傷の障壁として挙げられています。

一覧に挙げられている。

大酒対象は20人満たない数の団体企業です。

そのうち、伝統行事に関わるものは、世田谷区経堂芸能保存会祭の区分に挙げられているのも、烏山地域地域ブロック祭と世田谷ボロ市などにとどまっております。

そして、町会自治会は一つも入っておりません。

この点は事前に国も確認をお願いし、対象外である旨をお答え旨を怒ったお答えいただいております。

区内には200近い町会自治会があり、その多くが、盆踊りや神社の祭礼などを支えておられます。

区内のどこの町でも、夏になれば、矢倉が立ちます。

あの櫓を建てているのは、町会の皆さんです。

つまり、区が今把握しておられる実態にはまだ含まれてない部分があるということになります。

そこで伺います。

区内に伝統行事や文化継承における担い手不足について、区は現在実態をどのように捉えておられるのでしょうか。

そして、今後どのように取り組んでいかれるのか伺いいたします。

次に、計画の取り組みの方向性に沿って御伺いいたします。

第 4 期文化芸術振興計画は、取り組みの方向性として、触れる楽しむ作る繋がるの四つを掲げています。

このうち、美術館や文化文学館の展示、そして本年開設された文化芸術ポータルサイトはフレイルに位置づけられていると、本年 2 月の区民生活常任委員会で説明がありました。

今日お伺いしたいのは、鑑賞する人を増やす話ではなく担う人を増やす話です。

計画の言葉で申し上げれば、作るすなわち、新たに活動を始める家庭の支援、そして繋がる。すなわち、活動団体間の交流の促進と、区内の文化資源の保存継承にあたる部分です。

このつくる繋がるの観点から、区は現在、どのような取り組みをしておられるのかをお伺いいたします。

次に、昨年いただいたご答弁の進捗について伺いいたします。

昨年 9 月、担い手不足が深刻な町内会の行事は外国籍住民の力を借りる絶好の機会であると申し上げました。

生活文化政策部からはお祭りなどのイベントや地域活動を取りまとめて、多言語版ホームページに記載する CROSSING せたがやの世田谷の日本語教室人の受講生に案内する。

広報板に掲示するイベント情報の多言語化を関係所管に働きかける、そして全庁的に取り組むというご答弁をいただきました。

1 年がたちました。

この 1 年でどのような進展があったのか。

アクセス機会の拡充に関する取り組みの進捗につきお聞かせください。

あわせて、第二次多文化共生プランにも、区内におけるイベントや地域活動などの情報提供が位置づけられております。

今後の状況も含めて伺いいたします。

最後に、後継者不足の解消に向けた取り組みについて区の見解をお伺いいたします。

先ほど申し上げた令和 5 年の調査の活動における課題の欄にはこう記載されています。

新入会員が少なく、人材発掘が困難で、後継者育成は進んでいない組織の高齢化も課題、そして 60 歳前後の人を集めていこうという声も出ているとのことです。

担い手を 60 歳前後に求めなければならない。

ところまで来てるということです。

私は地域から見えてない層が二つあると考えています。

一つは、海外にルーツを持つ方々、もう一つ、区内に住みながら、これまで地域の行事に触れる機会のなかった若い方々です。

区内に来ないの外国人住民は様を様にお声、その年齢構成の薬は約 9 割が生産年年齢人口のに当たると伺っております。

この二つの層に、伝統文化や地域行事に触れる機会をさらに広げ、後継者不足の解消に繋げていく。

この取り組みを推進することについて、この見解をお伺いいたします。

シェアされる人が支える人になる。

お神輿を担ぎ、餅つきの杵を握り、防災訓練に参加していただく。

そのとき初めて、地域にとっては、外国人は配慮すべき対象ではなく、頼れる隣人になります。

なお、もう申し上げるまでもないですけども長くその文化を守ってこられた方々への敬意が大前提です。

お祭りは、担い手を変えながら、1000 年続いてまいりました。

担い手が変わることを恐れる必要はありません。

危惧すべきは、担い手が消えてしまうことです。

1 軒のお店を残すは一つの祭りを続けるといった積み重ねが、日本の文化、経済、社会を支えています。

以上、壇上からの質問を終わります。

中西生活文化政策部長私からは伝統行事や文化継承における多文化共創について 4 点ご質問を頂戴いたしましたので順次お答えいたします。

初めに伝統行事や文化継承に関して担い手不足が進んでいる実態と今後の取り組みについてとまた文化芸術振興計画が掲げる作る繋がるの観点で現在どのような取り組みをしているかにつきましてまとめてお答えいたします。

令和 5 年に区が文化芸術団体等に対して実施した調査では、区内の伝統行事や郷土芸能の継承において担い手の高齢化や後継者不足が大きな課題であり、特に中堅世代の不足や若手人材の定着の難しさ活動場所の不足などが軽食活動の障壁となっていることがわかっています。

このことも踏まえ世田谷区第 4 期文化芸術振興計画では作るの観点では区民みずからが行う文化事業への補助事業繋がるの観点では文化財保護のボランティア育成などにより担い手の育成に努めています。

一方で現在の調査では担い手不足や高齢化などの課題は一定程度把握できているものの、若者や海外にルーツを持つ方活動への参加などを作る繋がるの観点での実態把握はできていない状況です。

第 4 期文化芸術振興計画は令和 9 年度に中間見直しを予定しており、文化芸術団体等に対

して同様の調査を実施いたします。

調査や団体へのヒアリング等を通じて課題や状況の把握に努め、伝統文化の継承に関わる関係所管とも必要に応じて連携しながら、今後の取り組みへの課題の整理を進めていきます。

次に海外ルーツの方への地域行事への参加に向けたアクセス機会の拡大また伝統文化の後継者不足の解消に向けた海外物の方々若者への歩働きかけにつきましてあわせてご答弁差し上げます。

伝統文化も伝統行事も含めまして地域の文化芸術に触れることは心の豊かさを育み、多様性を受け入れる土壌を醸成し、若者や海外にルーツを持つ方々にとっては地域への理解を深める機会の創出に繋がるものと考えます。

さらにその機械が継続的な活動や担い手の育成に繋がることも重要だと認識しております。お話のアクセス機会の拡充は、世田谷美術館文学館での伝統文化に関する展示、区の文化芸術ポータルページでの祭りや郷土芸能の情報提供を通じて、次世代への継承に向けた周知の充実を図っていきます。

また、海外流通の方の地域活動への参加促進は令和 7 年度から外国人住民向けホームページに地域のイベントカレンダーへのリンクを掲載し、併せて CROSSING せたがやでの案内やイベント情報を多言語化の庁内働きかけを進めているところです。

今後第 4 期文化芸術振興計画の中間見直し、第二次多文化共生プランの改定の中で文化芸術振興と多文化共生の双方の観点から、伝統文化を含む地域文化への関心や理解を深めるための方策を整理してまいります。

以上でございます。

オルズグル議員ご答弁ありがとうございます。

あの作る綱繋がるでの実態把握はできてないとのことでしたけれども、数字が把握できないと改善、改善もできませんので、引き続き把握に努めて改善を検討していただけるようお願いいたします。

質問を終わります。

以上でオルズグル議員の質問は終わりました。

次に、12 番つるみけんご議員議長、12 番つるみけんご議員本定例会の補正予算第 3 次に計上されたせたがや Pay 事業について、区自らが議案審査に必要な情報を十分に示さなかったことは極めて残念です。

議案審査は議会の最も重要な役割の一つです。

崎野委員会での指摘後、一部資料が提示されましたが、十分とは思えません。

必要な情報を積極的に示そうとしない区の姿勢は議会軽視ではないかとの疑念を招くものです。

改善を求めます。

以下、通告に基づき質問いたします。

いじめ問題について伺います。

いじめは子供の心身を傷つけ、学びや不登校、進路にまで影響し、将来を左右しかねない重大な問題です。

9月1日の文教常任委員会で、仮称世田谷区、いじめの予防および解消解消を実現するための子供の学びと育ちを支える条例素案が示されました。

世田谷からいじめをなくすため、実効性のある条例にしなければなりません。

一般社会にもいじめに似た問題があります。

例えば、職場のパワーハラスメントです。

重大なパワハラが認められれば、企業は、事案に応じ、行為者への懲戒や配置転換などの措置をとります。

暴行や傷害があれば、行為者側が刑事責任を問われることもあります。

被害者を守るため、問題行為を止め、必要な対応を、行為者側に求める。

これが社会の基本です。

いじめでも原則は同じはずです。

ところが現実には、加害者への適切な対応が取られないまま、被害を受けた子供が精神的なダメージを負い、教室に入れず、不登校や転校を余儀なくされることがあります。

文部科学省の調査でも不登校の小・中学生のうち、いじめの情報や、いじめ被害の情報や相談があった児童生徒は約5000人です。

被害を受けた側が学校を離れ、負担を背負う一方で、加害側は従来通り学校生活を続ける。

こうした責任と負担の逆転が教育現場で起きています。

本年2月の一般質問で、被害児童生徒が不登校や望まない天候に追い込まれることがないよう、加害児童生徒に対し、別室登校や、出席停止制度を適切に運用すべきと申し上げました。

教育委員会は条例の制定に向けた議論の中で検討を進めると答弁しています。

今回の素案は被害を受けた子供の安全安心の確保と尊厳の回復を最優先とする一方で、対話による解決の過程を尊重し支えることを学校と教職員の責務としています。

初期段階においては、対話が有効な場合もあることは理解いたします。

しかし、いずれの中には犯罪にあたりうる極めて深刻な事案もあり、心身に重大なダメージを負っている子供たちがいます。

被害者が恐怖で学校に通えず、孤立する現実を前に、いじめ防止の条例に被害者と加害者を児童生徒としてくくり、対話による関係改善を求めることは、教育者として適切な対応なのでしょうか。

加害者側の加害者側の家庭環境などにも目を向け適切な支援を行うことや、学ぶ権利を保障することは当然必要です。

しかしそれは被害者を守るための、加害者への適切な措置を後回しにしてよい理由にはなりません。

被害者を最優先で守り、責任と負担の逆転を生じさせないため、必要に応じて、加害者への措置を適切に講じること、いじめは絶対に許さない。

被害者は何としても守るという姿勢を明確にすべきです。

条例制定に向けての教育委員会の基本的姿勢を伺います。

素案の第 9 条では、児童生徒の役割として、困難な経験を乗り越える力や他者との関係を修復する力を身に着けるよう努めることが規定されています。

深刻ないじめを受けた子供が、この条文を読んだら、どのように感じるでしょうか。

被害を受けた児童生徒に困難を乗り越える力を身につけるよう努めようと強要するのは可笑的。

被害者に対して、加害者との関係修復しろというのが教育なのかという声が私の元に届いています。

被害者に必要なのは安全が確保され、安心して学び続けられる環境です。

いじめを解決する責任まで、被害者に負わせるべきではありません。

この規定を児童生徒の役割としておくことが、本当に被害者の最善の利益にかなうものなのか、いま一度、被害者の立場に立って条例案を見直すべきです。

見解を伺います。

次に、地域行政について伺います。

まちづくりセンターは、一番身近な区役所です。

これは 2 年前の 4 月区報、世田谷地域版の一面に、区自身が掲げた言葉です。

モニターをごらんください。

4 年前、地域行政推進条例の制定を巡る議論で他会派の議員から、なぜまち作りセンターで、出張所と同じ行政サービスができないのかとの質問がありました。

これに対して保坂区長は、DX 改革をやりながら、大きな方向として、あらゆることができる方向にしていきたい。

早く区民に利便性が提供できるよう推進していきたい。

職員体制を見直して加配したいと答弁しました。

別の答弁では、まちづくりセンターで総合的な行政サービスを提供し、各種手続きや申請も簡便かつスピーディーに行える窓口改革は肝要だと言われました。

全く同感です。

まちづくりセンター改革こそ、地域行政の 1 丁目一番地です。

平時から多くの区民がまち作りセンターを訪れ、区職員と接する困りごとの相談から、地域活動、防災まち作り、さらには各種手続きまでたらい回しゼロのワンストップ窓口として、まちづくりセンターが機能する。

これが地域共生の理念であり、地域と行政のあるべき姿です。

先ほどの資料右下には、マイナンバーカード関連手続きの一部が、まちづくりセンターでできることが記されています。

地域行政を推進する計画では、マイナンバーカードの手続きについて、生活圏内にあるまちづくりセンターで行い、区民の利便性の向上に繋げる地区の行政拠点であることを認識してもらうきっかけの一つとなるよう取り組みを進める。

との方針のもと、区はこれまでに計 20 ヶ所のまちづくりセンターにマイナンバーカード電子証明書手続きコーナーを設置してきました。

9 月 3 日の特別委員会では、まちづくりセンターでのマイナンバー業務がくみん窓口出張所の混雑緩和や区民の利便性向上に寄与したと報告がなされました。

ところが、同じ委員会で今後マイナンバー関連業務の一部を新たなカードセンターに集約し、事実上、まちづくりセンターからマイナンバー事業を引き上げるという逆の方針が示されました。

窓口改革の重要性を掲げ、まちづくりセンターのマイナンバー業務がくみん窓口の混雑緩和と利便性向上に寄与したと評価する一方で始めたばかりのマイナンバー業務をまちづくりセンターから引き上げ、これは明らかに矛盾しています。

まちづくりセンターは、一番身近な区役所です。

区が掲げたこの理念が場当たりの対応で揺らいではなりません。

地域行政推進における区の理念が、条例施行からの月日とともに形骸化してしまうのではないかと懸念いたします。

区のお考えを伺います。

またマイナンバーカード業務をまちづくりセンターから引き上げることで、条例施行を契機に進めようとしてきたまちづくりセンター改革のまちづくりセンターの窓口改革が後退してしまうのではないかと考えますが、区のお考えをお聞きします。

次に認知症について伺います。

認知症を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。

一昨日の区長招集挨拶でも、MCI、軽度認知障害の増加や初期段階に効果ができる薬の登場など、環境は日々変化し、以上、医療、介護、地域作りなど多領域にまたがる対応が必要との認識が示されました。

区は認知症とともに生きる希望計画に基づき政策を進めており、先日の委員会で、令和 9 年度から 3 年間の第 3 期計画素案が示されました。

資料を御覧ください。

これは第 3 期計画の作成に当たり、これまでの達成状況を示した区の資料です。

予算をかけて各種取り組みを進めてきたにも関わらず、計画の大事な目標である認知症になってからも希望を持って暮らせるとする人の割合も条例に掲げる新しい認知症のイメージを持っている人の割合も、初年度に比べ、残念ながら大幅に低下しています。

区はこの要因をどのように捉えているのでしょうか。

そして第 2 期計画の取り組みをどのように評価しているのか伺います。

さらに成果が上がっていない。

むしろ数値上大幅に後退している厳しい状況を踏まえれば、第 3 期計画は今の取り組みの延長や拡大ではなく、認知症政策全体を組み直すことが、区民の税金で事業を行う自治自治体としての責務だと考えますが区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

山田学校教育部長私からは、子供たちをいじめから守るための基本姿勢につきまして、2 点ご答弁いたします。

まず、必要に応じて加害側の適切な措置を講じること、被害者は何としても守るという姿勢を明確にすべきについてです。

いじめは子供の人権を傷つける重大な問題であり、被害児童生徒の安全安心の確保と尊厳の回復を最優先とすることが重要と認識してございます。

また、いじめによる被害を受けた児童生徒が学校に通えなくなる状況が生じていることは重大な問題であり、子供の最善の利益の観点から、被害児童生徒を守る取り組みを一層進める必要があると考えてございます。

そのため、いじめ行為を行った児童生徒に対しては、事案の特性や背景を踏まえ、その行為の問題点を理解し、再発防止に繋がるよう、適切な指導および支援を行うとともに、必要に応じて法に基づく措置である。

出席せ制度出席停止制度についても適切に判断することが重要と認識しております。

今後制定を予定している条例におきましては、被害児童生徒が安心指定学校で過ごすことができる環境の確保を最優先とする考え方をより明確に位置づけるとともに、加害児童生徒への適切な指導および支援のあり方についても、条例の反映を含めて検討してまいります。

次に、児童生徒の役割を条例に規定を置くことにしておくことについてです。

教育委員会といたしましては、いじめの被害を受けた児童生徒の安全安心の確保と尊厳の回復を最優先とすべきと考えており、ご指摘の条文は、被害児童生徒にいじめの解決や、関係修復を求める趣旨ではございません。

本条例における児童生徒の役割は、いじめに関係している、していないを問わず、子供 1 人 1 人がいじめについて考え、困難を抱え込まずに相談するとともに、互いを尊重しながら、よりよい学校作りに関わることを期待するものであり、子供たちが将来にわたり、他者と関わりながら生きていく上で大切な力として他者と他者との関係を修復する力を位置づけております。

今回いただきましたご指摘を踏まえ、検討委員会でのご議論、議論を踏まえながら、被害児童生徒の最善の利益が確保されるよう、児童生徒の役割について検討してまいります。

以上でございます。

播磨地域行政部長、私からは地域行政推進における区の理念の形骸化への懸念およびマイナンバーカードの取り扱い業務のまちづくりセンターからの引き上げの 2 点について併せてお答えいたします。

地域行政推進条例では、まちづくりセンターに関し、行政サービスの機能の充実強化の他、広報広聴機能の充実、まち作りの支援機能の強化、防災に係る機能の強化、地域包括ケアの地区展開に関わる機能の充実課題解決に係る総合調整機能の強化を規定しております。

条例制定後、くみん窓口や出張所の混雑緩和の観点から、まち作りセンターにマイナンバーカード電子証明書手続きコーナーを急遽設置し、窓口機能拡充いたしました。

その一方で、マイナンバーカード関連手続きの件数が急増し、事務処理に追われるなど、まち作り、防災、地域包括ケアの地区展開等に係る対応が進みにくい状況も生じております。地区においては、高齢化の進展、町会自治会加入率の低下、コミュニティの希薄化、頻発する自然災害等に対し、地区の現況を踏まえて対応していくことがこれまで以上に求められております。

そこで、行政サービス機能、特に手続きについては、デジタルデバイド対策を実施しながら、オンライン化を図るとともに、マイナンバーカード関連手続きについては、窓口の再編成を行うことを通じて、まちづくりセンターの体制強化機能強化を目指してまいります以上でございます。

川島高齢福祉部長、私からは認知症について2点ご答弁いたします。

まず、第2期計画の目標が達成しない要因と取り組みの評価についてです。

第3期計画の素案でお示ししている認知症に関する区民意識調査の結果は、令和5年度の計画策定時に比べると低い割合になっております。

調査結果の分析では、年代や性別によって割合に差が見られており、新しい認知症観の浸透に偏りが生じているなど、新しい認知症観が幅広い世代に十分浸透していないことも要因であると認識しております。

第2期計画の評価としては、本人が参画するアクションチームが全28地区で結成されるなど、認知症本人の参画を軸とした地域での実践は着実に広がり、一定の成果があったと考えております。

一方で、その成果が年代や性別を問わず、広く区民に届くまでには至っておらず、区民全体の意識の変化や新しい認知症観の浸透に十分結びついていないことが課題であると考え次に、第3期計画に向けた区見直しについてです。

第3期計画では、第2期計画で結成された28地区のアクションチームを基盤として取り組みを進めながら、相談支援や人材育成、地域作りの各取り組みが相互に連動し、早期相談から地域での暮らしの継続までを支える一体的な仕組みとして機能させていきます。

課題として捉えている新しい認知症観の普及浸透に向けては、これまで十分に届いていなかった層への働きかけを強化してまいります。

また、早期の気づきや相談、適切な支援に繋いでいくための認知症の備えの推進を新たな計画目標に位置づけ、区民ニーズや社会情勢など、認知症を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しながら計画を着実に推進してまいります以上です。

つるみけんご議員いじめの問題につきましては、被害者を守るために何をするのかという

ことをしっかりと議論していただきたいと思います。

お願いします。

また認知症については成果が上がっていない以上、根本的にアプローチの方法を変える必要があると思います。

計画を再検討していただくよう求めます。

また地域行政につきまして、あらかじめ通告した内容にお答えをいただいております。

地域共生の理念の形骸化への懸念について、改めて区の見解をお聞かせください。

播磨地域行政部長、はい、地域行政に関する再質問にお答えいたします。

まちづくりセンターの役割は大きく分けて、行政サービス機能とまちづくり機能の二つとなります。

行政サービス機能のうち、手続きに関係し、関係につきましては、オンライン化や一部種業価を図ってまいります。

相談機能につきましては、区民の困りごとをより丁寧に聞き取るなどこれまで以上に親身になって対応してまいります。

防災地域包括ケア課題解決を含めた街作り支援についてですが、コミュニティの希薄化、頻発する自然災害等に対応するためには、職員が施設の中にとどまっているだけでは解決できません。

まちづくりセンター職員自らが積極的に地区へ飛び出し、地区の状況や課題を自らの目で確認し、区民の生の声を聞くことがこれまで以上に必要となってきます。

そのためには、オンライン化、集約化等による事務見直し等によって、まちづくりセンター職員が機動的に動ける時間等を生み出す必要がございます。

こうした体制強化機能強化を通じて、地域行政推進条例の目的を実現できるよう、全庁挙げて全力で取り組んでまいります以上でございます。

つるみけんご議員、以上で終わります。

以上でつるみけんご議員の質問は終わりました。

次に、8番宮香織議員議長8番宮通り議員初めに、児童虐待やネグレクトの早期発見について伺います。

ネグレクトは目に見える傷などがなくても、遅刻や欠席。

衣服や身だしなみ、食事、健康状態など、日常生活の中の小さな変化として現れることがあります。

また、その背景には、経済的な困難や保護者の孤立、子育ての不安、心身の不調など、様々な事情があることが考えられます。

特に子供は自分が困っていることを言葉にできるとは限りません。

生活リズムの変化や表情、周囲との関わり方など、本人が直接訴えることとは別の形で困難のサインが現れる場合もあります。

こうした変化を一時的なものとして見過ごさず、その後の様子も含めて継続して捉えてい

くことが早期発見に繋がる可能性があります。

また、子供の変化は、一つの機関だけでは把握しきれないこともあります。

日々の生活の中で子供と関わる様々な機関がそれぞれの立場から気づいたことを用いることで、一つの CAN だけでは見えなかった家庭の状況が見えてくることが考えられます。

そこで、子供の小さな変化を単発の出来事として捉えるのではなく、欠席発育口腔状態、身だしなみなど複数のサインを継続して捉えることで子供や家庭が抱える困難を早期に発見する仕組みについて区の現状と課題を伺います。

また、乳幼児健診や歯科検診、保育園、幼稚園、学校、医療機関、子供家庭支援の窓口など、子供の変化に気づく機会はそれぞれの場所にあります。

例えば、学校では欠席が増えている。

歯科では口腔状態が気になる。

健診では初雪について気になるところがある。

一つ一つを見ると、小さな変化であっても、複数の機関が把握した情報を繋げることで、子供や家庭が抱えている困難が見えてくる場合があります。

また、子供の成長に伴って、関わる機関も変わっていきます。

そのため、ある時点で把握された変化や気づきがその後の支援に繋がるよう、必要な情報が適切に引き継ぎられることも重要です。

区では、健診しか保育園、幼稚園、学校、医療機関、家庭支援に関わる。

期間などがそれぞれの現場で把握した子供の変化や気づきを共有し、早期の支援に繋げるため、現在どのような連携体制を構築しているのか伺います。

さらに、虐待と判断されてから支援するのではなく、保護者が子育てに困難を感じている段階から相談に繋がることも。

虐待の重症化を防ぐ上で重要です。

保護者自身が子育ての悩みを誰かに相談することをためらうことや、どこに相談すればよいかわからないことも考えられます。

虐待の有無を判断する前の段階から、教育上の困難や家庭の孤立などを把握し、必要な支援に繋げていくことが求められています。

区では、虐待の有無を判断する前の段階から、教育上の困難や家庭の孤立などを把握し、保護者が早期に必要な支援に繋がるためにどのような呼び方し、予防型支援を行っているのか伺います。

次に生理市町でのいじめについて伺います。

SNS 上では、仲間外れや誹謗中傷、画像や動画の拡散など、学校だけでは把握しにくいいじめやトラブルが起きています。

また、SNS 上でのやり取りは、学校の外で行われることも多く、教員や保護者がその実態を把握することが難しい場合があります。

こうした問題に対して、子供たちにルールを伝えるだけではなく、SNS 上でどのような問

題が起こりうるのかを理解し、トラブルを避けることや困ったときに相談することも学ぶ必要があるのではないのでしょうか。

学校で実施している。

ネットリテラシー醸成講座等について、単に実施回数や内容だけではなく、子供が SNS 上のリスクを理解し、トラブルを回避し、被害に遭った際に相談する力に繋がっているかについて区としてどのように評価するのか伺います。

SNS の利用状況や SNS 上で起きるトラブルの形は変化が早く、学校で一度学べば十分とは限りません。

学年や発達段階に応じて繰り返し学ぶことや、実際に起きた事例を踏まえて内容を更新していくことも大事です。

また、SNS 上のいじめは、本人がいじめられていると言い出す前に学校に行きづらくなる。

元気がなくなる、友人関係を避けるなど、別な形で SOS が現れることがあります。

本人からの訴えは待つだけではなく、保護者や教員など周囲の大人が、こうした変化に気づき、相談に繋げることも必要です。

そこで SNS 上でのいじめの実態や子供の変化、家庭での見守り方、相談先などについて、区として保護者への情報提供や啓発をどのように充実させていくのか伺います。

また、SNS 上のトラブルについては、保護者が子供の変化に気づき、適切に対応することが重要です。

来年度施行予定の仮称世田谷区、いじめの予防および解消を実現するための子供の学びと育ちを支える条例を踏まえ、学校家庭教育委員会等が連携し、SNS 上でのいじめやその兆候を早期に把握するとともに、新降下する前に、支援や相談に繋げることが求められます。そのためには、子供や保護者が相談先を知っていることに加え、学校側も相談を受けた際に速やかに関係機関と連携できる仕組みが必要です。

条例の施行を踏まえ、学校、家庭教育委員会等が連携し、SNS 上でのいじめやその兆候を早期に把握するとともに、新降下する前に、相談や支援に繋げるため、今後どのような体制を構築していくのか伺います。

最後に、子供の状況に応じた受け皿の充実と切れ目のない支援について伺います。

不登校には、朝の登校が難しい。

教室に入ることに負担を感じる。

長時間は難しくても短時間なら通えるなど、1 人 1 人異なる状況にあります。

そのため、学校に行けるか行けないかという 2 択だけではなく、遅刻や早退短時間投稿別室登校ほっとルームなど、子供の状況に応じて学校との繋がり方を選べる受け皿が必要です。

また、子供の状況は日によって変化することもあります。

長時間の投稿は難しくても、短時間なら通える日もあれば、別室であれば過ごせる日もあるなど、その時々の状況に応じて利用できる選択肢があることが子供や保護者の安心に繋が

ります。

ここでは、ほっとルームなどの居場所を設け、子供の状況に応じた受け入れを行っていることと認識していますがほっとルームの設置状況や利用状況、利用時間、職員体制などをどのように把握しているのか。

また、利用を希望する子供が、職員配置やスペース利用時間などの理由によって十分に利用できないケースはないのか伺います。

さらに、学校によって利用できる時間や職員の配置スペースなどに違いがあれば、同じように支援を必要としている子供であっても通っている学校によって受けられる支援に差が生じることが考えられます。

受け皿が設置されていることと、必要な子供が実際に利用できることは同じではありません。

必要な子供が必要なときに安心して利用できる環境になっているのか。

設置状況だけではなく、実際の利用状況や利用したい子供が利用できているのかを把握することが重要です。

ほっとルームや別室登校などの居場所を利用した子供について、そこで把握した困りごとや変化を、その後の支援に繋げ、継続的に見守る仕組みを区ではどのように構築しているのか、また、子供が安心できる居場所や学び方、人との繋がりを確保しながら、将来に向けて1人1人に合った支援を継続できる体制について、今後どのように充実させていくのか、区の見解を伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。

長谷川金津山総合支所保健福祉センター所長私からは、児童虐待やねぐれ、ネグレクトの早期発見に関しまして、まず、子供や家庭が抱える困難を早期に発見する仕組みの現状と課題について、また、あわせまして、家庭の支援に関わる機関による子供の変化や気づきの共有と早期の支援に繋がるための連携体制について2点まとめてご答弁いたします。

区は、子供や家庭が抱える困難を早期に発見するため欠席の増加や発育、健康状態の変化を始め、口腔状態や身だしなみにてなどについて、成長過程を通じて継続的に把握することが重要であると考えております。

その中でも、ネグレクトなど、明確な外傷等が見られないケースは発見が難しく、各機関による気づきや情報を適切に繋ぎ合わせ、支援の必要性をいかに早期に見極めていくかが課題であると認識しております。

区早期の支援に繋げるため、地域の関係機関とこの課題認識の共有に努めており、子供や家庭の変化を発見した場合は、各地域の子供家庭支援、支援課と共有し、協力して、世帯の状況に応じた支援に当たることとしております。

また、要保護児童支援協議会を設置し、保健福祉センター各課や保健、保育施設、幼稚園、学校、児童館、医療機関、警察等の関係機関が一堂に会して、顔の見える関係のもと、情報共有や支援方針の検討を行う体制を構築しております。

今後も相互の連携と情報共有の充実を図り、子供や家庭の小さな変化を見逃さず、早期発見早期支援に繋がられる体制の強化に努めてまいります。

続きまして、虐待の有無を判断する前の段階からの予防型支援についてご答弁いたします。各総合支所健康作り課では、妊娠期面接や入院、乳児期乳児期家庭訪問事業を通じ、妊婦やパートナーの健康状態、産後の育児の状況、生活上の課題等の把握に努めるとともに、乳幼児健診等においても、育児不安や産後うつ、経済困窮、DV 等の課題の把握に努めており、課題を把握した場合は、保健師が継続して関わりながら、保健福祉センター各課や関係機関と連携して支援を行っております。

引き続き、世田谷版ね洞をはじめとする妊娠期からの伴走型支援体制の充実に努め、児童虐待の未然防止に取り組んでまいります。

私からは以上です。

山田学校教育部長私からは SNS 上のいじめについて 3 点順次ご答弁いたします。

まず、ネットリテラシー醸成講座等についてです。

ネットリテラシー醸成講座につきましては、昨年度の児童生徒アンケートでは 97%以上が理解できたとの回答結果を得ております。

また、家庭でのルール作りやネットで、ネットいじめへの関心が高まった割合が約 9 割となるなど、ネットいじめの未然防止に資する土台作りとして一定の効果があるものと評価しております。

来年度からはデジタルシチズンシップ醸成講座を発展させ、計画的に実施していくとともに、引き続き、ネットいじめの未然防止と早期対応に努めてまいります。

次に、SNS 上のいじめの実態など保護者への情報提供や啓発についてです。

SNS 上でのいじめは、学校外の見えにくい場所で行われることが多く、早期発見早期対応には、家庭との連携が重要であると認識しております。

教育委員会では、各学校を通じて、SNS 上のいじめや家庭での見守りポイントなどについて、リーフレット等を活用し、保護者への周知に努めている他、相談窓口の情報提供を行い、早期相談に繋がっております。

今後は SNS SNS 利用の課題や事例も踏まえ、保護者会や児童生徒保護者向けのお知らせを掲載しているせたがやスクールボード等のデジタル媒体を活用した発信を充実させ、家庭での見守り強化に繋がってまいります。

最後に、SNS 上でのいじめを早期に把握し、学校家庭教育委員会等がどのように連携する体制を構築するのかについてです。

SNS 上でのいじめは把握が難しく、申告深刻化する恐れがあるため、学校家庭教育委員会が連携し、早期発見早期対応に取り組むことが重要でございます。

各学校では、アンケートや、いじめと失礼しました。

アンケートや面談等により、いじめの兆候を把握するとともに、保護者との情報共有を図りながら対応しております。

また、教育委員会では、SOS 相談フォーム等を活用し、SOS の早期把握に努めております。今後は、いじめ防止に関する条例の制定に向けた議論の中で、学校家庭教育委員会等が情報共有を行い、SNS 上でのいじめやその兆候を早期に把握し、相談や支援に迅速に繋がる連携体制の構築を検討してまいります。

以上でございます。

宇都宮教育総合センター長はい私からは子供の状況に応じた受け皿の充実と、切れ目のない支援についてご答弁をいたします。

まず、ほっとルームの状況と利用できないケースについてでございます。

ほっとルーム別室登校は学校に登校しているものの様々な事情から、教室に入れない子供たちの校内の居場所として、令和 7 年度末時点で 80 校に設置しており、今年度中に全校の設置を目指しています。

教育委員会では、1 学期および 3 学期の終わりに、全区立小・中学校を対象に、ほっとルームの設置状況、利用状況および児童数、利用児童生徒数について調査を行い、実態の把握に努めているところでございます。

一方、ご指摘の通り、学校からは、構内スペースの不足やサポート人員の不足によって十分にほっとルームを開設することができないとの状況を聞いています。

今年度は学校現場の意見を伺いながら、ほっとルーム設置校の検証を行っており、その検証結果を踏まえ、必要な人員の確保や環境の充実を図ってまいりたいと考えています。

次にほっとルームを見守る仕組みやと、それからどのように充実させていくかについてご答弁いたします。

子供たちが安心して過ごせる校内の居場所の他、多様な学びの機会人のとの繋がりを確保することは非常に重要であると認識しております。

ほっとルームの運営にあたっては、利用する児童生徒ごとのに、情報を共有するためのノートを作成し、担任や学校生活サポーター、スクールカウンセラーなどが日々の様子や、本人の困り事心身の変化等を継続的に記録確認するなど、個々の状況に応じた支援に繋げるための工夫を行っている学校もございます。

また、ほっとルームに関しては不登校の未然防止や教室復帰のステップという役割も担っていることから教育委員会といたしましては、各学校における効果的な取り組みや好事例の共有を通じて、ほっとルームの機能拡充を図るとともに、児童生徒 1 人 1 人の状況に応じた支援体制の充実に努めてまいります。

以上です。

みやかおり議員一点再質問いたしますご答弁では、学校によって利用環境に差が生じているとのことでしたが学校現場の声や、各校の実態を丁寧に把握し、必要なスペースは人員の確保について予算措置も含めてしっかり検討していくべきです。

いかがでしょうか。

宇都宮教育総合センター長はい、再質問にお答えいたします。

各学校によって、校舎の規模や全校児童生徒数でまた、ほっとルームを必要とする児童生徒の数に差があるのが現状です。

教育委員会といたしましては、各学校の運営上の課題を把握して、子供たちにとって、より安心して利用でき、継続的な支援に繋がる物的人的環境の整備に努めてまいります。

以上です。

みやかおり議員ご答弁ありがとうございます。

各学校の実態や現場の声、もちろんこれ丁寧に把握をしていただきたいと思いますけれどもやはりその必要なスペースや人員の確保ということもぜひやっていただきたいと思います予算措置も含めて環境整備を着実に進めていただきたいと思います。

そして、ほっとルームを必要とする子供たちがどの学校でも安心して利用できることこそが大事だと思うんです。

あの学校によって差があるそれはなかなかすぐに解決ができないことなのかもしれないですけれども引き続きですね継続的な支援に繋がる環境を整えていただくことを心から要望いたしまして、私の質問を終わります。

以上です。

以上でみや香織議員の質問は終わりました。

次に、45 番、大庭正明議員 45 番大庭正明議員大庭正明議員千歳から清明駅前再開発について伺います。

まず、この事業の主役が誰であるかを明確にした上で話を進めます。

主役は 2 人います。

1 人目は、表面的には準備組合ですが、実態は三井不動産レジデンシャルおよびその親会社である三井不動産という大手マンション事業者です。

以下三つ入れ時といいます。

もう 1 人は、都市計画を最終的に決定する世田谷区保坂区長です。

準備組合が表面的だというのは、この事業をほぼ三つ入れ時に依存する形で協定を結んでいるからです。

資金協力については事業協力者、つまり三つ入れ時は準備組合が必要とする費用の立て替えを行う立替金の金利はなしとする。

立替金の返済は、再開発組合を設立後、生産が可能となったときに行う。

また、事務局運営の体制協力については、三つ入れ時は、再開発事業に関する資格や実績を持つ事務局員を無償で派遣する。

三つ入れ時は、再開発準備組合事務所設置に関わる協力を行う。

そして、技術協力についてここが肝心なところですが、準備組合の要請に応じて都市計画施設計画、設計、保留床処分商業運営に関することと、必要な技術協力を無償で行う。

つまり資金は建て替え人員技術のいずれも三井レジが無償で準備組合に提供する構造です。事務局そのものが三つ入れ時のサインで運営されているのです。

とすれば準備組合を三つ入れ時と読み替えると問題の本質が見えてきます。

三つ入れ事案、すなわち準備組合案は、昨年 2025 年 4 月に都市計画案として区に提出され今年 2026 年 1 月の説明会で言えば、三つ入れ時の経済的利害を明らかにしないまま、世田谷区案として説明されました。

問題の核心は、容積率、高さ、床面積等が三つ入れ時の将来の収益に直結する部分だという点です。

簡単に言えば売れる床面積が増えるほど、三つ入れ時の収益が増えるからです。

区がみずからの都市計画として説明した容積率、高さ、床面積等の数値的、技術的な土台に、直接の経済的利害を持つ民間企業が無償で関与している。

ここが再開発事業のセンシティブな部分であります。

以上を踏まえた上で、今現在と問題になっていることを整理すると、一つは 700%の容積率 140m の高さという巨大規模への違和感の問題ともう一つは再開発事業が失敗した場合のリスクの問題と大きく二つに分けられると思います。

興味深いのは、前者は事業が成功するかもしれないという前提での疑問であり、後者は失敗するかもしれないという前提での大丈夫かという疑問で、前提の置き方がまるで異なることです。

そこでまず巨大規模への違和感の問題についてですが、世田谷区は一応説明していますが、納得がいきません。

奇妙など今年の 4 月の都市計画審議会では区は仮に高さを低く抑えすぎてしまい、結果として 700%の容積が使えなくなってしまうと公共貢献を押しているにも関わらず、200%の割増が実質的に使えないということになってしまいます。

と述べており、割り増しを無駄にすることはもったいないという趣旨を言外に含んだ理由を挙げています。

これは誰にとって無駄になってしまうのでしょうか。

これはまさに三つ入れ時の立場に立った説明です。

割増の基準数値のうち緑化率等は都の指定基準によるものですが、それを敷地に風呂に適用して 700%を認めるのも 140m の高さを決めるのも、保坂区長の都市計画決定であり、民間事業だからあんまり関係ないという素振り間違いです。

まさに決定のど真ん中にいるのが保坂区長です。

この無駄になるという言い分には無理があります。

区が高さを抑えて三つ入れ時が 700%の一部しか使わなくても三井レジが提供すべき公共貢献は減りません。

低く抑えると割に合わなくなるというのは三つ入れ時の都合であって、世田谷区には関係ありません。

実はこの説明資料に住宅 4 階から 34 階駐車場台数まで決まった。

本計画という絵が既にあります。

日英や圧迫感の減少もこの絵を細かく補足するか、太くするかという比較にすぎません。
そこで区長に対してお聞きします。

都の基準を口実にしながら、つまり三つ入れ時の公共貢献が無駄になるという倒錯した理由ですが、実際には 140m というフル活用の高さを、保坂区長の裁量で選び三つ入れ時の最大空間利用を保障しようとしているのではないのでしょうか。

そもそも利害の当事者である三井レジに関わった準備組合案に対して数値的な検証を世田谷区はしたのでしょうか、お答えください。

まさに大型開発優先の政策を自らの手で進めようとしているのです。

これが保坂区長の現在の姿なのです。

次に、事業が失敗する前提での大丈夫かを取り上げます。

既に知られている通り、不動産市況は動乱時代にあります。

第収益を得る一方、再開発事業の失敗も報じられています。

事業の将来性等については、制度上は組合設立認可の段階で、東京都が資金計画等を審査すると言いつけています。

事業計画は、都市計画決定後というなら、決定前に 700%、140m という具体的な数字はどんな根拠材料で妥当と判断したのか伺いたい。

先に述べたようにマンション業界をここにきて踊り場にかかっています。

しかし、最悪中止のような事態に陥っても三つ入れ時と地権者とは、傷の深さがまるで違います。

仮に撤退のような事態が発生しても、三つ入れ時の損失は無償提供した資金人員技術協力の範囲にとどまります。

しかも、災害不発区域自体が将来の種地として市場価値を持ち続けるため、三つ入れ時に取っては撤退は選択肢を一つ手にしたまま身を引くだけの話です。

一方残された地権者は権利変換で後戻りできず、第一種市街地再開発事業の都市計画の指定で、通常の用途も容積も使えないまま、土地だけが制限され、され続ける最も不利な立場に置かれます。

区長に伺います。

事業協力者の三井理事が参加組合員として法定の負担義務を負う見通しは現時点であるのでしょうか。

ないのであればそれを確認しないまま、つまり三井レジが参加組合になるという確認をしないまま、今年度中に都市計画決定を行うことをわ。

どういう責任を負う覚悟があるのでしょうか。

それを確認するんですかしたんですとかしたんですがお答えください。

次に民泊について伺います私達の会派は、先行する新宿区の条例並みにしなければ、こういう事業者が大挙世田谷区に押し寄せてくると考えます。

スワンもひどすぎます。

家主居住型の適正な運営の実質基準は、その他規則で定める要件として、未確定のままでスワンが区民意見募集にかけられています。

肝心の基準を示さずに意見を募るのは順序が逆ではないでしょうか。

実質適正な運営で立場によっていくらでも解釈ができます。

新宿並みにやるつもりがあるのかどうか、お答えください。

以上で壇上からの質問を終わります。

堂園岡安山総合支所長私からは、千歳烏山における再開発について2点ご答弁いたします。

最初に高さ140mの数値的な検証についてお答えします。

千歳烏山駅周辺地区では、京王線の連続立体交差事業を契機に、更なるまちの発展を目指しており、駅前広場南側地区では、地域課題の解決に向け、権利者が長年にわたり、市街地再開発事業の検討を重ねてこられました。

区では、準備組合からの提案が主要な地域生活拠点の形成や地域課題の解決に資することを確認し、魅力ある賑わいの創出や防災性、安全性の向上などを総合的に考慮して、都市計画の手続きを進めております。

本地区では現在、敷地面積2000平方メートル以上の場合、高さ制限はございません。

そこで、高度利用地区による容積率の割り増しを活用しつつ、周辺環境と調和を図るため、建築物の高さの最高限度を定めるものでございます。

そのため容積率700%を活用し、日英規制や最高周辺への圧迫感等に配慮した。

建物形状で確認した上で、高さの最高限度を140mに抑えることは妥当であると考えてございます。

都市計画で定める最大限の高さや空間の利用を保障するものではなく、具体的な建築物の規模や形状については、今後再開発準備組合が事業計画等を具体化する中で検討されることとなります。

今回の都市計画および地区計画の案は、地域課題の解決や交通結節点機能の強化、防災性安全性の向上、まち作りの全体の効果を総合的に考慮したものでございます。

次に、参加組合員として法定の負担義務と都市計画を行う区の責任についてです。

本地区では、再開発準備組合が事業協力者を選定し、事業協力者から事業に必要な資金面や専門的なノウハウなどの協力を受けております。

事業協力者は、再開発準備組合との協定などに基づき事業を支援する立場である一方、参加組合員は、都市再開発法に基づき、再開発再開発組合の組合員となり、事業計画等に定めた権利および義務を有する立場であり、両社は位置づけが異なります。

参加組合については、都市計画決定以降、再開発準備組合が選定方法等について検討するため、現時点では事業協力者がそのまま参加組合員となるかどうかは決まっ定まっております。

今後、参加組合員の選定を含めし、事業計画や資金計画等が具体化され、組合設立には認可権者である東京都が法令に基づき審査することとなります。

区としても、権利者の生活再建に十分配慮するとともに、事業の実現性が確保された計画となるよう再開発準備組合における検討状況を確認してまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは民泊の関連 2 点お答えを申し上げますまず、改正条例の素案のにつきましての区民意見募集の順序が逆ではないかという御指摘でございます世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の改正素案は、世田谷区旅館業および住宅宿泊事業に関する協議会からのご意見を伺いながら町にて決定。

本年 9 月 2 日の福祉保健常任委員会での報告を経て、9 月 15 日から区民意見募集を行っているものでございます素案は本条例のコア骨格を示しており、改正の方向性を示すものと認識をしてございます。

家主居住型などを基本することを基本とすることを明確にして、その他の要件の詳細についてはご意見を伺った上で決めるものとしてございますこれまで区議会へのご報告を重ねるとともに、協議会は、対面とオンラインの両方で傍聴が可能な形式とするとともに資料をや会議録等を区ホームページに掲載をし、検討のプロセスをお示ししてまいりました。

区分や区内に在勤在学中の方などに、こちらもぜひご覧いただいた上で素案に対して幅広くご意見お寄せいただきたいと考えており、今後の条例改正案の参考にしてまいります。次に新宿区並みに規制強化をできるのか行うのかというご意見でございます。

新宿区がどのようなデータに基づいて、またどのような検討プロセスによってこの条例改正案を取り入れた鶏眼球をしたのかについては把握をしてございませんが、先般の新宿の靴を会見資料によりますと新宿では、家主居住型などを除いて住居系用途地域は原則新設を禁止して商業系用途地域は営業日数を年間 120 日までに制限するとされています。

その他対面でのチェックインや説明会の実施の義務づけなどもを検討しているとのこととです。

トークでは、協議会において区における現状をお示した上で、様々な立場の方からご意見をいただいて、条例改正の素案を取りまとめてまいりました。

素案では、近隣住民への事前周知、住民や町会等からの求めがあった場合の説明会の開催わかりやすいところ標識の掲示などを規定してございます。

一概に新宿とトークを比較できるものではございませんがガイドライン等に生きてしていた事項をそれぞれ条例や規則に定めて規制を強化し、また厳正に指導を行う。

ことで、適正な運営を行う事業者の是正やトーク流入の阻止に寄与するものと考えてございます。

私からは以上です。

大場正明議員三井理事が参加組合員になる確証が持てないということは、今現在では持てないということは非常に不安ですね。

それから都市計画の決定者は赤山総合支所長でいいんですか。

実質的な決定者というのは、それを確認したいと思います。

今の答弁で日英樹生野菜周辺への圧迫感等を配慮した建物形状を踏まえたと、高さの最高限度を 140m に抑えることは妥当であると考えておりますということでした。

その建物形状とは、区の説明会資料で既に乗っている住宅 4 階から 34 階まで積み上げ駐車場台数まで決まった具体的なことでしょうか。

区にお聞きします。

三つ入れ時のこの絵を見る前に、区が独自にこの地区にふさわしい高さ何メートルかと検討した事実はあるのか。

あるならそのときの結論の数字を教えてください。

ないのであれば 140m は区の判断ではなく、三つ入れ時の設計に区が後から理由をつけただけということにはなりませんか。

どうぞ堂園から須山総合所長 2 点の再質問にお答えします。

まず最初に決定権者は総合所長かというところでございますけれども、こちら鉄都市計画の手続きを進めていく上では都市計画審議会の方に諮問させていただき、いただいてですね、我々区側の方の説明を了とする答申をいただいたらば世田谷区の方で世界一決定するという内容のものでございます。

二つ目の高さの検討についてでございますけれどもこの間平成の 28 年間の勉強会地元の方で、権利者を中心とした勉強会を重ねてきたというところでございますその中にいたってはですね、再開発を検討するにいたっては、四つの提案を組んだ方から提案させていただいてその中で、権利者の方々が選んだのが再開発一体的に市町を進めていくことの再開発を検討されて、かつ関心を持った方が高かったというところから検討をスタートしているという状況がございますそして検討を重ねたところですねこの 1. 地域の課題解決、また世田谷区の都市整備方針等を整合した上で高さの方を決めてきたというところでございますので最終的には準備組合の提案の内容も踏まえながらですね、都市整備方針等も確認した上で、高さの方を今回妥当であるということと考えているところでございます。

以上でございます。

以上、大庭正明議員の実質的に決定者は誰かということで、金沢総合支所長でいいんですかということの確認ですよ区長は一応形式的な決定者ということでもいいんですかということですよ。

それから今のお返事ですと平成 28 年ぐらいから検討してきたといいますけども当初は駅前広場入っていませんでした。

池間ヒロ入ってなかったんですよそれで駅前広場を入れたんですよ。

そこが最大のポイントなんですよ。

それで今、あの答弁の中で三つ入れ時の案を、案をもとにして 140m 妥当だというふうにお答えになったように思うんですけども、それでいいんですか。

私は区の数字はいくらだったんですかと、区の数字も 140m だったんですがそれでも 130m だったんです。

ガラス屋堂園から瀬山総合所長再質問にお答えします実務的な決定権は総合所長でいいのかというところでございますけれども、この実務というところでは先ほどもちょっと申し上げましたが都市計画審議会の手続きを経てこれは決めていくという内容のものでございます。

いうところで、お伝えさせていただきます。

2. 名のところでございますけれども2点目につきましてはですね、どうぞこれ、この間の末木寛生、当初は確かに委員がおっしゃる通り、議員おっしゃる通りですね含んでいなかった形でございますけれども、これ地元の権利者の方からは勉強会を重ねる中でですね、地元の方から再開、駅広含んだ形での検討を進めてほしいということで提案があったということでございますその提案内容を踏まえて区としてまち作りを進めていく上では、主要な地域生活拠点にふさわしいまち作りを進めていく上で考えてきたというところでございます。以上でございます。

佐藤都市整備政策部長再々質問の補足でございます誰が決定するかというところにつきましては都市計画審議会から答申を受けた後は都市計画法上は、区が決定すると書いてございますので、代表する区長が最終的な決裁を行うというものでございます。

以上でございます。

うちは何でございます。

以上で、大庭正明議員の質問は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

32 番高橋明彦議員議長 32 番高橋明彦議員通告に基づき質問をしてまいります最初に、世田谷の伝統工芸士について質問をします。

世田谷区ではこれまでなかった取り組み伝統工芸の継承や保存のため、区による魅力発信を訴えてまいりました。

国では 244 品目を、伝統的工芸品として指定し展示会や海外展開、そして後継者育成のための研修や人材確保などを推進しています。

東京都も 42 品目を、伝統工芸品として指定し、高度な伝統的技術技法に対して知事が東京都伝統工芸士に認定しています。

さて、世田谷区では今年3月に初めて伝統工芸ともの作り展の開催となりました。

区の初の伝統工芸展に多くの皆さんが来場し、提案や感想を述べられています。

それは伝統工芸をすることができた。

こういう機会をもっとやってほしいと思いました。

実演は伝統興行を身近に感じられる良い機会とも思います。

もの作りをする良い体験です。

今後も発展していくことを願っています。

伝統工芸に携わる人が年々減ってきていると聞いていますが代々受け継がれてきたという技術がこれからも続いていけるような支援が必要だと思いますなど多くの感想や意見があったということです。

そこで質問します。

まず、今年度の伝統工芸展の予定や開催に向けて工夫されている点をお聞きします。

2 点目は区内の伝統工芸士の発掘や課題の把握など、どのように行っているのでしょうか。技術の継承や保全にどのように取り組むのかお聞きします。

3 点目は、これまでも申し上げてきましたが、体験教育として、子供たちへの発信や体験の場をどのように取り組んでいくのかお聞きいたします。

次に、住宅宿泊事業、旅館業の世田谷区の位置づけについてお聞きします。

条例改正に向けて、世田谷区旅館業および住宅宿泊業に関する協議会がこれまで 3 回開催され、これまでの協議会での議論を聞いてきました。

町会商店街事業者の委員の皆さんから具体的な近所のトラブルや地域が不安と思うとの内容や解決方法などの発言があり、また、適正な運営を事業者が行えるように行うように、区が主導するには何が必要で、どの程度強制力を持つことができるのかなど提案や議論が進んでいました。

さて質問しますが、今回の条例改正により、適正な旅館業住宅宿泊事業が行われるようになったとしても旅館業住宅宿泊事業が区民に受け入れられるようになるかが重要です。

くん、くんにとって必要な旅館業や宿泊、住宅宿泊事業とはどのようなものなのかを考えているのかお聞きいたします。

2 点目は、旅館業住宅宿泊事業について、多くの区民が不安を抱えている中で、条例改正により、区民の不安の払拭や事業者の適正な運営に繋がるのかお聞きいたします。

3 点目はこれまで多くの意見を聞いてきたと思いますが、区は、世田谷区の宿泊事業の意義について、どのように本を考えているのか改めてお聞きしたいと思います。

次に災害時の医薬品の確保について質問いたします。

大きな災害が相次ぐ日本列島災害は建物を壊すのみならず、人の体調、心の健康、そして日常的な治療の継続にも大きな影響を与えます。

災害時、まず問題になるのは、薬の供給ストップです。

特に糖尿病、高血圧、腎臓病や心不全などは、災害で災害で悪化しやすく、災害シックでと言い、災害というストレスや生活環境の変化によって慢性疾患の管理がうまくいなくなる状態になります。

例えば、阪神淡路大震災や東日本の大震災では、糖尿病患者さんの血糖指標が震災数ヶ月後に急上昇したというデータがあります。

さらに最近の災害で災害関連死の多さも心配です。

能登半島の震災では、いや、直接市が 228 人に対して、関連死が 500 人を超え、2 倍以上になっています。

そこで質問します。

区として慢性疾患には災害時の対応を意識することなど予防対策を進めることが重要と考えます。

そして何より、命を繋ぐ院薬の備えを個人でもまた区としても進めるべきと考えますが、区の見解を伺います。

最後に、公共交通不便地域についてお聞きします。

特にここでは、桜上水勝見地区についてお聞きします。

それは平成 15 年 6 月の定例会で、私が議員になって初めて質問をした際 20 年前になりますが、一般質問で取り上げたのが、桜上水へのバス路線でした。

小田急線と京王線おむすび桜上水勝見の駅から遠い区民ニーズに応えるよう訴えました。

その後、何度も織田中、KO 結ぶ南北路線の住民の悲願を訴え、区は実現に向けて努力していききたいとは答弁したものの、何も進まず、月日は経っていきました。

今回ようやく交通不便地域として協議会を開催し、解決へ動き出したことは、このうえない喜びでもあります。

さて、駅と駅を繋ぐ路線が長年の願いであると地域協議会でも意見が多くある中で、区はその際、ワゴン車 1 台での運行だから乗れない人が増えてしまう。

また、駅から駅に繋がると、駅から乗る人が増えて、交通不便地域の住民が乗れずに不便対策にはならないなど話は堂々巡りになっています。

地域協議会の皆さんの合意と実現に向けてどのようにつつ進めるべきなのか、区のお考えをお聞きします。

以上壇上からの質問を終わります。

五十嵐経済産業部長私からは世田谷の伝統工芸舎について 3 点ご答弁いたしますまず、伝統工芸展の今年度の実施予定についてです区内には、都知事の認定を受けた伝統工芸士を初め、古くからの技術を受け継いでもの作りに取り組む方がおられ、区の貴重な財産であると認識しております。

こうした匠の技や作品商品等の魅力を伝え、守っていくことは産業や文化の振興という点からも重要であることから昨年度、産業プラザにおきまして伝統工芸や伝統的なもの作りの展示体験イベントを開催しました。

今年度も同様のイベントの実施に向け準備を進めており出店者の選定や体験内容等について世田谷工業振興協会との協議を行っているところです。

今年度の催しにつきましても多くの方に来場いただき、伝統工芸等の魅力を感じてもらえるよう努めてまいります。

次に区内の伝統工芸士の発掘や課題の把握、技術の承継や保全についてです。

くやさん、産業振興公社ではこれまで伝統産業やもの作りの紹介など区内もの作りの魅力を発信してまいりましたが区では昨年度より改めて区内の伝統的なもの作りの実態調査を進めています。

この調査の中で認定を受けた伝統工芸士等からお話を聞き区による更なる現状把握の必要性や後継者の育成事業承継への支援といった課題を把握することができました。

今後も継続的な伝統工芸士等の現状把握と関係構築に努め伝統工芸展等への参加を促すとともに事業承継プラットフォーム事業との連携など技術の継承に繋がる取り組みについても検討し、伝統工芸士等の保全と活動促進に取り組んでまいります。

最後に子供たちへの発信や体験機会の提供についてです。

次代を担う子供たちに、伝統的なもの作りへの関心を持ってもらうことは伝統の保全に加え、技術の継承という点からも重要であると認識しております。

昨年度実施しました。

伝統工芸ともの作り展では親子を含む幅広い年齢層の方が来場され伝統工芸の体験に夢中になる姿や職員の解説に聞きいる様子が見られました。

今年度の実施に向けましては子供を含むより多くの方に来場いただくことも課題となりますので周知や内容の工夫を図ってまいりますまたホームワークビレッジとの連携や伝統的なもの作りの紹介リーフレット作成など今後も多くの子供たちの目に触れ、体験できる機会の創出に向けて検討を進め伝統工芸等の魅力発信と保全に取り組んでまいります。

以上でございます。

向山世田谷保健所長私からは民泊の関連のご質問に順次お答え申し上げます区では世田谷区旅館業法および住宅宿泊事業に関する協議会を設置して条例改正に関連いたしまして、宿泊事業の地域資源としての活用の観点からも既存の取り組みの紹介を含めて様々な立場の方からご意見をいただきました協議会においては、地域に根ざした交流や連携の他、災害時の受け入れや受験や研究者病院利用者等家族等の受け入れに関するご意見もいただきました実際に他自治体の取り組み事例もある中で、国は水害のリスクがあること楽屋ナショナルセンター有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅があることなどを踏まえた区らしい宿泊施設の活用の方法の可能性が考えられます。

宿泊施設が地域からも必要とされるような地域共生に向けて条例で定め切れない部分についてもあわせて検討を重ねてまいります。

常にいわゆる迷惑施設に関してのご懸念とその知性強化に移管してお答えを申し上げます区では旅館業施設へ住宅宿泊事業の届け出住宅の増加とあわせて旅館業住宅宿泊事業に関する相談が増加していることから両方に関連する条例改正を検討してございます。

近隣への十分な事前周知緊急連絡先を明示した標識の設置、設置、緊急時の駆けつけ対応等を定める他、旅館業法施行条例においては入浴施設やサウナに関する基準建築や総合等の法令を念頭に、構造設備の関係法令の適合を求めることなどを定めます。

また住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例においては東京都建築安全条例で旅館量が制限される路地状敷地での営業制限することについても検討しております。

これらの規定によって事業者へ適正な運営を行うことを指導するとともに区民の方々の安

全安心の確保と静穏な住環境の補助に努めてまいります。

次に世田谷区にとっての御宿泊事業の委員についてでございますが区は、宿泊事業について、区民の安全安心の確保と静穏な住環境の維持を大前提としつつ、地域共生のもとでの適正な運営が重要であると考えております一方宿泊事業は文化施設や商店街、緑豊かな住宅地など世田谷の魅力を国内外に発信して、人との大交流や地域活性化に繋がる可能性もございます。

このため区では、不適正な事業者への監視指導を強化する一方で適正な運営を行う事業者については、地域との共生や、区の魅力発信を担う存在として、その取り組みは評価をしていく考えでございます。

また行政が事業者の運営状況を適正に把握して、必要な指導助言を行っていくことも重要です。

区は適正な運営の促進と監視指導の充実を図って、区民。

地域および事業者のいずれにとっても良好な制度運用を目指してまいります。

私からの最後になりますが災害時の慢性疾患の方々の服薬継続に関してお尋ねでございます慢性疾患の方の服薬中断は災害関連死の中でも重要な類型の一つとされており、区でも課題として認識をしてございます現在の枠組みにおいては、営業再開した。

薬局の情報提供を早期に行うとともに、薬局間の次の調達ネットワークや災害時にうめとびあに設置される。

災害薬事センターによる調整によって服薬中断を防ぐこととしております今後はいわゆる持病持ちの方々に対して、ご自身での薬の備蓄やお薬手帳のを持ち歩きの重要性に関する周知啓発に努めあわせて、薬剤師会との意見交換等を通じて、この仕組みでずいぶんであるかどうかの点検にも含め災害時の慢性疾患の方の服薬中断が起きないようにするための方策を検討してまいります。

私からは以上です。

野々下道路交通計画部長私からは公共交通不便地域の重点検討地域である桜上水赤堤地域に関するご質問にお答えいたします。

現在、世田谷区コミュニティ交通導入ガイドラインに基づき区内五つの重点検討地域に地域協議会が設立され、検討が進められております。

重点検討地域は、狭隘な道路が多く、小型車両での運行が想定されるため乗車希望者全員が乗車しきれない懸念や、既存バス路線との運行経路重複による既存バス路線への影響など重点検討地域共通の課題がございます。

ご指摘の桜上水赤堤地域では、昨年11月に地域協議会での検討が始まり、様々な課題がある中で議論議論を重ねてまいりました。

その後桜上水駅と経堂駅の南北を結ぶ運行経路を基本に計画案をまとめ現在、移動ニーズ等調査の実施に向け準備を進めております。

区といたしましては、各地区の特性に応じた持続可能なコミュニティ交通の導入に向けて

地域協議会の活動を引き続き支援してまいります。

私から以上です。

高橋昭彦議員ご答弁いただきましたが何点か要望と再質問をしたいと思います。

医薬品ですけれども命を繋ぐ薬の備えです。

よく検討していきたいということですのでけれどもともかくあの備えが大事やっぱりそういう意味では区としての備蓄も大事だと思います。

そういうことをよく、薬剤師さんと打ち合わせをして、進めていただきたいと思います。

ごめんなさい。

それから、交通不便ですけれども駅への路線を作ると便利になって、便利になると人が増えて乗れない人が出る。

便利になるのはいいことなんじゃないですか不便地域なんですからね便利にするためにやるわけですから便利になってそういうふうなことになるんだったら、どうするかっていうことを次の策として考えるのは区の考えだと思いますので、よくよく進めてください。

よろしくお願いいたしますと思います。

最後に民泊について再質問させていただきます。

私は8年前から一貫して行ってきたのが一点です。

家主居住型と不在型を明確に分けて規則を作るべきだとずっと申し上げてきました。

世田谷区ならではの宿泊事業のあり方を探るべきなんだということをずっと毎回言っていました。

いま世界的にも世界の主要都市、主要5都市は、バルセロナがニューヨークローマアムステルダムパリで民泊への動きが始まっています。

それは家主居住型と不在型家主が非居住というのを明確に分類して規制を行っています。

世界的に見ても、無登録営業や虚偽申請不在型商業目的の横行に対して巨額の過料いや、プラットフォームのサイトへの即時掲載を禁止そういった強硬な手段がとられています。

迷惑な事業者には規制は厳しく行うべきことはこれは当然でありますけれども、地域住民からのクレームはない事業者もいます。

優良な事業者は評価する。

メリハリが重要だと私は毎回申し上げてまいりました。

一律に全ての民間民泊が悪いわけではありません。

訪日外国人が普通の日本の暮らしを体験できるような、あるいはホストファミリーとの交流が楽しめるような施設だってあるわけです。

先日、家主居住型の方と話をさせていただきました。

来週我が家に留まるフィリピンの方はアジア大会の馬術競技に参加する方です。

我が家が、馬事公苑に近いということで止まられます。

また留学の準備のために泊まる方もいます。

世田谷区における優良な事業者として区はどのように育てていくのか、また、区は産業とし

での宿泊事業をどのように活用していくのか改めて質問させていただきます。

向山世田谷保健所長民泊優良な事業者をひとくくりにせずに育成していくというようなお尋ねかと思えます最近歩道におきましては家主居住型と家主不在型にいわゆる 2 分して注目をさせてございます。

このことは認識をしてございますが厳密に見て行きますと家主不在型という類型の中に、実は二世帯住宅ですとか同一の共同住宅同一敷地内で居住されている。

などの場合もありますので、来ればこういった実態をに即して管理が適正にできるという事業者を抽出したまたそういったところがきちんと事業が継続できるようにとような形で条例案にまとめさせていただいたということでこの間についてもさらに明確化をしていきたいと考えてございます条例改正の素案におきましては住民の方の不安や苦情にきちんと対応しない事業者については、厳正な指導を行い、また根気強い監視指導やモニタリングを実施していくことで総体としての適正化についても図ってまいります。

あわせて地域住民の方々への配慮を追うや共生を何よりも重視して協議会でもいくつかの実例の事例が創刊されてございましたが、地域の資源や一員として活動するという事業者や地域に受け入れられる区の魅力発信に積極的に協力的な事業者の育成等については、関係部署、町内外の大団体等のご協力を得て進めていきたいと考えてございます中長期的には例えば現行でございますと、食品衛生でございましてとか環境衛生協会あるいは一躍時とあの関連しておりますけれども柔道整復師会の世田谷支部などは自らの陳情自浄作用を働かせながら行政との連携の友に、取り組みを継承普及していくとあのこういった取り組みに非常に熱心に活動されておりますふとしたいたしましても講習会などを通じて事業者への働きかけや育成などを図っていききたいと考えてございます。

私からは以上です。

高橋昭彦議員終わります。

以上で高橋明彦議員の質問は終わりました。

次に、44 番、たかじょう訓子議員委員長 44 番たかじょう訓子議員通告に基づき質問いたします。

初めに千歳烏山駅駅前広場南南南側地区の再開発計画についてです。

区は、第一種市街地再開発事業、高度利用地区地区計画などの都市計画決定に向け、手続きを進めています。

高さ 140m、約 600 世帯商業施設を含むタワーマンションの建設計画です。

現在 17 条に基づく意見募集が行われており本日が最終日となっています。

区は再開発の目的に、権利者の生活再建を挙げています。

しかし、タワマン再開発では、授業後の管理費、酒修繕積立金、固定資産税などの負担が増え、地権者が住み続けられない。

商売を続けられないという問題が起きています。

先日、住宅会議主催のセミナーでスタジオ原っぱの村島雅彦氏から、タワーマンションの維

持修繕費は60年を見据えると通常のマンションの2.5倍必要になるとの話を伺いました。築年数が進めば、大規模修繕に加え、非常用エレベーター、非常用発電機、防災設備など、超高層特有の設備更新にも多額の費用が生じます。

実際、築30年近いある超高層マンションでは、長期修繕計画修繕計画を見直した結果、75平米の住戸で月8000円から10万7600円に実に13.5パー5倍の積立が必要との試算が示された事例もあります。

地権者が生活再建できるか判断するには、入居時だけでなく、10年、20年、30年後まで見通した管理費修繕積立金などの情報が必要です。

しかし、都市計画決定後、都市計画決定前には示されません。

後戻りができない都市計画決定後に権利変換計画を見て残るか離脱するかを判断させる。

これが生活再建と言えるのでしょうか。

生活再建が実現できないのであれば、計画は抜本的に見直すべきです。

私どもはこの観点で指摘し続けてきましたがけれども区は再開発は権利者の際、生活再建のためと繰り返し答弁してきました。

であるならば、国に区の考える権利者の生活再建とは何を意味するのか。

明確にお答えください。

次に、再開発事業に対する区の認識についてです。

以前、高羽から再開発ビルに公共施設を入れる提案がありました。

しかし世田谷区はマンションを含む複合施設に区分所有していた奥沢区民センターで耐震改修を巡る合意形成が困難となり、移転を余儀なくされた経験があります。

再開発ビルの区分所有者となることを検討しているのか伺います。

葛飾区の立ち、立石駅北口再開発では、再開発ビルへの区庁舎移転を巡り、区が取得する権利証の価格が不当に高く、区民に損害を与えるとして、240人を超える住民による監査請求、その後238人を原告とする住民訴訟に発展しています。

事業費が高騰し、採算性が問題となる再開発事業を税金で下支えするようなやり方では、区民の理解は得られず、自治体が行うべきことではないと考えます。

区の認識を伺います。

地権者からは、権利が守られない再開発ではなく、スーパー清水や商店街に残すための共同化など、別の手法と一緒に検討したいとの声も伺っています。

また、周辺住民からは持続可能なまち作りに逆行するなど反対の声も上がっております。自主的にまち作りに関する学びを深めています。

140mのタワマン再開発を前提に都市計画決定を急ぐのではなく、駅前広場整備と地区課題の解決を切り分けて、住民が住み続けられる別のまちづくりを住民とともに検討することを求めます。

次に、不登校児童生徒のすまいるルームの利用について伺います。

SMA すまいるルームとは、知的発達に遅れがなく、情緒の発達に偏りがある児童生徒を対

象に、全般的なコミュニケーションスキルの受向上に向けた指導を行う教室です。

このすまいるルームを利用している小学生の保護者から相談を受けました。

不登校となり、不登校の子供の居場所ほっとスクールに通うことが決まると、学校からすまいるルームは利用できなくなると言われた子供の成長発達のため、ほっとスクールと併用できないかというものです。

子供は障害の有無に関わらず、全ての子供の教育を受ける権利と発達を保障するために子供を教育の場に合わせるのではなく、どの学びの場でも、その子を受け入れられる教育条件を整えることが必要だと私どもは考えています。

発達障害のある子供が不登校になるケースは少なくありません。

23 区中 15 区では、不登校になっても特別支援教室の利用を認めています。

文化省の障害に応じた痛苦露通級による指導の手引きでは、不登校であっても、障害による学習上、生活上の困難を把握し、通級による改善克服が見込まれる場合には、指導できるとしています。

さらに分文科省からも私どもの質問に対し、不登校の状態にあることをもって直ちに通級による指導を受けることが不适当というものではないとの回答を得ています。

不登校となった児童生徒も、すまいるルームの利用を継続できるようにすべきではないでしょうか、区の見解を伺います。

さらに不登校になった子供への支援とともに、不登校を生まない学校作りも重要です。

教員を増やし、少人数学級を進め過度な競争や管理ではなく、1 人 1 人の子供の声を尊重し、安心して学び生活できる学校作りを進めることを求めます。

次に、不登校に伴う介護休業、介護休暇制度について伺います。

2025 年 4 月の育児介護休業制度の見直しのが、あと国は、不登校児童生徒についても、その状態によっては、保護者が介護休業、介護休暇等を利用できることを明確に周知しました。しかし、2026 年今年 6 月のサイボウズソーシャルデザインラボの調査では、介護休業の利用者はたった 3%、制度を利用できる可能性を知らない、または聞いたことがあるが、よく知らないという保護者を合わせると約 8 割でした。

また、不登校のを不登校と行き渋りをきっかけに 24.8%の親が離職転職時短休職を経験する一方、制度を積極的に周知している企業は 19.4%にとどまっています。

ふと理由とした保護者の離職を防ぐため、区内事業者と不登校児童生徒の保護者に介護休業、介護休暇制度を積極的に集中すべきです。

見解を伺います。

最後に祖師谷住宅について伺います。

東京都住宅供給公社 JK 素子が薬で住宅では、資材価格高騰などにより建て替え計画の延期が明らかになりました。

区民、住民については、JKK からお知らせが配られましたが住民については JK からお知らせが配られましたが、周辺住民には現地とまちづくりセンターへの掲示のみで説明会は開

催されていません。

戻り入居や転居を予定する住民、とりわけ高齢者への影響が大きく、工事期間の変更は、周辺住民や商店街にとっても大きな問題です。

住民は JKK に、1 人 1 人の事情に応じたプランの見直しや周辺住民への説明会開催を求めています、未だに回答は得られていません。

から JK に対し、住民 1 人 1 人への丁寧な対応と、主賓周辺住民への説明会の開催を求めています。

見解を伺います。

さらに祖師谷住宅の建て替えに当たり、住民は高齢者施設の整備を要望し、区も JK に、福祉関連施設の整備を要望していると答弁しています。

また、周辺住民、そして住民は、既存樹木の保全を求めてきました。

計画では一部を移植するとしていますが多くの樹木が伐採されましたこの両方ですねこの祖師谷住宅の建て替えに当たり、変更がないか確認をいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

どうぞ、勝山総合支所長私からは、千歳烏山駅前の再開発の関連について 3 点お答えします。

最初に、区が考える権利者の生活再建とは何かについてです。

市街地再開発事業における権利者の生活再建については権利者それぞれのご意向や生活状況を踏まえ、事業後の生活やなりわいの継続について、将来にわたる見通しを持てるようにすることが重要であると認識しております。

そのため現在の場所で暮らし暮らしや事業を続けたいといったご意向を丁寧に伺い、権利変換後の住居や店舗管理費、修繕積立金、固定資産税などの将来負担を含め、生活再建を検討するための情報が適切に示されることが必要です。

具体的な生活再建は今後都市計画決定後、再開発準備組合が事業計画を作成する過程で、権利者と検討調整していくことになります。

区としても、将来の生活や事業を判断できる必要な情報を示すことを準備組合に求め、引き続き、権利者のご意向を伺ってまいります。

次に、再開発建物 9 月分使用する考え方についてです。

それから洗馬駅周辺では、烏山総合支所や烏山区民センターの狭隘化などにより、一部の区施設が民間施設に分散しており、将来的な辛さは区民センターの建て替えを捉え、公共施設の集約、再編を検討していく考えでございます。

再開発事業の建物への工夫施設の導入については現時点で床を取得、賃借する等の具体的な計画はございません。

今後、区施設の導入を検討する場合は、行政需要や区民サービスへの効果取得賃借に要する費用、将来の維持管理、修繕負担などを総合的に検証し、公共施設としての必要性、必要性や費用対効果を踏まえることが重要と認識しております。

最後に、公費による支援や管理についてお答えします。

葛飾区の立石駅北口地区で北口地区では、再開発ビルの新庁舎移転に伴う権利証の評価等を巡り、住民訴訟が適正提起されたものと承知しております。

千歳烏山駅前広場南側地区は現在、市街地再開発事業等の都市計画についての決定手続きの段階であり、今後社会経済状況を踏まえながら、再開発準備組合において、事業の実現性について検討が重ねられていくものと認識しております。

今後工夫して角導入を検討する場合は、再開発事業の下支えではなく、公共施設としての必要性や費用対効果等を基本とすべきものと認識しております。

私からは以上でございます。

宇都宮教育総合センター長はい私からはご質問 2 点についてご答弁をいたしますまず特別支援教室スマイルルームの利用対象の拡大についてです。

東京都は、特別支援教室、すまいるルームの利用対象を、通常の学級に在籍し、知的障害がなく、発達障害等があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒としております。

一方区は、児童生徒が不登校になった状況を聞き取り、障害による学習上、生活上の困難を改善克服のための指導の必要性や、効果的な支援のあり方について検討し、利用の継続等を個別に判断しております。

今後も 1 人 1 人の児童生徒に寄り添い、個別最適な学びを保障するために適切な支援を行ってまいります。

次に、不登校に伴う介護休業制度利用の周知についてです。

不登校児童生徒の保護者の中には、お子さんの見守りで通院相談機関への付き添いなどにより、仕事との両立に困難を抱え、離職を検討せざるを得ない方もいらっしゃると思います。

国は、不登校児童生徒が育児介護休業法による常時介護を必要とする状態に該当し、保護者の対象家族である場合には介護休業休暇制度等のが利用可能であると案内している教育委員会といたしましても、こうした制度が利用できる可能性があることについて、直接保護者と対する相談窓口を初め、スクールや区ホームページ等々つつ活用して周知に努めてまいります。

以上です。

五十嵐経済産業部長私からは不登校に伴う介護休業介護休暇制度の大事業者への周知についてご答弁いたします。

育児介護休業法に基づく介護休業、介護休暇は労働者が家族の介護に直面した際に仕事と介護の両立を支援するものであり多様な働き方を実現するための重要な制度であると認識しております。

区内事業者の人手不足が喫緊の課題である中従業員の離職等による人材の創出は、事業者にとっても、事業活動への影響が生じるものと考えます。

区といたしましては事業者向けの、メールマガジンやセミナーなど様々な機会を捉えお話を保護者の離職を防止する制度の周知に努めまして雇用の維持に繋げてまいります。以上でございます。

鎌田砧総合支所長はい私からは、祖師谷住宅建替延期に関連する事項につきまして順次お答えいたします。

初めに、区から東京都住宅供給公社にに対して丁寧な対応を求めている。とお願いしたい。

また、周辺住民への説明会を求めるべきについて併せてお答えいたします。

東京都住宅供給公社は祖師谷住宅第1期工事について、当初は令和7年度着工予定で計画しておりましたが、建設費の高騰や社会情勢の変化を踏まえた発注方法の見直しなどにより、現在は令和9年6月の着工を目指しております。

後者はこのスケジュールの変更について、現地の掲示板および祖師谷まちづくりセンター2階の情報コーナーに変更のお知らせを掲示し、周知しております。

また、祖師谷住宅の居住者全体に対しては、令和8年5月に着工時期の変更について文書を配布しており、そのうち戻り居住戻り入居予定者を対象に電話で今後のご後以降に変更がないか確認したと聞いております。

着工時期が変更されたことに伴い、地域住民や住居者の中には不安に思われている方もいらっしゃるかと思います。

区といたしましては、建て替え時期の変更に伴う生活プランの見直しなどは1人1人ご事情もございますので、これらの不安の声に対し丁寧な説明や対応に努めるよう、後者に求めてまいります。

あわせて説明会開催の希望のご意見につきましても、お伝えしてまいります。

次に、建て替え計画が遅延する中で、福祉関連施設の整備を要望しているが、この計画に変わりがなければ、また、事務、既存樹木の保全が保全を求めてきたが、じゅ、既存樹木の移植計画について変更はないかについて併せてお答えいたします。

祖師谷住宅の建て替え計画につきましては、令和5年に策定した措置以外に2丁目地区まちづくり誘導指針により、敷地内へ福祉関連施設の導入現況の現状の良好な環境を継承するための緑の保全、樹木の移植等を公社に求めてまいりました。

後者はこれらの要請に応じ、これまで開催した説明会等で第2期以降の区域に福祉関連施設を導入する予定であること、既に樹木の可能な限りの移植やバス、伐採せざるを得ない色、植栽については、代替として新たな樹木を植えることを地域住民に説明しております。

今回の着工時期の変更に伴い、後者に改めて福祉関連施設の計画や既存樹木の移植計画について確認したところ、現時点において計画の変更はないと聞いております。

これといたしましては、引き続き工事の進捗に合わせて校舎に計画内容を確認するとともに、必要な要望等を伝え、街作り誘導指針に沿った計画が実現するよう調整してまいります。私からは以上でございます。

たかじょう訓子議員烏山の再開発について意見を述べます生活再建とは何かということ

なんですけれども区としては都市計画決定後は自己責任ですよと地権者の自己責任ですよということなんだと思いますこれは地権者のための再開発ではない生活再建と呼ぶことはできないと思います。

以上でたかじょう訓子議員の質問は終わりました。

これで一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2から第6に至る5件を一括上程いたします。

日程第2 認定第1号令和7年度世田谷区一般会計歳入歳出決算認定、日程第3 認定第2号令和7年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定、日程第4 認定第3号令和7年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定日程第5 認定第4号令和7年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算認定、日程第6 認定第5号令和7年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算認定本5件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました認定第1号より認定第5号に至る、令和7年度世田谷区各会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

初めに、決算数値全体につきまして、歳入歳出決算総括からご説明いたします。

決算書の右上のを11ページを御覧ください。

表の最終行、一般会計と各会計各特別会計を合計いたしました。

歳入決算額6186億4632万6435円に対しまして歳出決算額は5943億279万5487円で歳入歳出差引残額は243億4353万948円となり、全額を令和8年度へ繰り越しております。

次に、決算内訳をお会計ごとにご説明いたします。

最初に一般会計からご説明いたします。

15ページを御覧ください。

歳入決算額は4262億8258万1888円歳出決算額は4065億7123万5089円となっております。

歳入歳出差引残額は197億1134万6799円となり、令和8年度へ繰り越しております。

なお、この翌年度への繰越額には、繰越明許費および事故繰越しの財源49億735万6169円を含んでおります。

したがって、この翌年度への繰越財源を差し引きました。

実質収支額は148億399万630円となっております。

歳入につきましては、16ページから23ページにわたりまして、それぞれ決算数値を敢行。別に記載しております。

22ページおよび23ページの歳入合計の行をご覧ください。

23ページの収入済み額欄の最終行に記載の合計額は、4262億8258万1888円で、前年度からの繰越事業費を含めた予算現額に対する収入率としては97.2%となっております。

続いて歳出の説明に移らせていただきます。

24 ページから 29 ページに、歳入同様、観光別に、決算額を記載しております。

28 ページおよび 29 ページの歳出合計の行をご覧ください。

29 ページの支出済み額欄の最終行に記載の合計額は 4065 億 7123 万 5089 円で前年度から繰り越し事業費を含めた予算現額に対する執行率は 92.7%となっております。

続きまして、国民健康保険事業会計についてご説明いたします。

33 ページを御覧ください。

歳入決算額は 827 億 4369 万 8829 円で予算現額に対しまして、99.9%の収入率となっております。

歳出決算額は 820 億 4324 万 1847 円で予算現額に対する執行率は 99.1%となっております。

歳入歳出差引残額 7 億 45 万 6982 円は、令和 8 年度へ繰り越しております。

続きまして、後期高齢者医療会計についてご説明いたします。

45 ページを御覧ください。

歳入決算額は 286 億 8279 万 4310 円で予算現額に対しまして 102.6%の収入率となっております。

歳出決算額は 273 億 2247 万 8976 円で予算現額に対する執行率は 97.7%となっております。

歳入歳出 The 差引残額 13 億 6031 万 5334 円は令和 8 年度へ繰り越しております。

続きまして、介護保険事業会計についてご説明いたします。

53 ページを御覧ください。

歳入決算額は 772 億 3161 万 7003、7433 円で、予算現額に対しまして 100.7%の収入率となっております。

歳出決算額は 746 億 6220 万円 6020 万 5600 円で、予算現額に対する執行率は 97.3%となっております。

歳入歳出差引残額 25 億 7141 万 1833 円は、令和 8 年度へ繰り越しております。

最後に学校給食費会計についてご説明いたします。

65 ページを御覧ください。

歳入決算額は 37 億 563 万 3975 円で、予算現額に対しまして、93.8%の収入率となっております。

歳出決算額は 37 億 563 万 3975 円で、予算現額に対する執行率は 93.8%となっております。

なお、学校給食費会計については、令和 7 年度をもって廃止となり、歳入歳出差引残額は 0 円となるため、令和 8 年度への繰り越しはございません。

以上 5 会計の令和 7 年度歳入歳出決算 2 才木としての各会計歳入歳出決算事項別明細書および財産に関する調書等の付属資料を添えて提出をさせていただきました。

何とぞ慎重にご審議いただき、速やかにご認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本 5 件を審査するため、45 名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本件については 45 名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員選任につきましては委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長から指名いたします。

お諮りいたします。

お手元の決算特別委員会構成表の通り指名することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました各議員を、決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、本議場において、決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行うため、ここでしばらく休憩いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われました決算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長に報告させます。

ご報告いたします。

決算特別委員会委員長坂口健一議員同副委員長中山みずほ議員同副委員長中里光男議員。

以上でございます。

以上で報告を終わります。

次に、日程第 7 から第 14 に至る 8 件を一括上程いたします。

日程第 7 議案第 59 号令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算第 3 次、日程第 8 議案第 60 号令和 8 年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算第 1 次、日程第 9 議案第 61 号令和 8 年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算第 1 次日程第 10 議案第 62 号令和 8 年度世田谷区介護保険事業会計補正予算第 1 次、日程第 11 議案第 63 号世田谷区議会議員選挙および世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例日程第 12 議案第 64 号世田谷区民健康村ながらヴィレッジ他に施設改修機械設備工事令和 8 年度請負契約、日程第 13 議案第 65 号世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更、日程第 14 議案第 66 号財産、電動式移動棚の取得の変更本 8 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 59 号より議案第 66 号に至る 8 件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 59 号令和 8 年度世田谷区一般会計補正予算第 3 次につきましてご説明いたします。

補正予算書、右上の 9 ページを御覧ください。

本件は、国との学校給食費無償化に連動した対応や子供子育て関連施設に対する熱中症予防支援事業の実施、止水板設置工事助成金の増額などについて速やかに対応するため、補正計上するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算額は、既定予算額に 16 億 5159 万 5000 円を追加し、4348 億 2616 万 5000 円とするものであります。

次に議案 60 号令和 8 年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算第 1 次につきましてご説明いたします。

17 ページを御覧ください。

本件は国民健康保険事業に関し、前年度からの繰越金や東京都への納付金の減額などを補正計上するものであり、既定予算額にマイナス 1 億 6047 万 4000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 840 億 4643 万 1000 円とするものであります。

次に議案第 61 号令和 8 年度世田谷区後期高齢者医療会計補正予算第 1 次につきましてご説明いたします。

21 ページを御覧ください。

本件は、後期高齢者医療事業に関し、前年度からの繰越金や広域連合への負担金などを補正計上するものであり、既定予算額に 13 億 6031 万 4000 円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 307 億 7511 万円とするものであります。

次に議案第 62 号令和 8 年度世田谷区介護保険事業会計補正予算第 1 次につきましてご説明いたします。

25 ページを御覧ください。

本件は、介護保険事業介護保険事業に関し、前年度からの繰越金や介護給付費準備基金積立金などを補正計上するものであり、既定予算額に 25 億 7141 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 786 億 3036 万 3000 円とするものであります。

次に議案第 63 号世田谷区議会議員選挙および世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、公費負担の限度額を改正。

改定する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 64 号世田谷区民健康村中野ヴィレッジ他に施設改修機械設備工事、令和 8 年度、請負契約につきましてご説明いたします。

本件は、公共施設中長期保全計画に基づき、主に施設の運営上に必要な予防保全工事を行うものであります。

本件の契約の締結に当たりましては、地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 の規定に基づきまして、一般競争入札により実施いたしました。

その結果、株式会社石井設備工業東京支店が落札し、同社と 3 億 7070 万円で契約しようとするものであります。

次に議案第 65 号世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更につきましてご説明いたします。本件は、令和 3 年第 1 回区議会臨時会において、議案第 43 号として議決を得た後、契約金額および工期について、これまで計 3 度の議決を経て契約変更を行ったものでありますが、工事請負契約約款第 25 条第 6 項の規定に基づき、賃金水準および物価水準の変動に係る費用を追加する必要があるため、請負金額を 427 億 8145 万 6000 円に変更を行うものであります。

次に議案第 66 号財産、電動式移動棚の取得の変更につきましてご説明いたします。

本件は令和 7 年第 4 回区議会定例会において、議案第 106 号で議決を得たものでありますが、書庫内のスプリンクラーの設置位置や向きの変更等が発生したことに伴い、一部の棚の段数を減少させる必要があるため、契約金額を 2 億 1069 万 4000 円に変更を行うものであります。

本 3 件の契約の締結につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号および第 8 号並びに世田谷区議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第 2 条および第 3 条の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 59 号より議案第 66 号に至る 8 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 8 件ご企画総務委員会に付託いたします。

次に、日程第 15 から第 22 に至る 8 件ご一括上程いたします。

日程第 10 号議案第 67 号世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例日程第 16 議案第 68 号世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例、日程第 17 議案第 69 号世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例日程第 18 議案第 70 号世田谷区立区民会館の指定管理者の指定、日程第 19 議案第 71 号世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定、日程第 20 議案第 72 号世田谷区立世田谷文学館の指定管理者として、日程第 21 議案第 73 号世田谷区立。

世田谷文化生活情報センターの指定管理者として日程第 22 議案第 74 号世田谷区区民健康村の指定管理者の指定本 8 件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第 67 号より議案第 74 号に至る 8 件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 67 号世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、宿泊施設および食事の利用のキャンセル料に係る規定を定める必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 68 号世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、メディア工房および情報プラザを廃止するとともに、規定の整備を図る必要が生じ

ましたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 69 号世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区太子堂出張所の位置を変更する必要があるが生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 70 号世田谷区立区民会館の指定管理者の指定議案第 71 号世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定議案第 72 号世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定議案第 73 号世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定議案第 74 号世田谷区区民健康村の指定管理者の指定の 5 件につきましてご説明いたします。

本 5 件はいずれも指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第 67 号より議案第 74 号に至る 8 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 8 件の区民生活委員会に付託いたします。

次に、日程第 23 号を上程いたします。

日程第 23、諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の諮問。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

保坂区長諮問第 2 号人権擁護委員候補者推薦の諮問についてご説明いたします。

本件は人権擁護委員 1 名の任期満了に伴い、次期候補者を法務大臣に対し推薦する必要があるので、ご提案申し上げた次第でございます。

候補者につきましては、法の趣旨にのっとり、世田谷区保護司会からご推薦をいただいたものであります。

慎重に検討いたしました結果、推薦することを適当と認めまして、委員兼擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、お諮りするものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

本件は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を諮問通り答申することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって諮問第 2 号は諮問通り答申することに決定いたしました。

次に、日程第 24 から第 26 に至る 3 件を一括上程いたします。

日程第 24 議案第 75 号世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例、日程第 20 号議案第 76 号世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例日程第 26 議案第 77 号世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例本 3 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 75 号より議案第 77 号に至る 3 件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 75 号世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立世田谷保健福祉センターの位置を変更する必要性が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 76 号世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例議案第 77 号世田谷区指定障害児入所施設の人員設備および運営の基準等に関する条例の一応一部を改正する条例の 2 件につきましてご説明いたします。

本 2 件はいずれも児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準等の改正に伴い、児童等を対象とした性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図る必要性が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。以上議案第 75 号より議案第 77 号に至る 3 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 3 件を福祉保健委員会に付託いたします。

次に、日程第 27 から第 31 に至る 5 件を一括上程いたします。

日程第 27 議案第 78 号世田谷区風景作り条例の一部を改正する条例、日程第 28 議案第 79 号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例、日程第 29 議案第 80 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例日程第 30 議案第 81 号特別区特別区道路線の認定、日程第 31 議案第 82 号特別区道路線の認定本 5 件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第 78 号より議案第 82 号に至る 5 件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第 78 号世田谷区風景作り条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、景観法の改正等に伴い、規定の整備を図る必要性が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 79 号世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、条例の適用区域を拡大する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 80 号世田谷区立公園条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立若林 5 丁目公園を廃止する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 81 号および第 82 号特別区道路線の認定の 2 件につきましてご説明いたします。

本 2 件はいずれも新たな特別区道の路線の認定に関するものでありまして、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上、議案第 78 号より議案第 82 号に至る 5 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 5 件を都市整備委員会に付託いたします。

次に、日程第 32 から第 30 号に至る 4 件を一括上程いたします。

日程第 32 議案第 83 号世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例、日程第 33 議案第 84 号世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例、日程第 34 議案第 85 号世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例日程第 30 号議案第 86 号世田谷区立図書館の指定管理者の指定本 4 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 83 号より議案第 86 号に至る 4 件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 83 号世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立松が丘幼稚園および世田谷区立桜が丘幼稚園を集約し、世田谷区立桜丘幼稚園を設置するとともに、世田谷区立三島幼稚園および世田谷区立中町幼稚園を集約し、世田谷区立多摩川の森幼稚園を設置する必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 84 号世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、区立幼稚園集約化等計画に基づき、集約する幼稚園において、3 歳児保育を開始するとともに、預かり保育の実施日および提供時間の拡充に伴い、預かり保育料の額を変更し、あわせて規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 85 号世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、預かり保育の利用に係る区分を廃止し、預かり保育料の額を変更するとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に議案第 86 号世田谷区立図書館の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。

本件は、世田谷区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 83 号より議案第 86 号に至る 4 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 4 件後、文教委員会に付託いたします。

次に、日程第 36 を上程いたします。

日程第 36 議案第 87 号世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例本件に関し、提案理由の説明を求めます。

清水副区長ただいま上程になりました議案第 87 号世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本件は、印鑑登録申請者の保証人となることができる者の範囲を改めるとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本県の DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって本件は、DX 地域行政公共施設整備等推進特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 37 から第 42 に至る 6 件ご一括上程いたします。

日程第 37 議案第 88 号世田谷区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 38 議案第 89 号世田谷区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例日程第 39 議案第 90 号世田谷区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、日程第 40 議案第 91 号世田谷区特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例日程第 41 議案第 92 号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の 2 要件に関する条例の一部を改正する条例、日程第 42 議案第 93 号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例本 6 件に関し、提案理由の説明を求めます。

中村副区長ただいま上程になりました議案第 88 号より議案第 93 号に至る 6 件につきましてご説明申し上げます。

まず議案第 88 号世田谷区児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正

する条例議案第 89 号世田谷区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例議案第 90 号世田谷区、乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例議案第 92 号世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例議案第 93 号世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の 5 件につきましてご説明いたします。

本 5 件は、児童福祉施設の設備および運営に関する基準等の改正に伴い、児童対象とした性暴力と性暴力等の防止等に係る規定を定めるとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

次に、議案第 91 号世田谷区特定教育保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

本件は、特定教育保育施設および特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業に係る。

規定を加えるとともに、規定の整備を図る必要が生じたので、ご提案申し上げた次第でございます。

以上議案第 88 号より議案第 93 号にいたする 6 件につきまして、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本 6 件の子ども・若者施策推進特別委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって本 6 件は子供若者施策推進特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第 43 号を上程いたします。

日程第 43 請願の付託。

受理いたしました請願は、請願文書表に掲げました通り、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。